

第六十五回国会
衆議院

大蔵委員会

議録第十一号(その一)

昭和四十六年二月二十四日(水曜日)
午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 宇野 宗佑君

理事 丹羽 久章君

理事 山下 元利君

理事 竹本 孫一君

理事 奥田 敏和君

本部 佳昭君

高橋清一郎君

中村 實太君

木野 晴夫君

坂元 親男君

中島源太郎君

原田 慤君

松本 十郎君

吉田 実君

佐藤 観樹君

藤田 高敏君

古川 次郎君

政子君

出席國務大臣

大蔵大臣 福田 起夫君

出席政府委員

外務省經濟協力局長 沢木 正男君

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵省國際金融局長 稲村 光一君

通商産業省貿易振興局長 後藤 正記君

委員外の出席者

日本輸出入銀行 石田 正君

日本輸出入銀行 理事 奥村 輝之君

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

理事 上村千一郎君

理事 藤井 勝志君

理事 松尾 正吉君

理事 坂元 重延君

吉田 昌雄君

堀 伸君

伏木 和雄君

小林 雅司君

二月二十三日
自動車重量税法案(内閣提出第三九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

関税率等の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

日本輸出入銀行による貸付金の利息の特例等に関する法律案(内閣提出第一五号)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案を一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

○毛利委員長 これより会議を開きます。
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、入場税法の一部を改正する法律案及び関税率等の一部を改正する法律案、以上の各案を一括して議題といたします。

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
入場税法の一部を改正する法律案
関税率等の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

所
得
税
法
の
一
部
を
改
正
す
る
法
律
案
法
人
税
法
の
一
部
を
改
正
す
る
法
律
案
相
続
税
法
の
一
部
を
改
正
す
る
法
律
案
入
場
税
法
の
一
部
を
改
正
す
る
法
律
案
関
税
率
等
の
一
部
を
改
正
す
る
法
律
案
現行の十八万円から十九万円に引き上げるとともに、扶養控除を現行の十二万円から十三万円に引

上げることとしております。また、給与所得者について、その負担を軽減するため、昭和四十三年以来据え置かれている給与所得控除の定期控除を現行の十万円から十三万円に引き上げることとしております。これらの結果、給与所得者の課税最低限は、夫婦と子供二人の場合では、現行の約八十八万円から約九十六万円に、夫婦と子供三人の場合では、現行の約百三十三万円から約百三十三万円に、それぞれ引き上げられることになります。

最初に所得税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。まず、昭和四十六年度の税制改正案から提出された政府は、昨年十二月税制調査会から提出された八号)検討を重ねた結果、昭和四十六年度の税制改正においては、最近における国民負担の状況にかおきましては、最も重要な課題となるべき課税の負担の軽減をはかるため、給与所得控除をはじめとする各種の所得控除の引き上げ、青色事業主特別経費準備金の創設、相続税の軽減合理化等を行なうことにより平年度約二千億円の減税を行なうほか、当面の経済社会情勢の推移に即応するよう、公害対策、海外投資、資源開発対策、貯蓄奨励及び住宅対策、企業体質の強化等に資するため所要の措置を講じ、輸出振興税制を改正し、交際費課税を強化する等、税制の整備合理化をはかるとともに、道路その他の社会資本の充実の要請を考慮して、自動車重量税を創設することとしていたのであります。

今回、これらの税制改正の一環として、ここに所得税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきましてその大要を申し上げます。

第一に、最近における所得水準の上昇等を考慮して、中小所得者を中心とした所得税負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうことをとしております。

すなわち、基礎控除及び配偶者控除をそれぞれ増やして、中小所得者を中心とした所得税負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうことをとしております。

以上のはか、少額貯蓄非課税制度について、貯蓄奨励をはかる見地から、非課税限度を現行の元本百万円から百五十万円に引き上げること、生命保険料控除のワク内で控除していた心身障害者扶養共済制度の掛け金について、その全額を所得から控除すること、申告書の公示限度を現行の五百

万円から一千万円に引き上げる等、所要の規定の整備を行なうこととしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、今回の税制改正の一環として、法人税について課税所得の計算の合理化等、所要の整備合理化をはかるため、ここにこの法律案を提出いた次第であります。

以下、この法律案につきましてその大要を申し上げます。

第一に、完成工事補償引当金制度を製品保証等引当金制度に改め、この引当金の設定を認める対象事業の範囲に建設業のほか、特定の製造業を追加することとしております。

第二に、寄付金の損金不算入制度について、別ワク損金算入を認める特定の公益法人の範囲を拡充し、社会福祉の増進等に寄与する法人を追加することとしております。

以上のほか、申告書の公示限度を現行の一千万円から二千万円に引き上げる等、所要の規定の整備を行なうこととしております。

政府は、今回の税制改正の一環として、最近の夫婦間における財産の形成等の実情に顧み、配偶者控除の引き上げを中心とする贈与税及び相続税の負担軽減を行なうほか、所要の規定の整備をはかるため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきましてその大要を申し上げます。

第一に、贈与税の配偶者控除の引き上げ及びその適用要件の緩和を行なうこととしております。すなわち、夫婦間の居住用不動産の贈与にかかる贈与税の課税最低限を現行の二百万円から倍額の四百万円に引き上げることを目途として、贈与税の配偶者控除を現行の百六十万円から三百六十万円に引き上げることとしております。また、その適用要件を緩和し、現行は婚姻期間が二十五年

以上の場合に適用されることとなつておりますのを、婚姻期間が二十年以上であれば適用されることに改めることとしております。

第二に、相続税の遺産にかかる配偶者控除の引き上げ及びその適用要件の緩和を行なうこととしております。

すなわち、贈与税の配偶者控除の引き上げ等との関連において、相続税の遺産にかかる配偶者控除及びその適用要件を、現行の婚姻期間十五年をこえる一年につき二十万円、最高限度二百万円から、婚姻期間十年をこえる一年につき四十万円、最高限度四百万円に改めることとしております。

第三に、生命保険金及び死亡退職金の非課税限度の引き上げを行なうこととしております。

以上のほか、生命保険金の非課税限度については、現行円に、死亡退職金の非課税限度については、現行の相続人一人当たり五十万円から八十万円に、それぞれ引き上げることとしております。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、今回の税制改正の一環として、最近に相続税の整備を行なうこととしておりま

す。以上のほか、申告書の公示限度を引き上げる等、所要の規定の整備を行なうこととしております。

政府は、今回の税制改正の一環として、最近に相続税の整備を行なうこととしておりま

す。以上のほか、申告書の公示限度を引き上げる等、所要の規定の整備を行なうこととしております。

政府は、今回の税制改正の一環として、最近に相続税の整備を行なうこととしておりま

す。以上のほか、申告書の公示限度を引き上げる等、所要の規定の整備を行なうこととしております。

政府は、今回の税制改正の一環として、最近に相続税の整備を行なうこととしておりま

す。政府は、今回の税制改正の一環として、最近に相続税の整備を行なうこととしておりま

す。政府は、今回の税制改正の一環として、最近に相続税の整備を行なうこととしておりま

す。政府は、今回の税制改正の一環として、最近に相続税の整備を行なうこととしておりま

す。政府は、今回の税制改正の一環として、最近に相続税の整備を行なうこととしておりま

す。政府は、今回の税制改正の一環として、最近に相続税の整備を行なうこととしておりま

す。政府は、今回の税制改正の一環として、最近に相続税の整備を行なうこととしておりま

す。政府は、今回の税制改正の一環として、最近に相続税の整備を行なうこととしておりま

す。政府は、今回の税制改正の一環として、最近に相続税の整備を行なうこととしておりま

す。

第一は、関税率の改正であります。

まず、物価への影響をも考慮し、ケネディラウンドで譲許されている千九百二十三品目につき、昭和四十七年一月から適用される予定の譲許税率を

四百二十品目につきまして、ケネディラウ

ンドの繰り上げ実施に合わせて格差解消措置を継続することとしております。このほか、バナナ、

羊肉、馬肉、カラーフィルム等の生活関連物資を含む百二十四品目につき関税率の引き下げを行なうこととしております。

また、輸入自由化の促進等に関連して、豚肉に差額関税、グレープフルーツに季節関税を採用するなど、単純な増税は極力回避しつつ二十二品目について関税率の引き上げを行ない、原則として自由化実施の日から適用することとしており

ます。

このほか、紅茶、大豆等七十五品目につきま

す。

第二は、特惠関税制度の新設であります。

特惠関税につきましては、原則として国連貿易開発会議の加盟国うち開発途上にある国などでその適用を希望するものに対し、供与することといたしております。

まず、農水産品等につきましては、五十九品目に限り特惠税率を適用することとしておりますが、特惠供与により輸入が急増し、国内産業に損害を与える場合には、その適用を停止することができます。

また、鉱工業品等につきましては、例外十品目以外のすべてを特惠関税の対象としておりますが、このうち五十七品目は五〇%の関税率引き下げ、その他は無税とし、品目ごとの特惠供与ワクの範囲内で特惠税率を適用することとしております。なお、価格変動が著しい基礎原材料等につきましては、緊急関税を若干緩和した要件のもとに発動し、特惠税率の適用を停止することができる

ことといたしております。

以上の特惠関税制度の実施は、本年十月までの間で政令で定める日からとし、昭和五十六年三月末までの適用を予定いたしております。

第三は、関税の减免・還付制度等の改正であります。

大気汚染防止対策の一環として、重油脱硫減税

制度を拡充し、脱硫重油一キロリットル当たり五百円の軽減を行なうとともに、製油用低硫黄原油の関税につきましても一千リットル当たり百十円引き下げるとしております。

また、農林漁業用燃料油の免税制度等につき適用範囲の拡大を行なうほか、現行の減免・還付制度の適用期限を延長する等、所要の規定の整備を行なうことといたしております。

以上、所得税法の一部を改正する法律案外四法律案につきまして、提案の理由、その内容を申し述べました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同ください。

○毛利委員長　これにて各案の提案理由の説明は終わりました。

各案の質疑は後日に譲ることといたします。

輸出入銀行がこれに協力をし、資金調達を容易にするという趣旨のものです。それから基金のほうは、輸出ということもあります。あります、同時に政策的意味をもちまして海外に協力をしなければならぬというような観点を主体としたものであります。ひとしく輸出なものですから、輸出に関するところをもう一つおきたいと思います。それは運営上、できる限りなだらかにいくようにという点に気をつけていくほかあるまい、かよう野が非常に明快にというわけにいかないので、ときたま議論が起こることがありますけれども、これは運営上、できる限りなだらかにいくようになります。いま、この制度的な改正、これは検討の対象にはしておりますけれども、ただいま今日この時点において必要おくあたわざるものであるというふうには考えておりません。

○竹本委員 スカルノ債務の先ほどの問題に返りますけれども、二十億もしくは二十一億ドルということでございますが、その中で共産圏関係はそれぞれどういうふうな債権になつておりますか。

○稻村政府委員 二十億ドルのうちで共産圏関係はどのくらいであるかという御質問でございますが、このうちソ連が七、八億ぐらいであつたかと思います。それからその他につきましては、資料がはつきりいたしておりませんので明確な計数はわかりませんが、若干はあることと思います。

○竹本委員 その、その他をちょっと聞きたいんですけれども、国でどのくらいか、大体のところもわからぬのかどうか。

○稻村政府委員 国内の内訳はわからないのでございますが、ソ連の八億七千万でございますが、それに対しまして、その他共産圏が四億三千五百万というふうに、一応の資料ではなっております。

○竹本委員 これは、ほんとはもう少し検討したい問題なんですねけれども、時間もありませんからこのくらいにとどめておきますが、次に、インドネシアだけでなく、いわゆる開発途上国といいますか、後進国といいますか、そういう国々に対するこれからの方の問題に關係するわけです

けれども、現在そうした開発途上国というのは、全体としてどのくらい公的債務を負っておるかという点について、何かわかりますか。——その数字を調べている間に、大臣にもう一つお伺いいたしますが、インドネシアに対しても特別破格の待遇をするということが、それらの国に対してもたたかういう連鎖反応を起こしはしないかという点はどうなのでござりますか。

○稻村政府委員 この点につきましては、連鎖反応ということはいまの段階では——私は現在の状況で判断いたしますと、そういう、ほかにこのような特別な債務救済の道を必要とする国は、現在の段階ではないのではないか。むろんこれは将来のこととは何とも申せないと思いますけれども、やはりこれは特別なインドネシアのスカルノ政権、それからスハルト政権への移譲というような、こういう特別なインドネシアの国の情勢によるところが大きかつたと思うのでありますと、他の国につきましては、今後いろいろな、世銀、IMFその他国際機関を交えた多国ベースでの援助機構と申しますが、コンソーシアムその他ができるおりまして、注意深く見守っておりますので、そういうものから判断いたしますと、現在のところ、その他の国につきまして同様な措置を必要とするという事態になる国は、当面ないというふうに考えます。

○竹本委員 経済効果の問題についてもう一つお伺いしたいのですが、いわゆるインドネシア賠償二億二千万ドルが大体済んだようですが、いますけれども、この賠償は、インドネシアの経済の復興なり発展にどの程度プラスになったと評価しておられるか。また、具体的にはこういう成績のあがつたものもあるようだということがありましたらあげてください。

す。そういう意味におきまして、お金の額に対し
て一〇〇%、日本の側から見まして十分な経済効
果をあげたかどうかという点については疑問がござ
いますが、賠償に関する調査団の報告その他を
見ましても、その中には現在きわめて高く評価さ
れているプロジェクトも含まれております。一部
で、スカルノ政権が倒れましてスハルト政権が発
進いたまでの間空白期間がありました。そのた
めに立ち枯れになつた工場その他も出たわけでござ
りますが、全体としてはインドネシア側にも經
済効果は十分にあげておるというふうにわれわれ
は解釈いたしております。

○竹本委員 最後にもう一つだけ伺いたいのだが
が、IDAの関係だが、開発途上国に関するこれ
からの経済援助といふものの中と条件でござ
りますけれども、これに類似したアジア開銀もあ
る、世銀もあるということでございますが、それ
ぞの役割りと申しますか、受け持ち分野といふ
ものはどういうふうになつておるかということで
と、それから今後の経済援助や協力というものは
どの方式でいくのが一番いいのか、政府として一
つのまとまった構想があるのか、その辺を伺いた
い。

○稻村政府委員 ただいまの御質問でござります
が、援助を担当いたします国際機関のそれぞれの
分野はどういうふうに考えるかということでござ
りますが、大体援助担当の国際金融機関といたし
ましては、世界全体と申しますか、グローバルな
ものとして、世銀とそれからIDA、第二世銀が
あることは御承知のとおりであります。この世銀
につきましてはコマーシャルベースのローンが第
一、したがいまして金利につきまして、市場で
世銀が調達いたしました金利をもとにしまして貸
し出し金利を定めます。ただいま七・二五%にな
ると思います。したがいまして、通常の金融ベ
ースと申しますか、コマーシャルベースと申します
か、そういう収益性のあるものでないとなかなか
十分にローンの効果をあげ得ないとということであ
るかと思います。それからIDAのほうは無利

子、五十年、手数料四分の三%だけという非常的なソフトな条件でございます。これはそういう意味で収益性の少ない、つまりインフラストラクチャ的なものでございます。その他ほんとうに援助的なものであります。それからアジア銀につきましては、これは地域的な銀行でございます。したがいまして、世銀、IDAと違いまして、地域の限定がございます。それで、そういうアジア地域におきまして、世銀、IDAと同じようなローンを与えるわけでございますが、アジ銀のほうにも二つございまして、一つは通常の資金でございます。これは世銀と同じようにコマーシャルベースでありますか、やはり収益性のあるもの、金利が七・五%、そういうプロジェクトになつていて、それに対しまして特別基金というのがアジ銀にございますが、これはIDAタイプと申しますか、ソフトなローンを与える。したがいまして、これはやはりインフラストラクチャ、その他そういう収益性のないものに対して非常にソフトランortonを与える、そういう国際機関がございます。

それでは、相手に対しても、全体の体制からいたしましてそういうふうに使い分けているか。ことに日本としてどうするかという点につきましては、先ほどからも御議論があつたかと思いますが、わが国といたしましてはいままでバイラテラルな、二国間ベースの援助というものが現在においても大部分でございます。今後もやはりその重要性というものはあるわけでございますけれども、多国間援助というものの割合をだんだんとふやしていくと申しますか、たとえば援助の効率をあげる上におきましても、また受け入れ国側でのいろいろな事情等からいたしましても、多国間援助というのが色がつかないという意味で受け入れられやすいという面もございます。そういう意味で多国間援助のほうに重点をふやしていきたい、こういうふうに考えております。

法による例のインドネシアの焦げつき債権の問題に関連してお尋ねをしたいと思います。

まず、非常に初步的な質問をして恐縮であります。

すけれども、経済協力といふものと経済援助といふのは具体的にどう違うのか。また、今回の長期延べ払い、無利子による債務返還は、そういう区分けからいえばどちらに該当するのか、御説明をいただきたいと思います。

○沢木政府委員 経済協力といい、あるいは援助と申しましても、法律用語でございませんので的確な定義があるわけではございません。御承知のようにソ連のシベリア開発も、新聞ではソ連に対する経済協力というふうにうたわれておる次第であります。ただ、最近の傾向といたしまして、眞の意味で後進国になる援助は政府開発援助であるというふうにピアソン報告も申しておりました。D A Cにおける援助の分類につきましても政府開発援助を重視しておるわけでござります。今回の債権繰り延べは政府財政資金によつてあるというふうにピアソン報告も申しておりますけれども、債務の救済をいたしますので、その一番重要な点といわゆる政府開発援助の中の一つの種類になります。

○藤田(高)委員 概念的には具体的な区分けはないということをごぞいます。それで経済協力、経済援助といふものは、概念的にも事実行為としても後進開発の協力資金、協力援助と並んで、後進開発の協力資金、協力援助といふふうに括して理解してよろしいかどうか。そういう理解の上に立つとすれば、贈与といふものとの区分けについて伺いたい。

○沢木政府委員 D A Cで採用いたしております開発途上国に対する資金の流れ、これは大きく分けて民間ベースの流れと政府ベースの流れとに分かれています。政府ベースの流れの中で、二国間の援助と国際機関に対する出資、拠出とに分かれております。その二国間の政府開発援助の中で、援助として一番代表的なものが贈与でございます。贈与は無償資金の供与をいたします場

合。わが国の賠償、支払いもその中の一つに入ります。それから政府が実施いたしております技術協力は大部分贈与の形で行なわれております。それからさらに輸銀あるいは基金が出します直接借款、それから再融資、債権繰り延べ等が直接借款の中に含まれるわけでございます。

○藤田(高)委員 私はあとで具体的なことをお尋ねしたいと思いますが、ここ一、三日來の審議過程を通じて、関連するわけでありますけれども、基本的に私は非常に理解しがたいことがあるわ

けであります。

それは、このインドネシアの焦げつき債権に対する返還のあり方について、特に今回の場合は三十年間無利子という形で、非常に異例な措置をとらうとしておるわけですが、そのことは、対インドネシアとの関係は一応留保して、国際的な問題として考える場合に、この種の焦げつきが生じるというような危険度、危険性というものは、ここまでひどい焦げつきで、三十年も四十

年もかからなければ返還ができないというふうには当初は考へなかつた。これは見通しの問題になりますが、このこともあとで触れたいと思います。

が、本来、程度の違いはありますとも、日本の民間商社がインドネシアの業界に対し、あるいは政府に対して物を売つてそうして焦げつきができたという場合に、本来的にそのめんどうを見るのは輸出保険ですね。その輸出保険でなぜこのめんどうを見なかつたのか、この点まづひとつお尋ねしたいと思います。

○後藤政府委員 保険の立場から申し上げます

らば、いま先生御質問の事故になつたものにつきましては、これはちゃんと保険金を支払う。さらには政府に対して物を売つてそうして焦げつきがで

きたという場合には、本的にそのめんどうを見る

のは輸出保険ですね。その輸出保険でなぜこのめんどうを見なかつたのか、この点まづひとつお尋ねしたいと思います。

○後藤政府委員 延べ払い輸出の場合、これは標準外決済でございますので、輸出承認制度にかけます。

○藤田(高)委員 そうすると五千八百八十万ドル

に対して四千四百三十四万ドルと理解してよろしくております。そして物が出来ますときには、輸出者のほうではその危険を担保すると申しますが、その

危険に対する保険のために輸出保険制度を利用しています。そして物が出来ますときには、輸出者の

ほうではその危険を担保すると申しますが、その

危険に対する保険のために輸出保険制度を利用しています。そして物が出来ますときには、輸出者の

アに対しましても、やはり輸出保険の対象、特に輸出代金保険の対象になつたものでございます

が、これに関しましてはインドネシア国立銀行の保証を取りつけまして、それを担保物件といたし

ましてはとんど大部が保険を引き受けたわけあります。事故事由を認定いたしまして、保険事故が起つたということになりましたとき、輸出保険の立場としては保険金を支払う、こういう実態でございます。

○藤田(高)委員 どういう答弁をされたのか、私の質問に対するはさっぱり答弁になつております。

○藤田(高)委員 それはもっと具体的に言いましょう。いわゆるこの焦げつき債権のうち、一九六九年度までに期限が到来したものは五千八百八十万ドル、こ

ういうふうに見て差しつかえないです。そうして一千六百九十万ドル、こういうふうに理解しますと、合計で七千五百七十万ドルであります。結局そのうち五千八百八十万ドルは輸銀が肩がわり

したということになつておるんじゃないですか。

○後藤政府委員 保険の立場から申し上げます

らば、いま先生御質問の事故になつたものにつきましては、これはちゃんと保険金を支払う。さらには政府に対して物を売つてそうして焦げつきがで

きたという場合には、本的にそのめんどうを見るのは輸出保険ですね。その輸出保険でなぜこのめんどうを見なかつたのか、この点まづひとつお尋ねしたいと思います。

○後藤政府委員 保険金支払い額は、一九七〇年の、つまり昨年の十二月末まで、合計いたしまして四千四百三十四万六千ドル支払っております。

○藤田(高)委員 逆にいいますと、そうしますと五千八百八十万ドルに対しても輸出保険では結局幾らめんどうを見ておるわけでございます。

○後藤政府委員 逆にいいますと、そうしますと五千八百八十万ドルに対しても輸出保険では結局幾らめんどうを見ておるわけですか。

○藤田(高)委員 逆にいいますと、そうしますと五千八百八十万ドルに対しても輸出保険では結局幾らめんどうを見ておるわけですか。

○後藤政府委員 保険金支払い額は、一九七〇年の、つまり昨年の十二月末まで、合計いたしまして四千四百三十四万六千ドル支払っております。

○藤田(高)委員 そうすると五千八百八十万ドル

に対して四千四百三十四万ドルと理解してよろしくております。そして物が出来ますときには、輸出者の

ほうではその危険を担保すると申しますが、その

危険に対する保険のために輸出保険制度を利用しています。そして物が出来ますときには、輸出者の

アに対しましても、やはり輸出保険の対象、特に輸出代金保険の対象になつたものでございます

が、これに関しましてはインドネシア国立銀行の

保証を取りつけまして、それを担保物件といたし

たようなかつこうになつてゐるのではないか。その点をちょっとお尋ねしたいと思うのです。

○後藤政府委員 私のお答えのしかたが不十分と申しますか、ますい点で御理解があれかと思いま

すが、保険の立場といたしましては、これは保険はちゃんとめんどうを見ておるのであります。

○後藤政府委員 たゞいまの御質問を承つておりますと、輸出代金保険の支払いというのは、日本の輸出業者に対する支払いでございます。いまこそ

で御審議いただいております五千何百万ドルとかいうふうに見て差しつかえないです。そうして

一九七〇年以降新たに期限が到来するものが

一千六百九十万ドル、こういうふうに理解しますと、合計で七千五百七十万ドルであります。結果

局そのうち五千八百八十万ドルは輸銀が肩がわり

したということになつておるんじゃないですか。

○後藤政府委員 そのように理解してよろしいかどうか。

○後藤政府委員 保険の立場から申し上げます

らば、いま先生御質問の事故になつたものにつきましては、これはちゃんと保険金を支払う。さらには

にまた今後、支払ってない分、あとに残つておる

分についても保険金は支払う、こういううてまえになつておるわけでございます。

○藤田(高)委員 逆にいいますと、そうしますと五千八百八十万ドルに対しても輸出保険では結局幾らめんどうを見ておるわけですか。

○後藤政府委員 逆にいいますと、そうしますと五千八百八十万ドルに対しても輸出保険では結局幾らめんどうを見ておるわけですか。

○後藤政府委員 保険金支払い額は、一九七〇年の、つまり昨年の十二月末まで、合計いたしまして四千四百三十四万六千ドル支払っております。

○藤田(高)委員 そうすると五千八百八十万ドル

に対して四千四百三十四万ドルと理解してよろしくております。そして物が出来ますときには、輸出者の

ほうではその危険を担保すると申しますが、その

危険に対する保険のために輸出保険制度を利用しています。そして物が出来ますときには、輸出者の

アに対しましても、やはり輸出保険の対象、特に輸出代金保険の対象になつたものでございます

が、これに関しましてはインドネシア国立銀行の

保証を取りつけまして、それを担保物件といたし

もここ二、三日来質問のなされたところでありますけれども、輸出入銀行が貸し付けを行なう場合には、輸出入銀行法の法律で認められておるワク内において輸銀が業務執行をやるというのが当然だと思うのです。その点について同僚の佐藤君のほうからも例の十八条の二の問題について質問があつたわけありますけれども、いわばスカルノ政権の末期あるいはスカルノ政権の政変前後の不正常なインドネシアの経済状態から考えた場合は、インドネシアとの債権の問題について、たとえば何ヵ年でどの程度の条件で返済をさしかどうか、してもらうかどうかについての判断はなかなかむずかしいものもあるうかと思思いますけれども、いわゆる政府が例の一九六六年の十一月のパリ会談あるいは一昨年の一九六八年の十二月のパリ会談、こういう形で、ここ四、五年のうちにやつていけば返済は可能ではなかろうか、こういうふうに判断したことが結果としては狂つてきましたわけですね。そして結果としては狂つてきましたわけですが、輸銀がこの金を貸す場合は、いわゆる「債務の履行が確実である」と認められる場合以外は貸してはならぬということでありますが、先日來の答弁を聞いておりますと、いわゆる政府のほうが、政府の政治判断としては印度ネシアにこういった債務の貸し付けはやむを得ないと判断した場合には、これは政府の金融機関としての性格上、輸銀としてはそれに従わざるを得ないというような答弁があつたと思うのです。そういうことであれば、もしこれを民間会社に例をとつて考えますと、民間会社でたとえば貿易をやる場合に、こういった相手国の中商あるいは相手国の経済状態あるいは貿易に関する諸般の情勢に対する今回のような大きな判断の狂いがあった場合には、民間の会社だったら私は担当重役は責任をとらされただろうと思うのですよ。これは官庁の場合、政府機関の場合であれば、こういう形で法律の改正をやればそれで済むのだといふことに結果としてはなつておるわけがありますが、この輸銀法のたてまえからいつても、これだけ大

きな判断違いが生まれてくるほど債務の返済といふものが実質的にならない。これは三十年で無りますと、やはりこれは、いまやつといいほうに進行かけているインドネシアの経済の発展がなかなかむずかしいのではないか。むしろこの際、この政権につきましては、各國で共同して、さらに「債務の履行が確実である」と認められる場合」というものによって貸したとするなれば、結果としてこれだけ違つてきたわけですから、その場合の責任は政府機関の中ではどこが一番その責任を感じなければいけないのか、その点についてひとつ見解を聞かしてもらいたいと思うのです。

○福村政府委員 いまの、輸銀といたしましては債務の返済が確実であるということが輪銀の貸し出しをいたします大前提と申しますか、必要な条件であることは輸出入銀行法に定められておるとおりでございまして、昨日も御答弁申し上げましたとおり、「スカルノ時代の末期におきまして、そ

のときの判断といたしましてこの債務の返済は確実であるというふうに判断をいたしましてやつたわけでございますが、その後クーデターが起りまして、そして債務の返済があるのはあぶくなかったとの判断をいたしまして、債務の累積をとめるところを停止いたしまして、債務の保険を停止いたしまして、債務の履行が確実であると認められる場合でなければ、輪銀法のたてまえからいつたらできないのではありませんか。結果としてはこれは確実でなかつたわけです。それは、いまからまだ三十年もかかって入つてくるなんていふ、そんな債権債務の関係なんていふのは、私は輪銀法の十八条の二に該当するような性格のものでないと思うのですね。

それだけではない。スカルノ政権後において——先ほど指摘したスカルノ政権が一九六五年の九月三十日ですから、その後一九六六年パリ会談において、また一九六八年十二月のパリ会談においても、この輪銀のリファイナンスの形式で繰り延べを利子をつけた形でやつていてかるだらう、こういうふうに見ておつたものが、またそれ自身が違つたわけでしょう。それ自体見通しが狂つて、そしてこの三十年間無利子でその返済を求めていく、こういうことになつたということは、私は輪銀法のたてまえからいつても、これは政府も外務省にあるのか、日本輸出入銀行にあるの

と申し上げましたが、これを当初の予定どおりにうものが実質的になれない。これは三十年で無りますと、やはりこれは、いまやつといいほうに進行が、印度ネシアとして返していくことになりますと、これが民間の会社だったら、こんなでたらめなことになつたら担当重役はその地位にとどまることがあります。私がいま指摘したような関係部局がみんな同じように責任をかぶるべき性質のものか。それとも主としてこの責任はどこが、大蔵省だった大蔵省、輪銀であれば輪銀、その責任の所在はどこにあるのか。これをひとつ明確にしてもらいたいと思うのです。

○福村政府委員 ただいまの御質問でございますが、インドネシアに対します債権が累積をいたしましたときの判断といたしまして、昨日からも御答弁申し上げておりますとおり、各省それぞれの責任におきましてベストを尽くしました。どこが責任があるというような問題ではなくて、それが援助をしたのは、輪銀のたてまえからいければ債務の履行が確実であると認められる場合でなければ、輪銀法のたてまえからいつたらできないのではありませんか。結果としてはこれは確実でなかつたわけです。それは、いまからまだ三十年もかかって入つてくるなんていふ、そんな債権債務の関係なんていふのは、私は輪銀法の十八条の二に該当するような性格のものでないと思うのですね。

それだけではない。スカルノ政権後においても、この輪銀のリファイナンスの形式で繰り延べを利子をつけた形でやつていてかるだらう、そういうふうに見ておつたものが、またそれ自身が違つたわけでしょう。それ自体見通しが狂つて、そしてこの三十年間無利子でその返済を求めていく、こういうことになつたということは、やはり責任をとらなければならないこともありますよ。そんなばかな話はないですよ。

○中川政府委員 ただいまの御質問、当然だと私も思うのです。こういう結果になつたのだから、この結果を生じた責任者はだれであるか、こういうことになつてまいりますが、責任者ということにはなりますが、ベストを尽くしたのだから、という政府側の答弁、しいてだれかというとこなれば、それぞれ役所の立場、機構がありまして、通産省側においては繰り延べが適当である、あるいは保険に入ることが適当だと判断した責任

は通産省にあろう。また、それは通産省が単独にやつたことではなくして、外務省あるいは大蔵省にこういうことをしてはどうか、やりたいと思うのがどうかという相談があつたであろうと思うのですが、あつた場合、それに同意を与えた外務省なり、あるいはまた大蔵省、ここも同意を与えた責任といいますか、いまからは判断すれば間違つておるのですが、その当時の情勢としては許可をしたということを追及されればそういうことになるのであって、どの役所が全責任がある、だれが責任をとつてやめなければいかぬ、こういう性質のものではない、連帶的な責任がある、こういわざるを得ないと思います。

○藤田(高)委員 連帶的な責任があるのであれば、それぞれの関係部局の責任ある立場の者が連帶責任をとつたらどうですか。

○中川政府委員 倒産会社に出資して、あるいは

投資して、会社が責任を負うという性質のものであるかどうか。この件については、なるほど当時の政情、容易ではないものではありましたが、何

に、協力あるいは援助という性質があるのであ

りまして、その当時の国際情勢といいますか、そ

の國柄に応じてこうやることが一番いいと判断を

してやつた結果がこうなつたのであって、その当

時もし、悪くなることはかまわない、出してしま

えというような、援助の目的外のことをやつたと

したら責任問題でございますが、当時の情勢とし

てはやむを得ない判断のもとにやつた。今日その

あと始末をするようなかつこうにはなつております

が、単なる倒産会社の再生ということではなく

して、これを含めて今日の立場に立つて考える

と、今後インドネシアが立ち上がりしていくお

いてはこういった措置をやることが、三十年に繰

り延べしてやることが今日の情勢としては判断が

正しいというもとに立つて、しかも国際的にもそ

れが認められているということから、わが国もそ

ういうふうに踏み切つたということでございまし

て、うしろ向きの資金であるとは考えておらな

い。倒産会社のあと始末、損してしまつたとい

う

性質のものではない、こういうふうに考えておる

わけであります。

○藤田(高)委員 私は、将来に向けての三十年間

繰り延べ支払いをやらずということについてのい

いか悪いかの問題は、これはひとつ譲りましょ

う。むしろ私が問題にしておるのは、今までの

ことを問題にしているわけです。それは政務次官

の言われるような考え方もあるかもわかりません

が、インドネシアの債権債務の関係くらい、賠

償、借款を含めてこれだけ政治的なものはないん

です。不明瞭なものはないのです。これは時間

があれば私はいろいろなことをりますよ。また

あとでも資料要求もやりますけれども、この問題

自身、いま問題になつておること自体が、一口で

言えば国民の金で商社のしりぬぐいをやるような

性格のものになつておるじゃないですか。これは

あなたが言う民間の當利会社であれば損得だ、そ

れは當利目的でやつておるんだから、それ

でつぶれようとしてようとしたがちなかわ

からないけれども、これは輸銀の性格からいつ

てはかくかくしなければなりませんという、こう

いう責任をとるような態度のないことを私は非常

に遺憾に思います。何回も言うようですが

も、これは民間だったらこんなことで許されませ

んよ。その問題については、午後、大臣も出席さ

れるようですから私は一応保留しますが、一応見

解として聞いておきたいのです。通産省なり大蔵

省なりあるいは外務省なり、それぞれ関係部局と

してはどういうふうに責任の問題についてはいま

考へておるか。その見解だけ聞いておきましょ

う。最後のけじめは大臣が来てからやることにい

たしましよう。この点はひとつ輸出入銀行の總裁

からも見解を承つておきたいと思います。

○藤田(高)委員 さつきの責任問題はどうです

か。

○後藤政府委員 通産省といたしましては、この

インドネシアに対する延べ払いの輸出を承認した

という問題と、それから輸出保険の立場からその

保険を受けたということ、この二つであると

思ひます。当時の時点においては輸出を承認する

ことは適当である。同時にまた保険の立場から

によってこれを引き受けたという事態について

は、当時としては十分に最善を尽くした、かよう

ります。

○沢木政府委員 昨日も申し上げましたとおり、

後進国の債務支払い能力と申しますか外貨準備は

ないとするならば援助をもならない、協力もな

らないというところから政府が保険をつくつて援

助をしておる。言つてみればもうすでに商社対

するしりぬぐいというのは制度としてでき上がつ

ておる。今回お願いしておりますのは商社の保護

ではなくして、再建に立ち上がっておるインドネ

シアの債務についてめんどうを見てやろうという

のであります。今回措置することは決して商社

のしりぬぐいでないことだけははつきりしておる

わけでございますので、その点御理解いただき

いと思います。

○藤田(高)委員 問題が少しすりかえられてきた

ような気がします。私はその見解は、私がいま

言つたような見解と政務次官の見解ということに

しておいて、責任のとり方、そういうものについ

てひとつ明快にしてもらいたい、これが一つ。

それと、これは私自身の不勉強で理解のしかた

が間違つておるかもわからぬけれども、保険で

商社に対してめんどうを見るのが九〇%。これは

なるほど輸銀がインドネシア銀行に対しての関係

ができるわけですから、日本の輸銀とインドネシ

ア中央銀行との関係ですから、その関係でいきま

すと、結果的に商社に対しては一〇〇%見ること

になるんじゃないですか。その点はどうですか。

○後藤政府委員 保険に関しましては、先ほど来

お答えがありますとおりに、保険の引き受けのと

きの条件に基づきまして保険金を支払つておるわ

けであります。したがいまして今般のリファイナ

ンスの問題とは、一応これはたてまえとしては別

個になつておるわけでございます。

○藤田(高)委員 さつきの責任問題はどうです

か。

○後藤政府委員 通産省といたしましては、この

インドネシアに対する延べ払いの輸出を承認した

という問題と、それから輸出保険の立場からその

保険を受けたということ、この二つであると

思ひます。当時の時点においては輸出を承認する

ことは適当である。同時にまた保険の立場から

によってこれを引き受けたという事態について

は、当時としては十分に最善を尽くした、かよう

ります。

○藤田(高)委員 こういうことになりますと、失

礼な言い方ですけれども、官僚というのはなかなか

かずるといえども、みずからもつ

て、この問題についてはわが省の責任であります

す。わが局の責任であります。今後の問題につい

てはかくかくしなければなりませんという、こう

いう責任をとるような態度のないことを私は非常

に遺憾に思います。何回も言うようですが

も、これは民間だったらこんなことで許されませ

んよ。その問題については、午後、大臣も出席さ

れるようですから私は一応見解を承つておきましょ

う。最後のけじめは大臣が来てからやることにい

たしましよう。この点はひとつ輸出入銀行の總裁

してはどういうふうに責任の問題についてはいま

考へておるか。その見解だけ聞いておきましょ

う。最後のけじめは大臣が来てからやることにい

<p

インドネシアの場合と同様にきわめて少ない額でございます。そしてかつ政情が不安定であるのが常でありまして、したがって、そういう将来の危険を考えたならば、現在ほとんどあらゆる後進国に対し輸出することができないというような事態になるわけでございます。もつともIMF、世銀その他十分連絡をとつておりますので、どうも経済があぶくなつてくるような徵候が見えたときには、そういう情報を関係者に直ちに提供いたしました。そこに対する延べ払いをとめるなり、そういう措置はとつておるわけでございますが、スカルノ政権があの段階においてあの時期に倒れる、そしてそのあとスハルト政権がああいう形において出てくるということは、当時の情勢判断といたしましてもきわめて予測困難であります。現在においても、インドネシア以外の後進国において今後六ヶ月どうなるかといわれば、実際は判断がつけにくいというのが多々あるわけでございます。こういう問題はその一環である感じがするわけであります。

それからもう一つは、債権繰り延べは、現在一つ

の国だけが債権を繰り延べましてもほかの国が債

権を取り立てるということでは、その国にとつて何らプラスにならないということから、大部分世

銀あるいはIMFが介入いたしまして国際会議を

持ちまして、債権者全部が同じ条件で足並みをそ

ろえて行なうというのが慣行になつております。

したがつて、インドネシアの債権繰り延べにつき

ましても、三十年と申しますと非常に長いように

お感じでございますが、ピアソン報告で後進国の

標準条件として提唱されておりますのは二・五%四

十年以上の借款を出し得というのが定説になつてい

るわけです。D.A.C.の六九年の援助条件にしまし

ても、これは非常に専門的な用語を使っておりま

すので省略いたしますが、譲与条件というのを使つております。それでいきますと、二・三三十年

とかあるいは二・五%三十八年というような非常

に長いのが後進国に対する援助の標準とされてお

るわけでございまして、債務の救済につきまして

印度ネシアの場合と同様にきわめて少ない額でございます。そしてかつ政情が不安定であるのが常でありまして、したがって、そういう将来の危険を考えたならば、現在ほとんどあらゆる後進国に対し輸出することができないというような事態になるわけでございます。もつともIMF、世銀その他十分連絡をとつておりますので、どうも経済があぶくなつてくるような徵候が見えたときには、そういう情報を関係者に直ちに提供いたしました。そこに対する延べ払いをとめるなり、そういう措置はとつておるわけでございますが、スカルノ政権があの段階においてあの時期に倒れる、そしてそのあとスハルト政権がああいう形において出てくるということは、当時の情勢判断といたしましてもきわめて予測困難であります。現在においても、印度ネシア以外の後進国において今後六ヶ月どうなるかといわれば、実際は判断がつけにくいというのが多々あるわけでございます。こういう問題はその一環である感じがするわけであります。

それからもう一つは、債権繰り延べは、現在一つ

の国だけが債権を繰り延べましてもほかの国が債

権を取り立てるということでは、その国にとつて何らプラスにならないということから、大部分世

銀あるいはIMFが介入いたしまして国際会議を

持ちまして、債権者全部が同じ条件で足並みをそ

ろえて行なうというのが慣行になつております。

したがつて、インドネシアの債権繰り延べにつき

ましても、三十年と申しますと非常に長いように

お感じでございますが、ピアソン報告で後進国の

標準条件として提唱されておりますのは二・五%四

十年以上の借款を出し得というのが定説になつてい

るわけです。D.A.C.の六九年の援助条件にしまし

ても、これは非常に専門的な用語を使っておりま

すので省略いたしますが、譲与条件というのを使つております。それでいきますと、二・三三十年

とかあるいは二・五%三十八年というような非常

に長いのが後進国に対する援助の標準とされてお

るわけでございまして、債務の救済につきまして

は、新しくお金をたくさんやつて、そうして旧債

のほうはそのまま滞りなく払わせる方法と、それ

から今回のように戸を繰り延べる方法と、いろ

いろございます。ただ印度ネシアの場合は、ドイ

ツの経済専門家でありますアプスに調査を依頼い

たしまして、アプスから提案いたした結果、國際

会議でこういうことをやうういうことが債権者

間できめられたという状況でございます。

○後藤政府委員 先ほど来お答えいたしておりま

すとおりに、通産省といたしましては、延べ払い

輪出の承認と、それから輸出業者の申し込みによ

りますとおりに、輸出業者の申し込みだけで

あります。したがいまして、当時の事情といたし

まして、私どもの守備範囲におきましては最善を

尽くし、かつまたやむを得なかつた状況である、

かのように考えております。このやり方は、予測し

ない事態が生じて現在のこういうことになつたと

いう点は非常に残念に感ずるわけであります。し

かし、当時としてはこれ以上にやりようがなかつ

た、かように考えております。

○藤田(高)委員 各省の見解を聞かしてもらいま

したが、結果として、ベストを尽くしたのでこの

責任はありませんというふうに私には聞こえるわ

けであります。きわめて残念であります。その

ことは先ほど申し上げたように午後に留保いたし

まして、それではお尋ねします。

まだ輪銀の総裁の答弁は残つております。ですが、輪銀の総裁にお尋ねいたします。このインド

ネシアの債権債務、インドネシア援助の問題は、

この三、四年前もずいぶん衆参両議院で問題になつておられます。過去の記録等を読んでみまして

も、輪銀が再融資することと自体が法律違反ではないかという有力な説があります。私は、そういう

一つの観点からこの問題を検討いたしましてするわけですが、それは、そのうえでどうも、債権国会議でまとまつたから、そのこと

がすべて右へならえしなければならぬというよう

なものではないと思うのです。後進国開発のあり

方については、わが国はわが国の一つの基本方針

といふものがなければならぬ。

そこで、三つ目の点としてお尋ねをしたいので

すけれども、インドネシアの受けつき債権に対し

てこうう特別な条件を認めるということになり

ますと、現在後進国開発の援助額は、数字はたし

か一九六九年ごろの数字じゃないかと思います

が、アジア諸国の場合約五十億ドル程度といふ

うに——数字はあとで確かめたいと思いますけれども、相当多額の後進国援助資金が出ておると思

います。印度ネシア以外の国との関係においても将来これは非常に問題が起つてくるのではないか。それらの関係については、それぞれ政府機関としてはどういうふうに対処していくお考えを持たれているのか。このあたりについてもお聞き

せたいだきたいたいと思います。

○石田説明員 問題になっておりますところの十

八条の二の、債権の回収が確実であると認められ

ることとは、これは厳格な意味からいって輸出入

銀行法の法律違反になるのじゃないか、私はこの

ように思いますが、その見解をひとつお尋ねいた

しました。

時間の関係で二、三質問を集約して質問をいた

しますけれども、先ほど經濟協力局長のお話で

は、私がこれから問題にする三十年延べ払いの問

題について、ピアソン報告なりあるいはD.A.C.の

例を引かれましたけれども、これなどはやはり利

子というものがついておるわけですね。今度の場

合無利子だということが非常な違ひだらうと思

う。なるほどアプスの提案によつて、こういうこ

とがいま債権国会議の同意を得て、それぞれ一種

の批准行為、ではないけれどもここにこういう

形で審議に上がつてゐるわけですけれども、この

アプスの考え方自身に對しては、債権国会議の中

でも西ドイツなりあるいはフランスあたりは、

一・五%の利子をつけて十五年間で償還をするよ

うにしてはどうか、こういう説もあつたと私は報

告書を理解しておるわけであります。そういう点

について、債権国会議の中でわが国の代表はどう

いう主張をなさつたのかということをひとつ具体

的な問題として聞きたい。これは後進国開発のあ

り方の問題として後ほど論議をしたいと思います

けれども、債権国会議でまとまつたから、そのこと

がすべて右へならえしなければならぬというよう

なものではないと思うのです。後進国開発のあり

方については、わが国はわが国の一つの基本方針

といふものがなければならぬ。

そこで、三つ目の点としてお尋ねをしたいので

すけれども、印度ネシアの受けつき債権に対し

てこうう特別な条件を認めるということになり

ますと、現在後進国開発の援助額は、数字はたし

か一九六九年ごろの数字じゃないかと思います

が、アジア諸国の場合約五十億ドル程度といふ

うに——数字はあとで確かめたいと思いますけれども、相当多額の後進国援助資金が出ておると思

います。印度ネシア以外の国との関係においても将来これは非常に問題が起つてくるのではないか。それらの関係については、それぞれ政府機関としてはどういうふうに対処していくお考えを持たれているのか。このあたりについてもお聞き

せたいだきたいたいと思います。

○石田説明員 問題になっておりますところの十

八条の二の、債権の回収が確実であると認められ

ることとは、これは厳格な意味からいって輸出入

銀行法の法律違反になるのじゃないか、私はこの

ように思いますが、その見解をひとつお尋ねいた

しました。

それから輸出保険の問題につきましては私ども

が注意しております、と申しますのは、輸出保険

は全額の保険ではございませんけれども、相当の

大きな部分というものは政府が保証しておるわけ

でございます。それに見合つて業者に出します

れば、これは問題なく大部分が回収できる。それか

らあとの、残りの一〇%か一五%かでそれぞれ違

いますけれども、そういうものにつきましては、

相手方が払うか払わないかという金融上の判断を

して出すというのが実情でございます。これはそ

の出します場合におきますところの話でございま

して、今度問題になつておりますところの問題につきましては、要するにこれからリファイナンスの対象になるもの、われわれ銀行自体としまして債権になつておるものという両方あるわけでございますが、リファイナンスの済んでいないものでございますが、そのリファイナンスの済んでないものの中には、われわれの貸しておるものもあるわけでございます。そういうふうなものにつきましても、これは、もし保険が入つてくるということござりますれば、国内的にわれわれの円を貸しておるという立場からいいますれば、その円は入つてくるわけでございます。

そこで、大体われわれがやつておりますところの、要するにスカルノ時代における輸出金融といふものは、輸出入銀行自体としての債権の確保については大体心配はないのではないかどうか。こういうふうな考え方でおつたわけでござります。

それから、リファイナンスの問題につきましては、これまた問題が出てくるのだろうと思ひますが、リファイナンスの問題につきましては、輸出入銀行が全然関与していないところで肩がわりするという形になるわけでございまして、これは先ほど経済協力局長からお話をございましたようなく、われわれといつたしましては決済するところの円といふものをインドネシア中央銀行に貸すわけですが、インドネシア中央銀行が日本の輸出業者に払う。そうしますとその金といふものは、われわれの貸しておる分でござりますればわれわれのはうに戻つてしまりますし、われわれのところで貸していないところのものにつきましては、これは業者がそれだけ金を取るというだけで、われわれの債権とは関係がない。こうしたことになると、これは業者がそれだけ法律との関係におきましては、先ほど申しましたようなく、大体これは取れるだろうと思って貸したわけでございます。

○澤木政府委員 インドネシアの債権国会議におきまして、一部の国がただいま先生が申されたよ

うな主張をある段階でしたことは事実でございまして、日本の場合も、ほかの国に対する波及効果その他を考えまして、できるだけ通常の債権繰り延べ程度で済む問題であることが望ましいというふうに考えておりましたけれども、インドネシアはわが国にとりまして、政治的、経済的に現在及び将来におきましてもきわめて重要な国でありまして、インドネシア経済の安定という問題が東南アジアの安定のためにきわめて重要な基盤であるというふうな認識のもとに、国際的な協調をはかるという意味におきまして、最終的にはアプスの提案に同意した次第でございます。

それから、今後債権繰り延べということが後進国について起らなければ、これはいつ起こるかという予測はきわめて困難であります。できるだけそういうことのないように、われわれとしても今後とも注意して信用供与をやらなければならぬわけでございますが、先ほど申し上げましたとおり、後進国の経済状況は、一步誤れば直ちに破産状態におちいるというようなのが後進国一般の状況でございまして、かつ、政情が不安定であるということから、今後とも債権繰り延べの問題というものは必ず発生しないということをここで申し上げるわけにはまいらないと思います。ただ、その繰り延べのしかたがインドネシアのどのような条件になりますか、あるいはもっと違う条件になるかは、その規模、それからその国の経済状態、それから債務の額その他によつてまたあらためて交渉されるべき問題であるというふうに考えております。

○藤田(高)委員 私では、少し角度を変えてお尋ねします。

○藤田(高)委員 インドネシアの今回の債権額の対象になる、いわば輸銀が肩がわりをするその対象になる主たる商社及びその債権額、またその商社がどういうものかを印度ネシアに輸出をし、あるいは製品を輸出をおつたか。そういう大綱的なものについてひとつ聞かしてもらいたいと思います。

○後藤政府委員 インドネシアに対しまして延べ

払い輸出をいたしました商社全般につきましては詳細がわかつておりませんが、おもなものは約十社ほど保険金の支払い先等から、たとえば日綿実業、三井物産、同和海運、日本車輌、トヨタ自販、近畿車輛、野村貿易、川崎重工業、住友商事、丸紅飯田等々であります。延べ払い輸出でございますから、内容の詳細は持つておりますが、おそらくプラント類、さうにまた設備等の機材、そういうた工業製品といふものが内容になつておるか、かように考えております。

○藤田(高)委員 いま主たる商社、業者の名前が出ておるか、かように考えてもらいたい。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕

そしてなお、いま言わたのは主たるものでありますけれども、この債権額に見合う具体的なリストについては、資料要求としてあとで要求いたします。

○後藤政府委員 各商社ごとの対印度ネシアの債権額の詳細につきましては、私どもとしてはちょっとと調べる方法がございませんが、そしてまた内容的にどれだけの取引をやつたかということは、非常に長期間にわたりますし、個別的具体にわたつておりますので、そういうようなものを調べるのは非常にこれはむずかしいかと存じます。

○後藤政府委員 非常に長期間にわたりまして、かつまた内容が非常に複雑多岐でございますので、相当の時間をちょうだいたいしますれば詳細なものがつくれるかと存じますが、プラント類のおもなもの、それからさらく保険金を支払いまして主要な対象のところについては、作成して御提示ができると存じます。

○山下(元)委員長代理 午後一時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。

○毛利委員長 午後一時五十七分開議

質疑を続行いたします。小林君。

○小林(政)委員 私はインドネシアに対する債務救済措置について二点ほど質問いたします。

○後藤政府委員 インドネシアに対してもこの債権で、その支払い期日がすでに到来している

ものに對して、元本、利子についてその償還、債務の支払いについては輸出入銀行が再融資を今まで行なつたわけでございますけれども、今回の債権會議でその債務救済の問題を處理する、そういうたてまえからいろいろなことがきめられ、特に三十年間の年賦払いあるいは繰り延べ、利子の無利子等がきめられているわけでござりますけれども、日本の債務残高は九千三百二十万ドルというふうにいわれております。

私はここでぜひお聞きをしておきたいのは、政府保証とはいへ、民間の延べ払いの債権のこげつきについて、輸銀を通すとはいひながらも、一般財源から支出する、こういった措置というものが妥当な措置なんだろうかどうだろうか、このことについてまず最初にお伺いをいたしたいと思ひます。

○稻村政府委員 ただいまの御質問でございますが、金額につきましては、九千三百二十万ドルといふのは国際會議のときに IMF、世銀のほうで出しました一応の数字でござりますが、これは具体的な計数は二国間交渉で詰めてまいるわけでございまして、われわれのほうの調査によりますと、わざわざでございますが、いま九千三百七十万ドルくらいになつてあるかと思われます。これはもちろん計数をいたしましては二国間交渉をいたしましたときにもつとほつきりしてまいりとと思ひます。

それからいまのお尋ねの一般会計から財源を出すということの妥当性いかんということでございますが、これはこういう国際的な合意に基づまして、國としてこういうことをやるべきであるといふ見地に立ちまして、全額を輸銀の一般の通常の損益の中に入れて処理するということは、これは輸銀に対し非常な重過ぎる荷を負わせるということになりますので、この点につきましては、やはりこの分によります特別な措置でございますから、したがいましてそういう意味で一般会計から無利子で貸し付けをする、こういうふうな措置にいたしたいと存じたわけあります。

○小林(政)委員 私は、このような中で各国が警
告を発するということは、この内容を見てみまし
て当然であろうと見たわけでござりますけれど
も、日本の政府は、このような実態についてはさ
ほど心配することはない、こういうような態度で
臨んでおられるわけですけれども、民間借款の保
証というこの問題についてはどう考えておられる
のか、この点についてもひとつ伺いをしておき
たいと思います。

じょうぶというふうには考えておりません。ただいま申し上げましたように、いろいろ問題はござります。それから、先生御指摘の、外資の取り入れについての規制と申しますのは、短期の債務を取り入れることがあぶないということを世銀が言っておるわけでございまして、長期の債務の取り入れについては規制をかける段階にはないといふうに世銀は判断しておる状況でございます。したがいまして、民間の延べ払いの輸出の保証につきましても、その条件につきましては、そういうふうな韓國側の事情をいろいろ考えながらつていくという点で、われわれは注意深く韓国経済の動向を見きわめつつやつておるつもりでござい

○小林(政)委員 特に日本の場合は、今後七五年までにGNPの一%の海外経済協力というようなことを打ち出しておりますし、また、私が先日、二十二日の予算の第二分科会で福田大蔵大臣に質問いたしましたときにも、今後この経済協力の問題については民間ベース等についてもこれが多くのなるであろうというようなことが言われておりますけれども、私は、こののような中で、今後のこの保証の問題、いわゆる政府が保証していく、そして民間にどんどんこの経済協力あるいは直接投資というような形に道を開いていく、こういうことになれば、いまの韓国がこのような実態の中でもこれを推し進めていくというようなことになれば、今後、非常に好ましい結果ではなくて、相手の国に対しても経済の自主的な発展を妨げると同

時に、さまざま、国民に対しても、政府が保証をし得ないという結果が出てくるのではない。私は、今回のインドネシアのこの問題等が、再び債権国会議などというようなことで他の国に起きないという保証はないというふうに考えておりますが、それらの点も含めて確信のある御答弁をいただきたいというふうに考えます。

○沢木政府委員 先ほど大蔵省の稻村局長からも御答弁申し上げましたし、今朝私も他の御質問に対して御答弁申し上げましたように、後進国の経済というのは一般にきわめて不安定であります。したがいまして、将来債務の繰り延べあるいはリファイナンスというようなことが起こらないということは、われわれとしては申し上げられないと思います。ということは、外貨準備にいたしましてもきわめて少ない額でありますし、かつ、政情が不安定であるというような状況が一般でございますので、インドネシアの場合のように、もし政情交代の間混乱が半年も一年も続くといふようなことになれば今回のようになるわけでございまして、そういう危険性はあらゆる後進国について常に存在しておるというのがわれわれの考え方でございます。

○小林(政)委員 以上で終わります。

○毛利委員長 藤井君。

○藤井委員 このたびの輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案につきましては、このインドネシアの対外債務処理の経験ですね、特に、元ドイツ銀行総裁のアーバス氏のプランというものがもととなって、そして最終的には七〇年四月のパリ会談において取りきめが七項目ですかにわたって取りきめられて、そしてすでにそのいわゆるアーバス案なるものによって具体的な結論が出て、それに沿つて、オランダ及びフラン

時に、さまざま、国民に対し、政府が保証を行なうというようなことで財政措置を伴わざるを得ないという結果が出てくるのではないか。私は、今回のインドネシアのこの問題等が、再び債権国会議などというようなことで他の国に起きないという保証はないというふうに考えておりますが、それらの点も含めて確信のある御答弁をいただきたいというふうに考えます。

○沢木政府委員 先ほど大蔵省の稻村局長からも御答弁申し上げましたし、今朝私も他の御質問に対して御答弁申し上げましたように、後進国の経済といふものは一般にきわめて不安定であります。したがいまして、将来債務の繰り延べあるいはリファイナンスというようなことが起こらないということは、われわれとしては申し上げられないと思います。ということは、外貨準備にいたしましてもときわめて少ない額でありますし、かつ、政情が不安定であるというような状況が一般でございますので、インドネシアの場合のようにも政権交代の間混乱が半年も一年も続くというようになれば今回のようなことになるわけですが、いままして、そういう危険性はあらゆる後進国について常に存在しておるというのがわれわれの考え方でございます。

スはすでに二国間協定を締結し、その後、債権会議参加国も近く二国間交渉を開始するような状態が進んでおるということがすでに趣旨説明までござり、われわれもそのとおりだというふうに心領ておるわけでございます。また、特に債権会議で申述べたところでは、ソビエト連邦が債権会議の今後と同様の内容で協定を締結しているといふことで事実を考えると、特にインドネシア援助と申しますか、最初は賠償からスタートをしたわけですがれども、ちまたにいろいろなうわさがあつて、まことにしそういった過去のいきさつを根掘り葉掘りやられておれば、これは際限なく問題が展開してきて、私は、アジアの一員としての日本が、いまのような経緯をたどったインドネシアの債権問題に時局を失しては相ならない、という政治的判断を考えた時分には、一刻も早く、この問題の処理は、われ日本の政治家として結論を出すべきである、このように考えておりますが、それについて大蔵政務次官はどうのように考えられるか。

○中川政府委員　お説のとおりでございます。

○鈴井委員　この問題をめぐつて、この法案の取り扱いにつきましては、きょう理事会で話が出、いま質問者が途中で資料の提出を求められて、私がその合意を得て傍聴して質問に立ったわけでござい

法全書などを持ち出して議論をしようとは思いますが、せんけれども、念のため、輸出入銀行の目的、機関の性格、こういうことについて総裁としてはどのような認識をもつて業務に当たられておるか、一応、ひとつ總裁のお立場において、当委員会において御所見を承っておきたい、このように思います。

○石田説明員 大体、われわれのほうの銀行といふものは、国際取引に関する業務を担当いたしておりますわけでございます。国際関係と申しますものは、いわゆる後進国関係の問題もござりますけれども、そればかりでなく、世界全体が大きく変動いたしておりますので、情勢というものは始終変化いたしておるわけでございます。日本輸出入銀行ができましたときの状態と、それから現在の状態とは同じであるかというと、必ずしもそうではないという問題があると思います。輸出入銀行の立場といたしましては、設立当時の経緯もござりまするけれども、法律の許す範囲において、やはり世界経済の変化に対応し、また政府の大体の大きな御方針に従いまして、輸出入銀行法上明らかにできないということ以外の場合におきましては、できるだけ独自に判断をいたしまする、また政府の意向も御参考にいたしましてやつていくべきものだ、かようと考えております。

○藤井委員 一応輸出入銀行が変化に対応して、設立の、創立の趣旨を考えながらやっているという、これは当然のことだと思うのですが、私は特にもう一度念を押してお聞きしたいと思うのですが、輸出入銀行法の第一条において、「一般の金融機関が行う輸出入及び海外投資に関する金融を補完し、又は奨励することを目的とする。」と、こう書いてあるわけでございまして、補完ということが、とと奨励という二つが指摘されております。これに対して、実務に当たられる最高責任者としてどうのようなかまだその変化に対応されるか、いささかもうちょっと具体的にお答え願いたい、こう思っています。

○石田説明員 輸出入銀行法ができましたときの経緯あるいは法律に書いてあることから申しますと、大体民間の金融機関でもってすべてのことができれば一番望ましいのであります。そこへいくまでの間、経過的に輸出入銀行のファンクションがあるので、こういう考え方方が根本にあるのではないかと思うわけでございます。その意味からいきまして、民間の金融機関ができるところを補完するということともござりますし、それからして、補完するだけではなくて、民間の金融機関もだんだんと金融の割合を大きさずする、こういうふうなことに持つてしていくのが筋道であろうかと思うのでございます。したがいまして、われわれといいたしますれば、金融情勢が許しますればだんだんと市中金融機関に対しまして、奨励と申しますのはファイナンスという意味で、だんだん民間の融資比率を高くするということを考えることが必要ではないかというふうに思っております。それからして、またできるだけ政府金融機関といたしましてファイナンスします場合におきまして、奨励をするというふうな観点になるかもしれませんけれども、たとえば円借款のような場合におきましても、市中の銀行の協力を求めるというふうなことでやつておるような次第でございます。

しなければならぬ、このようにだれしも思われるを得ないと思うのでありますて、先般私的な場所でありますたけれども、大蔵大臣いわく、藤井君、おれはこの資源問題については、大蔵省の諸君に對して從來の考え方を百八十度転換すべきである、こうとくと私は話しておいた、こういう話でございました。これは私的な場所のみならず、堂々と公の場でその姿勢が見えたのは、最初の大蔵委員会のあの所信表明のとき、大蔵大臣のお話の中にも資源の重要性がじみ出ておった、こう思つておるわけでござります。私は特に、從來の日本經濟のここまで来た事情というのを、いわゆるガソリ体制ですね、商業ベースによつて、ともかくお金を出してどんどんものが入ってきた。それをいわゆるわが造船力をフルに生かして、海外から輸送コストの低い利点を活用しながら、そうして臨海工業地帯に加工設備を設けて、そらして石油をはじめとして製鉄あるいは非鉄金属、こういった施設がいわゆる臨海工業地帯となつて今日の經濟發展の原動力をなしておるといふ、こういうことは多言を要しないと思つてございます。

ちなみに、私は、皆さんすでに御承知だと思ひますけれども、鉱物資源に限つて具体的な事情の推移、海外依存度の推移を調べてみると、昭和三十八年ごと銅は六〇%、非鉄金属は七七%、原料炭は四七%、石油はその当時から相当高かつたわけで、九八・八%、アルミ、ニッケルは当時から一〇〇%海外依存。これが昭和五十年にはどうなるかといふと、銅は八三%になるであろう、鉄鉱石は九〇%、原料炭は八六%、石油は九九・七%、アルミ、ニッケル依然として一〇〇%。こういった状態をわれわれが考えると、またこれを具体的な数字で最近の実績を調べてみると、銅、昭和四十四年度の実績は八十三万トンですね。亜鉛が七十三万トン、アルミが八十五万トン、石油は一億七千二百万キロリットル。ところが五十年にはどうなるかといふと、銅が八十三万に対して百四十二万トン、亜鉛は七十三万トンにして百五十五万トン、アルミは二百二十八万ト

ところが、これに対する国内の資源はきわめて乏しい、こういう状態で、だれしも海外に資源を求めて自主開発をしなければならぬ。たまたまこれは経済協力と相呼応し、かつてわれわれがたどった道も同じであった。かつて日本は銅を輸出し、石炭、五平太炭を外へ出したという歴史もあるやに聞いている。これがやはりわれわれは工業国となり、敗戦の道をたどつたけれどもあの当時、ずっと伸びてきた、いわゆる経済離陸の原動力になったことを思えば、やはり海外に資源開発を経済協力の体制の一環として積極的にやるべきだ、このように思うわけでござりますが、経済協力基盤問題についてはこれは別途の問題として、私はなつたことを思えば、やはり海外に資源開発を経済協力の体制の一環として積極的にやるべきだ、このように思うわけでございまして、輸出入銀行法の十八条には、この「業務の範囲」の中、第四号であります、資源関係を中心いてあるわけです。こういう日本の経済が要請し、変化が対応を求めておるこの問題に対し、輸出入銀行の総裁としては、どのような時局の認識と具体的な今後の方針を、四十六年度予算編成のこの国会において、たまたま輸出入銀行の法律案——これはうしろ向きの、しかもよその国のあとかたづけといふことでありますけれども、私はむしろ輸出入銀行というものがそういう時局の変化に対応して、その機關の機能を積極的に伸ばすために、この法律の現状ではどうもむずかしいというのなら法律改正を出してもらいたいし、現状でいけるならないけるように、どういうふうに積極的にやるのだとあいうお考えをひとつ聞かしてもらいたい、こう思います。

るいは資源開発というふうなこともやれるわけでもあります。だんだんと輸出中心からいま先生がお話しになりましたような方向に向かっていくべきであろうと思ひます。これはわれわれもそう思つております。実際におきましていわゆる融資承諾、貸し出しとかといふものにつきましてもだんだんふえております。また四十六年度の予算編成におきましても、予算要求をいたします数字といふものはだんだん大きくなつて、こういうのが実情でございます。中身の点から申しますと、やはり一番初めは融資買鉱と申しますか、フィリピンにおきます銅山に対し輸入の前貸し金をファイナンスするというふうな問題につきまして、われわれやつてきたわけでござりますけれども、だんだんといま自主開発という問題が起つてまいりまして、自主開発の問題につきましてもやるというふうなことになります。だんだんといま融資承諾もいたしておりますというが実情でございます。ただ問題は法律改正云々といふお話をございましたけれども、しかしながらこれは政府の御意向もございまして、何と申しますか、われわれいたしますれば金融機関でござりますから、その案件がまずフィージビリティにおきましていだらうというものに対しまして金を出すということになるのであります。非常にどうなるかわからぬといふうなものになりますと、これは輸出入銀行ではいま取り扱い得ない、かよう考へる次第でござります。

輸出入政策金融機関であり、しかもあなたが時代の変化に賢明に対応しようということを一般論といたしますが、私は政府の政策に対して後ほど指摘したいのですが、それとも、どうも言われることと呼応するということは当然であろうと思うのであります。ですが、私は政府の政策に対して後ほど指摘したいのですが、それとも、どうも言われることと呼応するのですが、それは、加工設備を集中しておったのではなくては御答弁になりましたけれども、賢明な対応がでてくるかどうか。今までの日本の資金配分というものは、加工設備を集中しておったのです。ところが加工設備をフルに稼働する資源の確保に、日本の資金配分というものを賢明に方向転換しなければならぬ、かじ取りを転換しなければならぬ、このように思うわけでございまして、そういう点についてはあくまで自発的に、輸出入銀行の総裁としてこうあるべきだということを、積極的に総理にも進言し、やっていかなければならぬ。それが政府の御意向に、御意向に、こういううかまえでは、輸出入銀行本来の機関の性格上適當ではない。私はあえてことばじりをとらえて言わわけではないけれども、そういう点についてはなぜもう一つ政府の政策的なものにタイアップして、積極的な輸出入銀行の投融資に協力されないのか。どちらにもびつたりこないというような実例を実は、私の情報が誤っておれば訂正いたしますけれども、具体的に鉱物資源に關係を持ち出してから感じておきます。こういう場においてはあまり具体的な指摘は遠慮します。遠慮しますが、そういうことについて、再度総裁としての御所見を承つておきたい、こう思います。

範囲内でこの仕事をしなければならぬわけでありまして、金がなければ仕事ができないという面もございます。したがいまして、私のほうといたしましてはできるだけ政府がそういう資源開発関係のものにつきましていろいろ金を預けいつけてもららうようなぐあいにお願いをいたしておるのが実情でございます。

四十五年度と来年度の関係を申しますと、初めに政府に予算をお願いいたしまして承認されましては、資源輸入関係といたしましては本年度は五百五十五億円でございますが、実際の問題といたしましては、われわれの見込みとしましては六百三十五億円ぐらいに伸びるのではないかと、いうふうなぐあいに思っております。なお、明治四十六年度のあれといたしましては、四十五年度の当初予算五百五十九億に対しまして、明年度の計画といたしましては大体八百六億ぐらいの計画になりますし、これは実績はあとで変わってくるとは思いますけれども、計画あるいは実績にいたしましても、たとえば計画だけで申しますれば、来年度予算は一四五・八%という予定になつておりますので、これは四割五分の増加でござります。また実績に対比いたしましても二七・四%増加ということに相なつているわけでございまして、これが少ないのでないかといふ御議論もあるのではないかと思うのでありますけれども、われわれとしてはできるだけふやしたいということでお努力をいたしております次第でございます。

○藤井委員 いまの四十五年度は五百五十九億、四十六年度は八百六億になる見込みであるといふのは、石油資源も入っているのですか。非鉄金属ゴなんかにおきまして現に着手いたしておりますわけでございまして、そういうものも入つておるわけでございます。

○石田説明員 たとえば、アラビヤ石油のような石油は、これも入つております。それから銅の関係も入つておるわけであります。たとえば、コングリートなどにねましまして現に着手いたしております

○藤井委員 それでは私ちょっと質問しなければなりませんが、四十二年度から四十五年度まで、四十五年度は一応見込みが入るわけですが、ども、非鉄金属だけどれだけの企業が海外資源開発のために資金を一応しておるかということとの実態は把握されておりますか。把握されておるとすれば数字をちょっと御披露願いたい。

○石田説明員 非鉄金属につきましては、われわれのほうは、主として一番大きなものは銅でござりますけれども、銅につきましてはこれは通産省とも相談いたしまして、大体どのくらいのものをどうしたらいいだらうかというふうな話を聞いてまして、それを今度は通産省その他と御相談いたしまして、その中で、一番初め日本側が手をつけるとすれば、やはり有利なものも不利なものもござりますから、有利なものと不利なものと分けて序列をつけまして、そうしてできるだけ有利なものからやっていくということをやつていただきたい、こう思つておるわけでございます。しかしながら、有利なものができないで、そうして順位としましては下のほうのものの話がだいぶまとまってきた場合にどうするかということになりますと、これはそれ自体としてますファーティージリティーがあるだろうということをありますならば、それをとつていくということになります。現在の状況から申しますと、また例をあげまして恐縮でございますけれども、たとえばマムートの銅鉱山の問題につきましては、話は大体進んでおりますけれども、まだファイナルにはなっておりませんけれども、そのほかのところにつきましては大体予定どおり入手できるという見込みが立つておるのではないかと私は思つておるわけでございます。

○藤井委員 四十二年度、非鉄金属関係の海外資源開発のためにどの程度金がいったかという、これがお手元でわかれればひとつ説明していただきたい。

申し上げたいと思います。
開行以来四十五年十二月までに、私ども輸出入銀行が融資承諾をいたしました総額は二千八百四十九億円でございます。特に御注意いただきたいのは、四十四年度五百四十四億円、四十五年度、これは十二月まででございますが、千七十一億円でございます。それで、実は資源開発の数字とくもものは輸出の金額の中にも含まれております。それから輸入の金額の中にも含まれております。投資の金額の中にも含まれております。いろいろと計算のしかたが複雑でございますように、全体の輸出入銀行の輸出承諾の中で、四十四年度におきましては、いままでの実績が示すように、全体の輸入銀行の輸入承諾の中で、四十五年度においては一四%を占めておる、四十五年度においては二六%を占めているという実情でございます。
なお、こういうふうな傾向は今後ますます強まっていくと思われますので、これに対しても資金的な関係で遺憾なからしめるよう、計画と申しましても内部でいろいろやりくりがつくわけでござりますから、内部で十分需要に応ずるように措置するという心がまえでいるわけでございます。
なお、全体の資源のことと非鉄金属の需要につきましては、五十年度の数字を私どもは持つておるわけでございますが、全体としての需要と、国内の供給分と、海外の依存度という数字をいろいろ合わせまして、しかも計画の進行に合わせて、いまさつき申しましたように、遺憾なからしめるようになります。
詳細の資料はあとでお手元にお届けいたしたいと思います。

Digitized by srujanika@gmail.com

たかしらぬけれども、日本の経済の要請にこたえ、変化に賢明に対応するというならば、やはり輸出入銀行としては、単なる買鉱と、それから向こうに投資して積極的に自主開発をするという、この資金需要とは分けてやはり整理すべきではないか、こう思いますが、一つは私の単なる質問であり、一つは意見を述べて、それに対して総裁としてどのように考へるのか、お答えを願いたい。

○石田説明員 融資比率につきましては、輸出につきましてはわれわれが八割を出しまして、それから民間のほうが二割、大体そういう見当でござります。それから投資の問題につきましては、これはむしろ民間のほうが多くて、大体四割、わがほうが六割、こういうふうな形でやっております。その考え方のものは、資源開発というの非常に大切な問題でござることは、これも、われわれは民間の金融機関に対して、できるだけ出しきれども、民間の金融機関としても、わざわざ民間の余地がないわけでございませんけれども、結果、そういうふうになつておるわけでございます。

なお、われわれは、市中金融機関に対しましては、そういう計画を組みますところの会社がみんなそれぞれ銀行とつながりがあるわけでございまして、特にメインバンクといふものがあるわけでもありますから、メインバンクの人々が中心になつて、そして民間金融機関としての資金集めについて御努力を願うということを期待しながら、いまのようなことをやつておる次第でございます。

融資買鉱につきましては、これはいま申しました投資買鉱と同じような考え方をとつてやつておるわけであります。

○藤井委員 これはあともう一回この場所で同じことを繰り返してもいけませんから、私の質問して意見を述べてなにしたのは、単なる買鉱と、融資買鉱と、それからいわゆる向こうへ投資して開発するという、三種類、このくらいに種類を分け、輸出入銀行がどういう資金的な協力をとしているか、こう思いますが、一つは私の単なる質問であり、一つは意見を述べて、それに対して総裁としてどのように考へるのか、お答えを願いたい。

○石田説明員 後刻提出いたします。

○藤井委員 ところで、金を貸す場合には担保を必ず求められるというのは常識ですね。ところが

これ、自主開発ということになると、海外資産といふのは輸出入銀行として担保になるのかならないのか。これはどうなんですか。

○石田説明員 われわれが金融機関として出しま

す場合に一番困つております点は、率直に申し上げまして担保の点でございます。こういうふうな

問題につきましては、いわゆる自主開発といふ

うなことをいたしますような——融資買鉱の場合におきましては、向こうに債務者がおるわけでござりますから、それに対するところの債権と申し

ますか、貸し付け債権といふものか一つの担保にならぬことは思ひますけれども、しかしながら自主開

発の場合におきましては、その開発が軌道に乗つて、そうして実際に生産ができるという時期まではなかなか現地のものが担保にならないというと

ころに悩みがあるわけでございまして、この問題につきましては、われわれいたしましてはでき

るだけ、いわゆる自主開発をやりましたところの

そういう資源開発がうまくいきまして、それが担

保価値が出てきて、それを担保に金が貸せるとい

うところまで持つていいたいというふうなぐあいに考へている次第でございます。

○石田説明員 担保のない場合においてはなかなか出しにくいというのがあれでございますけれども、その間におきましてどういうふうな担保がござります。四十一年は四億の保証基金を設けて四十

五年、四十五年は十一億、それを十五倍して百六十

五億、こういった線でやつておる。四十六年は、

いま予算案ができておるわけでござりますけれども、審議中ですが、二十二億の基金に対して十五

倍ですから三百三十億、こういったことになつておるのですが、四十五年度の実績は、十二月末で

すからまだあと三ヶ月は残りがありますけれども、百六十五億の債務保証の規模があるにかかわ

らず実績は六十億、こういうことになつておるのです。私は、日本鉱業がコンゴのムンシ鉱山開

発の資金調達にあたつていろいろ苦労をした話を

関係者から身近に聞いてみて、輸出入銀行というの

は一体どこの銀行かというふうに疑いたくなるほどのいろいろな苦労慘憺たんを、借りるほうの

るかということがわかるように、また後ほどでけつこうですから、過去の実績をひとつ御報告を願いたい、このように思つております。いいですね。

最近は公害問題で公害施設関係の投資が要る、このことで、対象になるべき国内資産はすでにそういう施設の融資の対象として、担保価値といふものは全くくなつてしまふということになる

と、結局担保の問題でどうにもならないというこ

となるおそれなしとしない。

これに対して輸出

入銀行は、やはり資源開発が必要だということはよくわかつておりますといふうに言われるなら

いのか。これはどうなんですか。

○石田説明員 後刻提出いたします。

○藤井委員 ところで、金を貸す場合には担保を必ず求められるというのは常識ですね。ところが

これ、自主開発ということになると、海外資産といふのは輸出入銀行として担保になるのかならないのか。これはどうなんですか。

○石田説明員 われわれが金融機関として出しま

す場合に一番困つております点は、率直に申し上

げまして担保の点でございます。こういうふうな

問題につきましては、いわゆる自主開発といふ

うなことをいたしますような——融資買鉱の場合におきましては、向こうに債務者がおるわけでござりますから、それに対するところの債権と申し

ますか、貸し付け債権といふものか一つの担保にならぬことは思ひますけれども、しかしながら自主開

発の場合は思ひますけれども、しかしながら自主開

側、保証を受けるほうの側はしておられます。これから借りようというようなところはもう一切をういうことは口を重くして語らず、うつかり言ふと江戸のかたきを長崎で討たれても困ると言わんばかりの印象を私は受けたのです。これでは輸出入銀行は、資源開発というものが必要であり、これからは単純買鉱ではだめである、海外で積極的に資源開発をするという、新しい時代の要請に応した機能を發揮せなければならぬ輸出入銀行の態度としてはとんでもないことである、私はこのようにに考えざるを得ないのでですが、これは間違いでしょうか。一体どういう御見解でしようか。

政府ないし政府金融機関だけでやるべきであるといふ考え方も一つあるうと思ひますけれども、われわれといたしましては、資源開発につきましてはできるだけ民間の自発的なあれに基づいてやるということがまず基本ではなかろうかと思うわけでござります。われわれはしようとでございまして、これはいいとか悪いとかいろいろな判断につきましては民間のあれによりたい。それながら民間もそういうことを遂行する能力のある人が実際に当たって、そうしてやる。それにつきましても、大せい集まつてやるということにいたしましたが、どこの会社が全責任を持つて、どこの会社の責任においてやるという体制がありませんと、寄り合ひ世帯ではなかなかうまくいかなかつたという経験をいろいろ持つておるものでござりますから、そういう点につきましてまず第一に体制固めをお願いするという点があらうと思います。

それから第二の問題は、先生のお話にありますた担保問題はどうかという問題でござりますけれども、これは金融機關その他と話をいたしましたが、それぞれのいわゆる責任者としてやりますところの銀行があつせんいたしまして、保証その他によりまして補完ができますものでございますから、それによってやつてきておる、こういうのが実情でございます。

○藤井委員 一応総裁として、お答えはそのようなお答えしかお立場上できにくいということはわかるのです。しかし、私は繰り返し指摘をいたしましたけれども、いろいろ専門的なことだから民間の企業が全力投球をしなければならぬ、これはおっしゃるまでもない当然のことなんです。それに対しても、いまのような輸出入銀行のあり方が、民間金融機関の出したものとのあとを補完する、こいつふうな姿勢がます表に出ておったんではないかというふうに私は思うのです。私がえて第1条を指摘したのは、補完並びに奨励という積極的なかまえも事と次第によつては出すべきである、こういう目的がはつきり明示されておるわけでござりますから、ここに金属鉱物探鉱促進事業団というのが海外資源開発の必要性を確認して、その専門家のそろつた事業団が保証いたしましよう、こういった線が出たら、積極的に輸銀が、補完でなくして奨励するというかまえでやるべきではないか。そのかまえがないから、石油公団の場合の実績はただ一件しかありませんね。金探事業団の場合は皆無ですね。せっかく債務保証の基金制度をつくつておつても活用されていないのでですよ。輸出入銀行といふものは何かいままでのとものく物の売り買いであったのですからそれでいいのです。ただ二、三年前からそれはすでに方向転換をしなければならぬ。単なる商業ベースで物を買つたり売つたりするのではなくて、われわれは經濟を運営するその原料資源、こういったものをわれわれみずから手によって海外において開発してこなければならぬ、こういう時代の要請になつておるわけでございますから、これに対してもいまのようなお答えでは、実績が全然そうなつております。同時にいまのようなかまえでは輸出入銀行の本来の使命が——最初に総裁が言われたような、時代の要請にこたえて積極的にやるのではありませんという抽象的なことばでは、幾ら与党の質問といえどもいささか満足できない、こう言わざるを得ないのです。ひとつその点、総裁はどういうな認識をされておるか。これが政府の意向

を体して、こういうことをよく言われる総裁のこととするならば、一体政府はどういう考え方を持つておられるか。まずひとつ国際金融局長の稻村君から話を聞かしてもらつて——大蔵大臣は、資源に関する限り、従来の考え方を百八十度転換した、ということを、プライベートの席ではあるけれどもお話しになつた。それを裏づけるごとく大蔵委員会で堂々と資源の重要性を指摘されたのです。それを体して、輸出入銀行の總裁、これはやはりそういうかまえになつてもらわなければならぬ。だからまず局長が言われたあと、総裁にお答えを願いたい、こう思います。

○稻村政府委員 御指摘のとおり、海外資源開発の問題というのは今後も重要な問題でございまます。大臣もしばしば御答弁されておるところだと想いますが、そのような関係によりまして、来年度の予算におきましても極力そういう点での配慮をいたしましたが、さらに今後の問題といいたしましても、種々のところでこの海外資源開発が円滑にやれますように、どういう方法があるか、慎重に前向きで検討いたしたい、こういふふうに思つております。

○石田説明員 海外資源の開発につきましては、いわゆる探鉱段階とか試掘段階とかあるいはオペレーションの段階とか、こういう段階がありますが、そういうふうな段階の一一番初めから、試掘の段階から輸出入銀行がやるかという問題につきましては、これはいまの法律の上ではできない。先生から申されおりまることは、初めからやりなさい、こういうことだらうと思いますけれども、いまの段階から申しますと、試掘段階はわれわれとしてはタッチしませんで、ほかの基金なり何なりがやりまして、そしてよいよ本格的な開発の段階になる、こういうときにおきましてわれわれのほうがその所要資金を出す、こういうふうな考え方でやつておるわけでございます。

○藤井委員 輸出入銀行といえども銀行という名前がつくのですから、全く海のものとも山のものともつかないところへ金を出せなんという暴論を

吐こうとは私は思はないのです。ただ政府のそれの機関である、たとえば金探事業団、こういったものが保証をいたしますから輸出入銀行ひとつ融資を願いたい、こういう段階にきたときには、輸出入銀行としてはその使命にかんがみて積極的なかまえをすべきではないかということを私は言つておるのであります。それに対して、私の質問をはぐらかされた意味じゃないと思うけれども、そういう全く海のものとも山のものともつかない、いわゆる山師を相手に——私が言うのはそういう話じやないのです。やはり探鉱事業団がきちんといろいろの手段取りをして、これならうけるといふことになつた時点で、こういうものは、輸出入銀行は今まできわめて事務的にも手間どり、時間的にもたいへんだけれども、いろいろな気づかいをして融資を受ける者が苦労している。こういう事情を皆さん方は何とも思わないかもしれませんけれども、そういうことが私の耳にはひんびんと入ってくるのですよ。こういつたところを取り上げること自体が、はね返りをおそれてなしていいるといふ、それほどえらいしかけになつてゐるのかなという感じが私はしましたからあえて質問をするわけでございます。その点、輸出入銀行として、金探事業団がせつかく保証基金を設け、四十六年度は三百三十億のワクをつくつておるわけですよ。万一のときには金探事業団が責任を持ちます、こういうことをやつてゐるのですよ。金探事業団がいいかげんなまで保証するわけはないでしょう。そういつたものまでいいかげんなものとはよろしくない、私はそういう意味のことを言つておるのであります。それに対しひとつ的確なお答えを願いたい。

それからいま非鉄金属事業団のお話でございま
すが、これはおそらくマートの問題ではないか
と思います。マートの問題につきましては私ど
もは積極的に金を出すつもりでおります。問題
は、非鉄金属事業団がすべての現地の仕事をやる
のがいいのか、あるいは特定の鉱山会社、実際に
開発を日本の中でやっておる鉱山会社がやつたほ
うがいいのかという問題がございまして、その問
題がいま折衝中になつておるわけでございます。
決して、マートの問題につきまして、非鉄金属
事業団等からの保証があつても金を出さないとい
うような態度をとつておるわけではございません。

それがとかく、頭をべこべことごめて頬みにいく
というよくなところから、いかにもふんぞり返る
ようなことになり、まさに現在のいわゆる金融資
本が系列化というよくなことで産業をくわえてく
るようなことになるのですが、少なくとも政府の
直接息のかかった輸出入銀行というものは、今後
は資源を大いに海外に求め、積極的にそういうた
手当てができるような方向に向かってひとつ全力
を傾けて努力していく、奉仕する、こういう精神
を、総裁はもちろんですが、相当の理事、職員の
端に至るまで徹底してもらいたい。輸出入銀行と
いうのは、ときたま法案の審議のおり顔をのぞか
して初めて総裁の顔を見るというよくなことで、
いままでは物の売り買いの資金調達でなにだった
のでしょうが、これからはそれだけでは済まされ
ぬ。しかもそういう中で一生懸命現場で努力し、苦
労している連中がいつでも相談に行けて、さつく
ばらんにものが話せるような機関にならないと、
うつかりこういうことを言つて江戸のかたきを長
崎で討たれる式になるようではとんでもないこと

○石田説明員　お話のございました点につきましては、私も含めまして、政府金融機関が非常に官僚的であるということにつきましては、今後そういう非難が出ないようにつとめたいと思っております。

私がいたしましては、産業というものを育成することが大切であるということは重々承知いたしておりますし、またそういうつもりで職員一同を指導いたしておりますつもりでございますが、あるいは違った感触がありましたら、その点は反省いたしたいと思っております。

先ほど来私が申しましたようなくらいに、市中金融機関の協力を求める場合におきましても、われわれは先生と同じようなことを市中金融機関に言つておるのでございまして、非鉄金属の例をとりましても、日本の鉱物資源は少ない。これは都市銀行、メインバンクがやつているではないか、それだけでは将来かえってあぶないのではないか。むしろ海外に非常に優位な資源を獲得して、それによって会社の基礎も固まり、金融機関

○石田説明員　お詫びいたしました点につきましては、私も含めまして、政府金融機関が非常に官僚的であるということにつきましては、今後そういう非難が出ないようにつとめたいと思っております。

二、禁

としてもそのほうがベターであるということでもあります。それで、いろいろな協力を求めて同意を得たというのが実情でござります。それを人にはいはれども、自分では産業のことはほったらかしということでは、まことに首尾転倒しておるわけありますから、いまお詫びになりましたような点につきましては重々含めまして、今後の運営に当たりたいと思います。

○鷲井委員 後段に御説明が非常に御丁寧だったことで、ちょっと私耳にしてみたいさか心配でござりますから、念を押す意味で申し上げます。が、海外資源開発というのはある程度リスクを伴つて、そういう、こういったことは宿命的な問題だと私は思うのです。政変というようなこともありますけれども、それがインドネシアのこういう問題にからんでいろいろ議論が出たわけですけれども、やはりこれはどうしても積極的にやらなければならぬという場合には、民間金融機関、これがなにがりどちらかのどちらかのあとを追うて、補完的な姿勢でいるというふうなことを私は言うわけなんです。だから、補完ということと同時に、むしろ資源問題の重要性を確認すれば、第一条に書いてあるように「一般の金融機関が行う輸出入及び海外投資に関する金融を補完し、又は奨励することを目的とする」ということの奨励のほうにウエートを置いてもらわなければ、リスクのほうに何か民間金融機関が積極的にやれなんてなかなかやれない。そこは政府金融機関である輸出人銀行が、せっかく金探事業団であるとか石油公団であるとか、こういったものが債務保証をするための保証基金制度ができるべきだからあえてつけ加えておきます。よもやひとつ進推進する、こういうふうなまえないと、何かあなたの言われた最後のくだりが、民間金融機関のことは思わないけれども、ひとつとくと今後のこと々というふうなことを言われたので、私は気がかりだからあえてつけ加えておきます。よもやひとつ進す、そういうことについての御認識をお欠きになつてゐるのは思わないけれども、ひとつとくと今後のこと、このように思つております。

○沢木政府委員 具体的に借款を与える場合に、どういうプロジェクトを選ぶかという問題につきましては、國により相当異なつてまいります。インドネシアのような場合にはIGGIと申します国際会議がございまして、そこで年間のインドネシアで実施すべきプロジェクトリストが提示せられます。その中から從来の関係あるいは日本得意な分野、そういうものを選びましてプロジェクトを決定いたしておりますが、それ以外の國につきましては、原則としてその國の開発計画といふものがございまして、その開発計画に基づいて先方からこのプロジェクトをやつてほしいといつてくる場合が通常でございます。そのいずれの場合におきましても、プロジェクトをきめます前に一応調査団、あるいはプロジェクトごとにクレジブルサーベーの調査をいたしまして、それが正式にプロジェクトとして取り上げて実行するという組織を現在とております。

○福村政府委員 大藏省いたしましては、たゞいま外務省のほうから御答弁がございましたとおり、第一義的には、外務省が先方との交渉で固まつ

○松本(十)委員 私は对外援助の問題一般について二つ三つ質問しまして、そのあとインドネシアの債権関係について各論的な質問をいたしたいと思います。

まず第一に、現在いわれておりますように七五年ともなればわが国のG.N.P.は四十億ドルをこえます。一%としても四十億ドルではないか。相当な額であります。もちろんこれらの大宗をなすものはプロジェクト援助であろうと思いますが、私どもはプロジェクトがどういうふうにきまつておられるのか。よそながら、見ておりまして、これではたしていいのかという問題意識を持つておるわけあります。現在の援助対象としてのプロジェクトをどういうふうにきめていくか、この仕組みにつきまして、まず外務省、通産省、あと大蔵省と、各局長から、ひとつお伺いしたいと思います。

○沢木政府委員 具体的に借款を与えるます場合に、どういうプロジェクトを選ぶかという問題につきましては、国により相当異なってまいります。インドネシアのような場合にはIGGGIと申します国際会議がございまして、そこで年間のインドネシアで実施すべきプロジェクトリストが提示せられます。その中から從来の関係あるいは日本得意な分野、そういうものを選びましてプロジェクトを決定いたしておりますが、それ以外の国につきましては、原則としてその国の開発計画というもののがございまして、その開発計画に基づいて先方からこのプロジェクトをやつてほしいといつてくる場合が通常でございます。そのいずれの場合におきましても、プロジェクトをきめます前に一応調査団、あるいはプロジェクトごとにクレジブルサーベーの調査をいたしまして、それが正式にプロジェクトとして取り上げて実行するという組織を現在とつております。

○福村政府委員 大蔵省いたしましては、たゞいま外務省のほうから御答弁がございましたとおり、第一義的には、外務省が先方との交渉で固まつ

てまいりますプロジェクトにつきましては御相談を受けてまして、通産省のほうとも相談をしながら、慎重に検討をいたしまして判断するということにいたしております。

○後藤政府委員 通産省といたしましては、外務省、大蔵省とも緊密に連絡をいたしまして、私どもの担当いたしております、たとえばそのプランの内容、プロジェクトの内容と関連して、プラン輸出等の延べ払い輸出承認を必要とする場合はそれをいたしております。

○松本(十)委員 私がかねてインドやパキスタンの債権者会議、対印、対ペ・コンソーシアム、こういうところに出席した体験から申しますと、ドイツにしましてもあるいはアメリカにしましても、リストが出てからこれをとるかあれをとるかではおそいのであります、前段階から、その相手の国に応じた、何と申しましょうか、開発計画あるいは経済何ヵ年計画といふものについて相談を受けたり、またアドバイスをしながら、その中で必要なプロジェクトは、これはどうしても育てぬといかぬ、クレジブルにしないといかぬ、こういうことでプロジェクトを育てていかながら、その過程においてすでに、このほうはわれわれが出ていてやつてやろう、こういう感じをもつて進んでいるようになります。日本の場合は大体、出てきたおきらに並んだものを見て、あれを食べたい、あれがやれるならあの橋をやりたい、この港をやりたい、こういうふうにあとから商社的な感覚でしていく場合が非常に多いのではないか。こういうことが、せつかく援助をしながら、相手国に対して、何か日本のやつていることは、どういのですか、なかなかガメツイという印象を与えるのではないかと思うわけであります。この辺は、これまで金額も少なかつた。日本としてもなかなか余裕がありましたから、そういう点、しかたがなかつたかと思うのであります、これからはやはり量的に多くなりますし、行く行けばアンタゴニストに踏み切るわけでありますから、そういうことを考えますと、やはりプロ

ジェクトを育てていく、そのためには必要な経済的なアドバイスをしたり、あるいはミッションを送り込んで、全体としての経済の発展計画に参画をす、こういうことを考えなければ、日本の経済大国らしい援助というものにならないかと思うのでございまして、その辺のことについてこれからどういうふうに持つていてこうとしておられるか、それについて外務省、それから通産省に伺います。

○沢木政府委員 まことにお説のとおりでございまして、できるだけそういうふうにやつていただきたいということで、はつきりそれがある程度実現しておりますのがインドネシアの場合でございまして、ここには世銀のジャカルタ駐在のオフィスにも日本人を入れておりますし、それからインドネシアのほうの経済企画庁あるいは海運省、農林省というようなところにもアドバイザーを入れておられます。したがいまして、今後技術協力を飛躍的に拡大していきたい、そして、それによつて専門家をそういうところに長期に出しまして、そしてプロジェクトの形成段階から関与していくということをいたしたいということを念願いたしております。

○後藤政府委員 通産省の立場といたしましては、経済協力とそれから輸出の貿易の問題とが一番関連してまいります。現在のわが国の経済協力の中身というものが、しばしばDACの会議等でも指摘されておりますようにたとえば民間の輸出信用供与が非常に多いのではないか。こういうことが、せつかく援助をしながら、相手国に対して、何か日本のやつていることは、どういきます。しかしながら、これは一面から見れば協議会を進められておるのではないか、何となくそこにちぐはぐのところがあるようありますから、特にこれから対外援助、いわれるまでもなく本腰を入れるべきときであります。確かにそういう点もございますが、経済協力といふものの内容、特に民間の信用供与というものがだけではないかといふような非難を一部受けております。しかしながら、これは一面から見れば

印象を与えないようなこまかい配慮をすることが必要であると存します。さらにまた、先ほど来藤井先生が御発言ございましたように、今後の資源の問題等につきましては、現在重要資源の保有率でございまして、その辺のことについてこれからどういうふうに持つていてこうとしておられるか、それがまたしても日本の資源確保のために資源開発というものと経済協力とどうからめていくか。それがまたしても日本の資源確保のために日本経済の立場からいいうならば、現在資源がきわめて貧弱で土地が狭隘であるという日本自身の立場と、それからそういう資源を開拓して、その発展途上国が今後経済的にテーケオフしていくという、発展途上国自体の経済発展のために大切だという、相互の立場を十分に尊重し、これを理解していただくような方向に、今後の経済政策、对外経済政策、貿易政策というものを進めていきたい。したがいまして、一面そういうかつての輸出振興即経済協力であるというような非難が起らぬないように十分注意しつつ今後の発展途上国対策を考え、同時にまた日本自身の産業政策、对外経済政策というものを進めてまいるべきであろう、かように考えております。

○松本(十)委員 いろいろの抱負を伺いましたが、何と申しますか、大蔵、通産、外務、またさうに経済企画庁と、前々からいわれておりますように諸省部局が相分かれられておりまして、連絡会、協議会を進められておるのではないか、何となくそこにちぐはぐのところがあるようありますから、特にこれから対外援助、いわれるまでもなく本腰を入れるべきときであります。しかしよろしくお願いしておきたいと思います。

○奥村説明員 輸出船舶に対する日本輸出入銀行の融資の金額でございますが、昭和四十一年ぐらゐからちよつと申し上げたいと思います。計画額を申し上げますと、四十一年度は千三十億円、四十五年度は千六百八十億円、四十六年度の一億円、四十二年度は千二百二十六億円、四十三年度は千四百七十億円、四十四年度は千四百九十一億円、四十五年度は千六百八十億円、四十六年度の計画額を申し上げますと、四十一年度は千三十九億円、四十二年度は一千一百二十億円でございます。この計画と申しますのは一応の数字でございます。

○松本(十)委員 いま伺いますと相当の金額が出ています。こういう制度を始めた当初は輸出振興といふことで大いに意味もあったと思うのですが、現在の世界の造船界の実情あるいは日本の造船業界の力あるいは造船会社と外国の船主との契約のしかたなど、特に最近の姿を見ておりますと、いつまでもこうすることを続けるべきものなのかどうか。五ヵ年計画といふのをこの前つくりましたので一つの方針はあるのであります。しかし長い目で見まして、そういったものはもしも削れるものなら削って、むしろアジアのために、資源開発のほうに回すべきじゃないか、

藤井委員のほうから輸出入銀行総裁にも質問そ

に大事な課題だらうと思うのであります。片方では輸銀の総裁にお聞きしてどうかとは思いますが、金額を聞いていますと、相当力を入れると言つておられても金額が少ない。これに対しても、たとえば数年間以上世界第一の造船量を誇つておられる造船会社、数は数社だろうと思うのであります。その方面に輸出入銀行、政府資金がありながら、たくさん額いつまでも行かぬといふのかな、これはわれわれの偽らざる疑問でありまして、その辺について伺いたいと思います。その前にまず理事からでも、輸出船舶に対する輸入銀行の融資額を、ここ二、三年の間わかれればひとつ数字を言ってください。

○奥村説明員 輸出船舶に対する日本輸出入銀行の融資の金額でございますが、昭和四十一年ぐらゐからちよつと申し上げたいと思います。計画額を申し上げますと、四十一年度は千三十億円、四十五年度は千六百八十億円、四十六年度の一億円、四十二年度は一千二百二十六億円、四十三年度は千四百七十億円、四十四年度は千四百九十一億円、四十五年度は千六百八十億円、四十六年度の計画額を申し上げますと、四十一年度は千三十九億円、四十二年度は一千一百二十億円でございます。この計画と申しますのは一応の数字でございます。

○松本(十)委員 いま伺いますと相当の金額が出ています。こういう制度を始めた当初は輸出振興といふことで大いに意味もあったと思うのですが、現在の世界の造船界の実情あるいは日本の造船業界の力あるいは造船会社と外国の船主との契約のしかたなど、特に最近の姿を見ておりますと、いつまでもこうすることを続けるべきものなのかどうか。五ヵ年計画といふのをこの前つくりましたので一つの方針はあるのであります。しかし長い目で見まして、そういったものはもしも削れるものなら削って、むしろアジアのために、資源開発のほうに回すべきじゃないか、

○石田説明員　いま松本委員から話がございました。たようなどあいに、船舶に対する融資比率が輸出入銀行が非常に重い、こういうことで一体いいのかという問題につきましては、われわれとしても、その点反省をいたしておるわけでございます。しばらくの間はこういう状況が続くのではないかと実は心配しておるわけありますけれども、私どもといたしましては、一番重点を置きましたのは、いま融資量のお話がございましたけれども、実はその融資を何によつてまかなうかという方面に相当注意をいたしまして努力をいたしてきましたわけであります。

御承知のとおりに、輸出入銀行は出資とそれから資金運用部からの借り入れ金からなつております。したがいまして、それが込みになつて融資が行なわれるわけでございますが、その形におきましては輸出入銀行が安い金利で出しているといふ分、要するに六分五厘で資金運用部から借りておりながら、片方造船会社に対しては四%で貸しておる、こういうことを続けていていいのかどうかという問題をまず第一に取り上げまして、その問題を何とかして解決いたしたいというのがこの数年間努力してまいつたところでございます。

なお、これにつきましては、片方におきまして造船業が強くなつてゐるけれども、やはり世界的な競争があるのであって、日本だけ変革すると非常に不利になるというような考え方が造船業界その他におきましてござります。これももつともな点があるのでございまして、その点におきまして、御承知のとおりO E C D というところでもつて、船舶のいわゆる対外条件というのをどうするかという問題が論議せられました。これに対しましてはいろいろと各方面で意見がござりますけれども、輸出入銀行としては、ああいうものに乗つて、对外条件、ことに海運企業というものは世界的にいい状況であるのだから、これは上げる方向

に努力すべきではないかということと、輸出入銀行の意見は、そういうことにつきまして政府を通じて、あるいは直接パリにおける代表部にわれわれの意見を申し述べまして、いろいろと御努力を願つてきたわけでございます。それにおきまして対外条件というのはだんだん改善されていることは御承知のとおりでございます。

その間におきまして、それでは対外条件を変えました場合に、四分という金利をそのままにして融資比率を減らしていくという方法も一つあると思うのでござります。それからまた融資比率は変えないでおいて輸出入銀行の金利だけ上げていくという方法もあると思うであります。率直に申しまして、輸出入銀行といたしましては両方に申しまして、いかに相なりますれば、造船業界は相当競争力があるということでござりますから、税金から援助をするということよりも、要するに普通の金融ベースで六分五厘という方向に近づけることが大切ではないか。それができますれば、その次の段階におきまして、それと市中金利との差が縮まれば、それは市中が担当していいという方向にないのではないかということで努力いたしてきたわけではございませんけれども、まだ金利の点につきましては十分ではないというお考えもあるかもしれませんけれども、だんだんと改善されてきておる。最近のOECDの対外条件の引き上げに伴いまして、もうそろそろ融資比率のほうへも入っていいのではないかということで、そちらのほうにつきましても業界と話し合いをつけておる、政府の御了承を得ておる、こういう状況でございます。

ただ問題は、造船業界というものが世界的にいいましても非常に長い期間の注文をとつておる、こういう事情がございまして、そういうふうな過渡的なものをどうするかという問題がやっぱり続くわけでございます。それと同時に、国内造船につきましてどのくらいの量を手当てるかという問題もあるわけでございます。われわれは、開発

銀行のほうにおきまして、要するに日本の造船につきましては日本の船をつくるという方向にありますならばそれだけこうだと思うのでござりますが、現実の問題としてわれわれのほうから申しますと、国内造船を予定されたところの船台が、いろいろな関係からいいましてあいてしまって、という問題が今日たびたび起こっております。そういう場合に、問題はどうも日本の国内船の金融力の問題ではないかと思うのでございますが、そういう場合に外国の有力な資金力のあるところの、有力な金融力のあるものがまいりました場合には、その船台があけっぱなしにならぬようなんぞ、あいに配慮する、こういう問題で処理してきたわけでございます。

なお、つけ加えて申しますならば、いまの状況でございますので、われわれは長い期間にわたりましてはだんだんと船舶の融資比率を減らしていくたい、わが行の融資量の中で船舶の融資比率を減らしていくたいという考え方で、努力をいたしておりますけれども、それには時間がかかる要素はあるのだということを御了解願えればあります

○松本(十)委員 方向としてはできるだけお願ひしたいと思いますが、貿易量がふえてまいりまして、貨物の量がふえているのも関係しましょうが、日本船の積み取り比率というのはなかなか上がつてこない、こういうことでありますて、これは大蔵省自身にお願いせぬといかんことでありまして、どうが、国内のライナーにもつとくらせるといふ方向で、むしろ財政資金の配分についてやはり考えなければならぬところへきているという感じであるということを申し上げておきたいと思います。

て、どのような条件が満たされば民間資金といふものがもとと活用できるのだろうか、またそういう方向に持っていくにはどういう点に配慮すればいいのだろうか、こういう点につきまして、国際金融局長あるいは輸銀総裁、何かお考えがありますから伺いたいと思います。

○稲村政府委員 お尋ねは、前半の後進国援助についての民間資金の利用ということであろうかと思ひますので、その点からお答え申し上げます。

これは御承知のとおり、日本のいまの後進国に対する援助というものは、大体三〇%強といふのが政府開発援助でございます。それ以外は民間資金、ただしこれは民間資金と申しましても、若干輸銀資金等を通じます面もございまして、純粋の民間資金はやはり全体の三割ぐらいということがと思われますが、これは確かに民間資金の援助につきましては、その相手先によつてだいぶ事情の違いがあるうかと思われます。と申しますのは、民間資金につきましては、やはり何と申しましても国内金融の関係その他がございまして、なかなか金利が援助的と申しますか、非常に安い金利というわけにはまいらないのでござります。そういう意味で、量の問題とそれから資金の質の問題、条件の問題、両方あるうかと思います。しかし、これは次第に、やはり日本の金融市場といふもののこれから発達に応じまして、量的にもまた質的にも豊富な資金というのがやはり海外にかけて使われるというふうになつていくようになります。これはまあ金融政策全体の問題でございますので、なかなか簡単に、一足飛びにというわけにはまいりぬかと思いますが、方向をいたしましてはそういう方向で考えていただきたい、こういうふうに考えております。

○松本(十)委員 総裁いかがですか。

○石田説明員 民間資金の活用の問題につきましては、私は結論的に申しますと、本行が設立せられて以来ずっと同じような状態が続いておるのだと思ひますけれども、要するにいわゆる対外的な

条件と、それから国内の金利条件というものがマッチしないというところに根本的な問題があるのではないかと思うのでございます。先ほど船について申しましたにつきまして、やはり六分五厘では、まだ国内ではちょっと市中金融機関はそれに乗つてこないというふうに思いますが、それなり、それをだんだんと近づけていくといふことがあって初めて民間金融機関に肩がわりができるということになるのではないかと思います。

結局、日本の金融市場というものが、資金量と金利の問題とは、これは関連いたしておりまして、需要に対応して足りない、こういうのが根本にあるわけだと思います。その問題が解決されませんければ、ほんとうの意味の解決ということはかないだらうと思うのでありますし、それをどういうふうにやつていくか。われわれのほうはできるだけ、あまり甘い条件でやらない、それから市中金融機関は、資金を集めてだんだん金利その他を下げていく、こういうことがあって初めて期待しているような方向が出てくるのじゃないか。それにはやはり時間がかかるというふうに思つております。

○松本(十)委員 なかなかむずかしい問題であります、それだけにこれまで十数年間なかなか遅々として進まなかつたといえましょうが、しかし方向としては、だんだんと日本も外貨もたまり、民間金融機関の力もついてきたわけでありますから、金融政策、内外に分けていろいろ問題もありましようが、方向としてはひとつ、政府当局もまた輸銀当局もこの方向で御努力を願いたいと

いうことを要望しておきたいと思います。

次に、インドネシアの関係の各論について三、四伺いたいと思います。

アメリカとかイタリア、ドイツ、イギリス、こういったところはまだ繰り延べ措置についてはつきりした態度をきめてないかと思うのであります、大体どういうふうなやり方をしようとしていると観測しておられますか。あるいはキャッチし

ておられますか。

○沢木政府委員 アメリカは、先般の会議で基づいて申しましたにあります現利子の元本繰り入れをやらないでから引き延ばすという、より緩和された條件で合意をやるかもわからないというものが、こちらのほうは二月終わりごろから交渉を開始するように、現在の情報は聞いております。それから、イタリアのほうも今後二、三ヶ月以内にインドネシアと、同様な交渉を開始するというものが現在の情報でございます。

○松本(十)委員 ドイツ、イギリスはどうですか。

○沢木政府委員 ドイツにつきましてはまだ交渉が始まつておりません。これはいつ始まるかといふことにつきましては、いまのところちょっと情報をお欠いております。

○松本(十)委員 それから、これまで共産圏もかなりインドネシアには貸した國があると思うのですが、そういうところで、七一年度はそれではどういう方針で臨もうとしておられるのか。これはなかなか他国の政情について憶測するのは避けたいと思いますが、外務省筋では、来たるべき選挙等を踏まえて、これからインドネシアの政情というものについて、こういう委員会で答えられる範囲でひとつ答えてください。

○沢木政府委員 インドネシアは今年選舉が行なわれるのであります、共産圏などどのような措置をとったのでありますか。大蔵省もけつこうです。

○福井政府委員 共産圏につきましては、ソ連が昨年すでにアブダ案と同じ内容で債務救済の取り組みを締結したというふうに聞いております。その他の共産圏につきましてはまだ情報を持っておりません。

○松本(十)委員 一部の考え方を持つた方々は、今度今度といいますか、インドネシアに対してもリファイナンスする。これはインドネシアの債務救済じゃなしに、むしろ日本の商社を救済するんじやないか、こういうふうな言い方をしておられる向きがあるようですが、政府としてはそういうことに対するお考へをお持ちか。

○沢木政府委員 これはけさほどの御質問に対しましてもお答え申し上げましたように、商社が決済する限りは、インドネシア側からの支払いがとまりましたときに輸出信用保険に基づく支払いを受けまして、それでもって完了しようということ

でございます。ただいま御審議いただいておりま

すインドネシアに対する繰り延べは、インドネシアのほうから日本に払うのをどういうふうに取り組め、かつそれについて金融をつけてやるかといふ問題でございまして、商社の問題とは直接の関連はございません。

○松本(十)委員 インドネシアのデッドサービスレーショントいうのはどのくらいになっておりますか。

○福井政府委員 一九七〇年で9%でござります。

○松本(十)委員 かなり問題の数字だと思うのですが、そういうところで、七一年度はそれではどういう方針で臨もうとしておられるのか。これはなかなか他国の政情について憶測するのは避けたいと思いますが、外務省筋では、来たるべき選挙等を踏まえて、これからインドネシアの政情といふものについて、こういう委員会で答えられる範囲でひとつ答えてください。

○沢木政府委員 インドネシアは今年選舉が行なわれるわけでございますが、現在の情勢分析では、もしインフレとかその他、学生運動というふうな非常な事態が発生しない限り、現在の政権は安泰で続くというふうに考えております。

七一年度の援助に關しましては、先般オランダのロッテルダムにおきまして世銀主催に基づきます I G G I の会議がございました。七一年度にインドネシアが援助を必要とする額は六億四千万ドルでござります。その六億四千万ドルのうち、どれだけを日本が分担するかという点につきましては、政府部内において目下検討中でございまして、いまだ政府はきまつた考え方を持っています。

○松本(十)委員 なかなか微妙な要素も含んでお

りますが、政府としてはそちらの問題には

お伺いしておきますので、それについてのお答えをちょうだいしたいと思います。

○福井国務大臣 アメリカの経済政策、特に金融政策ですね、これはこの数年間に非常に幾変転かという過程をたどつておるようになっておるのであります。つまり今日のインフレ、これはジョンソン政権のときに発生した。ジョンソン政権のころは主として金利政策によって克服するということを試みた、こう見ておるのです。ところが一昨年の一月ニクソン政権の誕生となり、ニクソン政権が、これは金利政策ということではなくても解決できない

んじゃないかという判断のもとに金融の量的調整、これを主軸にするインフレ克服対策というものをとった、こういうふうに見ておるのです。一昨年ジョンソン政権が成立してから一年間にわた

て、ちょっと当面する国際金融上の諸問題について、大臣の御見解を少し承りたいと思います。

最近、御承知のように累次にわたるアメリカの公定歩合の引き下げがございまして、私どもからも異常な感がするほどの短期間に反復して行なわれた公定歩合の引き下げというものは、これはやはりいろいろな意味で国際金融上に影響を与えるにはおかないという感じがいたしております。そのことと同時に、またアメリカがこのよう短期間にこのような形をとらなければならなくなつた問題点、このほうにも実はまだ非常に問題があるのではないか、こう考えておるわけであります。ですから、現実に行なわれた公定歩合の引き下げによって起こると予想せられるところの一つの国際金融上の問題点と、そういうようなこともあります。おそらくアメリカ政府としても十分承認の上で、なおかつこういう措置をとらなければならなくなつた背景、そういう背景がもたらすところの次の問題、こういうような点があわせてやはり、集約的にはやや長期的な問題になりますけれども、ドルの通貨問題ということに無関係には推移ができないのではないかという感じがしてならないのであります。これらについて、いま私何点かに少し整理をして分けましてお伺いしておきますので、それについてのお答えをちょうだいしたいと思います。

る金融引き締め、これは堀さんもよく御承知のように非常にきびしいものであった。とにかく総貸し出しを一年間もふやさぬといふくらいの状態だった。そこで倒産、破産、また失業率が高まつてくる、こういうような状態になつて、昨年の四、五月になると失業率が5%にも達する。そこで、これは社会不安につながる。これはほうておくわけにいかぬ。こういうようなことからまた量的規制を緩和する政策を出した。しかし昨年は御承知のようにG.N.P.がマイナスになるというような勢いで、一向に景気回復の徵が見えない。そこで量的緩和、これを進めるに同時に金利政策もあわせ用いる、こういう手段をとった、こういうふうに見ておるのである。ただ、一体それでアメリカの景気が回復するかといふと、今日なお低迷をいたしておる、こういう状態であります。なお景気浮揚政策をいろいろの角度から進めざるを得ない政治情勢にある、こういうふうに見るのであります。さて非常にむずかしいのは、あまり景気が浮揚すると物価対策のほうがむずかしくなる。物価対策に配慮しますと景気が浮揚しない。アメリカの経済とくらべては実にこと何年といいますか、近来まれに困難な状態にある、こういうふうに見ておるのであります。

注視してからなければならぬ状態である、こういう認識でございます。

○堀委員 実は、アメリカの問題というのは、いろいろな形でわが国も直接の影響を受けることになります。いま日本の外貨が少しふえたから平価の問題をどうということは、私も全然考えていないのですが、それは西ドイツを見ればわかることがあります。西ドイツは最近外貨準備が四百億ドルにもなりまして、この前の切り上げのときよりも十数億ドルぐらいふえているのですけれども、いま別にだれも西ドイツの平価の問題に触れていないのと同じように、私はそういうふうに、問題そのものが実はそんなに大きな問題じゃないと思っているのですが、そういうふうにドルがどんどん流出をする状態というのは、対日本というだけでなくて、実は問題があるわけです。その中で、ちょっと技術的なことですから事務当局に伺っておきます。

昨年 IMF は大体五億一千万ドルぐらい南アから金を購入した、そしてそのうち大体六億くらいいを各国に交換をした、こういうふうに書かれておるものを見たのですが、一体日本はこの中でどのくらいから IMF から金を交換をしたのか知りたいのです。

○稻村政府委員 ただいまちょっと手元に詳細の計数がございませんが、これは昨年は南アから IMF が購入いたしました金を、各国の IMF に対する債権額と申しますか、IMF ポジションによりまして算定いたしました率に基づきまして配分をいたしました。正確な数字はちょっと調べましてからお答えしたいと思います。

○堀委員 金の問題なんですけれども、実はいまアメリカは、日本と西ドイツに出ているドルはあまり心配はない。イギリスあるいはフランス、イタリア、オランダ、こういうところへ出ているのにドルを使って、過剰ドルがあまりなかつたとして昨年はこれらが対外債務を引き落とすため

うことが、金交換を求めるに至らなかつた条件のようすに書かれておるものがあるのですけれども、私もそれはそういうことなんだろうと思うんですね。要するに、どうして日本と西ドイツは別格で、あとの国は金の交換を要求されたらしなければならぬという可能性をアメリカが持つておるのかという点に、私は非常に奇異な感じがしておられます。フランスみたいに、そうでもなくとも金を外貨準備の中で金がうんと多い国と——日本は金があまりない国ですから、別にいまさら私は金を多くふやせということではありませんけれども、やはり日本も金と交換し得る条件を持つてゐるわけです。アメリカが非常に困っているときなどこうということではありますんけれども、やはりもう少し何らかの形で金の保有という問題も考えてみる必要があるのでないだらうか、こう思ひますけれども、大臣、その点どうでしようか。

○福田国務大臣 私は寡聞にして、アメリカがドイツの外貨の蓄積状態にわりあいと無関心であるというような話は聞きませんが、わが日本に対してもはそういう状態があるだらうと思うのです。つまり、わが日本は短期資金の流入を規制しておる、そういうようななことですね、そういう状態の日本に対しても、わりあいに資金の移動については無関心であるということは想像できるわけであります。しかし、ヨーロッパ大陸は短期資金の規制につきましては大体同じような状態で、特にドイツあたりにおきましても、各国の金利の状態あるいはマルクが切り上げられるんじやないかというような思惑が起つた場合、あのときなんかずいぶん外貨の移動というものが行なわれたわけなんです。ドイツについても、アメリカはそういうことについてはかなり関心を持つておるところじゃないか。したがつて、今度のアメリカの引き締く金利の引き下げというようなことにつきましては、ヨーロッパ大陸の中ではドイツで一番批判的議論が多い、そういうことを見ましても、アメリカもドイツの問題をそつ等閑視していないような気がしているのですが、私もこの点はあま

○畠委員 増加することの心配でなくして、これらの方の通貨当局が金に交換しないといふに安心しておるようです。日本と西ドイツは、ほかのところはいつ交換を求められるかわからないという、不安と言えば言い過ぎかもしません。権利があるのですから当然交換されていいのですが、西ドイツと日本というのはあまり交換をしないといふに考へておるというふうな報道があるのであります。日本というのはあまり金もないのにそんなふうに考え方されずに、交換するかもしれないなど、いに考へてもらつておいたほうが、いろいろな関係の中ではいいんじゃないか。どうもやや向こうに一方的なペースで押しまくられる場合もあるわけですからね。そこらはあまり安心されないような姿勢のほうが——私は金にかなえないというわけじやありませんよ。あまりあそは心配ないと思われていると、どうも万事うまくないんじやないかという気がするのですから、そこらはいろいろ外交的な問題があるので、そういうふうに思われないほうがいいように思われるるので、ちょっとその点を伺いたいと思うのです。

いうのじゃありません。これはアメリカともよく話し合ひをしながら、わが日本におきましても着実に金を増加させておるのです。しかし、その着実な増加がアメリカの金政策を脅かすというようなことではあることは、これはわが日本の立場として妥当ではないのじゃないか、そういう考え方でございます。

○福村政府委員 先ほどの計数でございますが、昨年のIMFの南アからの金購入は六億四千万ドルでございます。そのうちで三億二千五百万ドルを九月に各加盟国に、先ほど申しました基準に基づきまして分配をいたしました。そのとき日本が買いました額は五千七百万ドル程度でござります。

○福村政府委員 そうすると、いま日本は総計で一億金を幾ら持っているのですか。

○福村政府委員 この一月末現在で申しまして、金は五億三千二百万ドルでございます。

○福村政府委員 私が多少金にこだわりを持つたような発言をしておりますのも、いまSDRですね、これはこの前、私ちょっとと日銀の副総裁ともお話をしたのですが、私ども、創設当時はあまり賛成をしていなかったわけですが、最近、「オッソラ・イタリア中央銀行副総裁(IMFの新準備資産創出についての委員会の議長であった)」はワシントンで演説し、ヨーロッパの通貨当局の間では近い将来SDRの第二次創出を行なうべきではないとの意見が強まっていると述べた。SDRの創出をとりやめないまでも、きわめて小額とし、シンボルだけにとどめるという意味と解される」と、こういうような発言がワシントンであったといふですから、かなり欧州側の意向を強く反映しておると思います。この間河野日銀副総裁も言われたが、フランスのジスカールデスタン蔵相もこれらに似たような発言をやはりされております。どうも歐州全体としては、SDRに対する不信感と申しますか、そういうものがかなり強くなってきている、こういうふうに考えるわけです。そこで、これは欧州の通貨同盟の問題が今後どういう形

をとつて動いていくかはわかりませんけれども、

今後の趨勢としては、この間のニクソン教書の中

でも、一つはSDRの引き出し権以上に黒字をた

める國はもうちょっとと考えるという問題と、いま

一つは為替の彈力化を進めるんだというとの二

点が実は強調されておったように私は思うのであ

りますが、全体の趨勢として、どうも今後の為替

の変動幅問題というものは、現状の形ではだんだん困難になる。それは裏返していえば、要するに

ドルの力がだんだんと長期的には弱まっていくん

ではないだろうか。それをカバーするためにはど

うしても、ちょうどカナダがいまとつてているよう

な、そういう変動相場の問題が当然日程にのぼつ

てくるという全体としての客觀情勢があるんじや

ないか、私はこう考えております。

日本はこれまで

私との前福田さんと論議

をしましたときも、固定相場でいきますと、こう

いうふうにはつきりおっしゃっているのですが、

当面はそうかもしませんが、少し長期的な見通

しを考えると、これはどうしてもそれがクローリ

ングペッグになるのか、あるいはワイドバダーの

よろなことになるのか、それは別といたしまし

て、何らかの為替変動幅の拡大というような式

ににならざるを得ないのではないか。そうして

また私は、ある意味ではそういうことが行なわれ

る、何らかの為替変動幅の拡大というような式

が導入される、これは為替に対するスペキュレーショントを非常に誘発しまして、通商を阻害す

る、こういうよな気がするのです。それからま

た通商立國のわが日本といいたしますと、これはど

うしても通商に最も安定した為替交換方式、これ

を堅持するという態度をとるのは自然なことだ、

こういうふうに思ふのです。今日も為替固定方

式、これは変えておりませんけれども、これから

も国際社会においてどういう議論が起こってきます

か、そこはまだ私も予断を持つておりません。

○福村政府委員 いますぐのことではなくて、おそらく

そうした問題が出るのは、私はやはりドルの力が

だんだん下がってきてから問題になるのじゃな

いだらうか、こういうふうな感じがいたします。

ですから、そういうのはことしの秋、十一月くらい

からですか、そういうよな時期からそういうこ

とが起こってくるのではないかと思うのです。や

はりこれらの問題について、いまの私どもがそ

う思っている感じと、よその国が日本の貿易收

支の黒字をどう見ておるかということの関連で

まだタッチしておりませんけれども、昨年秋の

IMFの総会、この時点では固定為替相場、これ

が大勢である、そう御理解願つていいと思うので

す。それから、わが日本も率先してこれを主張し

うにこれはやはり日本との関係で赤字国になつておる、貿易収支が赤字になつておる側としては、一

番そこは関心の強いところではないか、こう考

えるわけです。そうだからといって、いま私ども

がそういう平価切り上げをしなければならぬと

いふことではありますけれども、そういう問題

が背景にあるとすると、十分そこも配慮しなが

ら、いまの、もしワイドバダーというよなこと

になれば、その幅で2%なら双方で4%幅がある

わけですから、そういう調節閾ができれば、それ

は影をひそめまして、あなたがいまお話しに

なった、いわばワイドバダーとか、いま1%

前後ということになつておるのをあるいは2%く

らいにしたらどうか、大きいくうと3%くらいに

したらどうか、そういうよな意見が残つておつ

たのです。そのことは、大勢が変化しております

か、これは承知しておりますけれども、おそらく

くそ大きな変化は起つておらないのではないか

か、そういうふうに思つてます。私は、日本の立場

というよりは、世界全体をながめてみまして、変

動幅が多い、あるいは変動幅にいろいろな屈折方

式が導入される、これは為替に対するスペキュ

レーションを非常に誘発しまして、通商を阻害す

る、こういうよな気がするのです。それからま

た通商立國のわが日本といいたしますと、これはど

うしても通商に最も安定した為替交換方式、これ

を堅持するという態度をとるのは自然なことだ、

こういうふうに思ふのです。今日も為替固定方

式、これは変えておりませんけれども、これから

も国際社会においてどういう議論が起こつてきます

か、そこはまだ私も予断を持つておりません。

○福田国務大臣 いま円の切り上げといふことに触れられましたが、私はこれを切り上げするといふことは絶対に考えておりません。これを行なう

ことはあり得ないと御了承願います。

○堀委員 もう一つ、実は最近の諸外国の物価問題の中でも、特にこれはアメリカの物価に關係していくと思うのでありますけれども、金融をゆるめていくことは本来的には物価が上がるほうに影響するわけでござりますね。それだけではなくて、昨年のゼネラルモーターのストライキのあとでできた賃金協定というのは、これは限度なしのエスカレータークローズがきておる。このままでいくと三年間に三〇%くらいアップするのではないかというふうに伝えられておるわけですね。ことしもまた鉄鋼の改定も起るというようなことで、これはなかなかアメリカの賃金問題というのは日本に比べると深刻な問題、成長が小さいわけですから、非常に深刻な問題を含んでおると思います。そういう意味では、私がいまひとつ問題提起しておりますドルの問題というのは、結局アメリカの物価の問題に關係をしてくるわけでありますから、その点非常に私は問題があるのでこれ以上は触れません。触れませんけれども、ただもう大臣が、切り上げの方向は考えておりませんなんという一否定されたことはいいのです。それで私たちともかまいませんけれども、それはそれで私らはやはりよほど十分に考えておいてもらわないと、もうああ言って国会でもどこでも公式に言つているからそのことは心配要らないといいう性格のものならいいのです。問題は客観的事実との関係で出てくる問題でありますので、そういう点は十分ひとつ配慮しておいてもらいたいと思います。

をどこかの国が借り入れをするということになれば、これは国債を借りてもどうにもならないことになってくると思うのですね。この際における通貨上の取り扱いというのはどういうことになるん

○畠委員　ちよつと私、きのうも時間がなかつたのでそこまで見ていないのですが、国債整理基金特別会計のほうでは、そうすると何もあががしてないわけですか。要するにいつ資金を引き出され

ございまして、従来からの手当の中三百億円ぐらいは余裕がございます。このIDAの出資の関係といたしまして、したがいまして、そういうものが、国債整理基金が御承知のとおり繰り越さ

○福村政府委員　先生御指摘のとおり、今回の出資は前回の増資と同じでございまして、国債によって出資をいたします。そういたしますと、具体的にそれをIDAのほうで使うと申しますか、必要が起ります場合にはIDAのほうから償還要求がございます。つまり国債を現金に振りかえる、そのほうは国債整理基金特別会計のほうでいいたすわけでござります。これは従来から同じやり方でござります。

置はしていない、事後処理だけではこれは処理をすると、こういうことになるわけですか。

○福村政府委員 今回お頼い申し上げております第三次の分につきましては、この法案の御審議をいただき御採決をいただきましてから出資をいたすわけでござりますから、これが来年度内に現金化してくるかどうかと申しますと、これは実は必ずしもその可能性が多いわけではございませんので、これまでふつう第二次までに出してあります

○堀委員 それではいまのあなたの答弁と違う。あなたは、当面は向こうが引き落とさないから心配ない、こういう話の答弁をしておるのである。引き落とすか引き落とさないかわからないので、資金に常に余裕がある、こういうことらしいですけれども、いま特別会計の中身を見てきていないもので、どうもよくこよなく言つてござります。

○堀委員 そうすると、今度のことに出す国債ですね、この国債というのは現在のいわゆる短期国債とは違いますね。そうすると、これは予算上としてはどこに計上してあるわけですか。

○稻村政府委員 国債による出資でござりますから、したがいまして歳出予算には関係ございませんので、これは法律によりまして出資をすると、

置はしていない、事後処理だけではこれは処理をす
ると、こういうことになるわけですか。

○福村政府委員 今回お願い申し上げております
第三次の分につきましては、この法案の御審議を
いただき御採決をいただきましてから出資をいた
すわけでございますから、これが来年度内に現金
化してくるかどうかと申しますと、これは実は必
ずしもその可能性が多いわけではございませんの
で、これは從来から第二次までに出しております
分の手当てもしてございますが、今回の分につき
ましては特に予算上、国債整理基金特別会計のほ
うで追加して何か措置をするという必要はなかろ
うというふうに判定をしておるわけであります。

○堀委員 これは一体、向こうがいつ交換を求め
てくるか、こちらで拘束できないもんじやないで
すか。こちらが交換しませんよと言つこうとしと

らためて国債整理基金の償還財源の上で特別な手
當てをする必要はないという意味でございます。
○堀委員 それではいまのあなたの答弁と違う。
あなたは、当面は向こうが引き落とさないから心
配ない、こういう話の答弁をしておるのであります。引
き落とすか引き落とさないかわからないので、資
金に常に余裕がある、こういうことらしいですけ
れども、いま特別会計の中身を見てきていないも
のだからちよつとはつきりしないのだけれども、
大体国債整理基金特別会計といふ会計は、一般に
は、御承知のように政府が出した国債といふのは
期限がついているわけですから、その償還期限
いうものははつきりわかっているから、当年度
に一体幾ら償還をしなければならぬかということ
は計画的に実はわかっていると思うのですよ。そ
のつまつたる範囲内についての手當には当然

○堀委員 賛出予算に關係がないといつても、これはしかし国債を出したらその見返りで当然それは国債整理基金特別会計の中から資金が出るということを予測されていなければ——これは永久に向こうが、出資をしたまま置いておくというなら話は別ですよ。当然それはその見返りになつた部分が国債整理基金特別会計の中で歳出要項として立てられておらなければ、これは私は予算上問題があるのじゃないかと思うのですが、どうですか。

きにはできないものらしいですよ。私もIDAの規約を詳しく読んでないもんだからあれだけれども、国債で出資をしたものは、向こうがどういう順位でそれを使ふかわかりませんね。一番最初に日本の国債を現金化してこれを引き出させるという場合があり得ると思うのですね。だから出資国債が行なわれた以上、当然それは整理基金特別会計にはいづ引き出されてもいい手当てがされていて相当であつて、それがされていなければ、これは予算上瑕疵があるということになると思うのですが、その点ははあるのですかどうなんですか。

われておると思はれけれども、いまのような不測の部分についての手当では別途にしておかないので、たくさんそこに基金を積んできたまで国債整理基金を置いておくなんということになつていると私は思はないから、そこでどうもいまあなたの答弁を聞いておると——私も資料を読んでいいれば、いまもうちょっと詰めた議論ができるのだけれども、時間がないから法律だけを見て、ここはどうなるのか疑問があるなと思って伺つておるのであります。もう少しわかれがわかるように一べん答弁してもらいたい。いまのじやどうもまだ納得がい

○税本政府委員　たゞいまの答弁で若干不十分でございましたが、私の申しました意味は、出資として一般会計の歳出予算に計上はする必要がないということじでございまして、これが現金化されます場合の予算につきましては、むしろ国債整理基金特別会計のほうへ一応出すといふことじでござります。

○福村政府委員　ただいまの私の答弁が若干詳細にわたっておりませんでした点をおわび申し上げますが、今回の増資分につきまして特別に手当が必要でないと申しましたのは、この国債整理基金特別会計は非常に大きなホールでございます。國債償還財源が大きなホールになつておるわけで

かない。
○福村政府委員　この出資国債につきまして現金化の要請が参りましたときの財源といたしまして、これは国債整理基金のほうで、そもそもから申し上げますと一応計画をつくりまして、そうしてこの手当てをいたします。ところが現実に――これはIDAだけではございませんでほかにも出

資国債はあるわけでござりますから、ほかのそういう国債関係全体を合わせまして、国債整理基金の中では償還財源の手当をいたしておるわけでございます。ところが現実には、それが予定したとおりにこの現金償還の要求がこないという場合に、この国債整理基金特別会計の規定によりまして翌年度に繰り越して処理されるということになつておりますので、そういう関係でいまのようには、現在こういう国債関係の償還財源として三百億円ぐらいは手当でされておるということでございます。

それからもう一つ、法律上のたてまえを申し上げますと、もしその償還財源に不足を生じまして、非常に多額の償還が一べんに参るという不測の事態がある場合におきましては、これは日銀に対しても買い取らせるという便法が法律上ござります。現在はそういうことは必要ございませんで、いま用意されております償還財源の中で十分まかなえるのではないか、こういうことでござります。

○堀委員 わかりました。

その次に、今度はIDAの貸し付けの関係であ

りますけれども、ちょっと伺いたいのは、IDAは貸し付けをする国を特定しておるのでしようか。

○福村政府委員 IDAの貸し付けにつきましては、特定をしておるわけではありませんが、御承知のとおりIDAのメンバー国は世銀などと変わらじまして二部に分かれています。第一部と申しますのは十八ヵ国ございまして、これは援助を受けるほうでございます。これはまず受け取ることはございません。それから残りの八十九ヵ国でございますが、それが第二部でございまして、こちらのほうがIDA資金を受けられるということでございますが、ただこのIDAの融資条件は御承知のとおり非常に長期のソフトなものでございまして、これは後進国の中でもパートナードの国民所得が非常に低い、そういうものに優先的に回す、こういう方針をIDAとしてはとつております。

そういう意味で、後進国の中でもまあ後発と申しますが、そういうふうに主として資金が流れる、おりにこの現金償還の要求がこないという場合に、現在こういう国債関係の償還財源として三百億円ぐらいは手当でされておるということでござります。

○堀委員 実はいただいた資料を見ますと、その

他二十二ヵ国となっておるので、どうもその他の

中に入つておるのかどうかわからないのですが、こ

キューべというのは対象がどうなるのでしょうか

せんから、いかないと私は思います。

○堀委員 その加盟国でないというのですけれども、いまのIDAは、もしキューべが手をあげた

加盟国になれるのですか。

○福村政府委員 キューべが手をあげまして

も、いまのIDAは、もしキューべが手をあげた

加盟を申請いたせば、既存加盟国内での新規加盟国

に對する、新規加盟国を認める条件に合つており

ますれば可能性はあると思ひます。

○堀委員 そうすると、いまのあれは、まず国連

加盟国であることが前提条件ですか。

○福村政府委員 はい。

○堀委員 その次は、要するに手をあげたとき

に、これらの国がどの程度に賛成すればいいのですか。アメリカが拒否権行使すれば入れない、

こうなるのですか。

○福村政府委員 答弁がおくれまして申しわけございません。三分の二の総務の投票と、それから投票権で四分の三の投票権ということでございま

す。これで、これらが拒否権行使すれば入れない、

こうなるのですか。

○福村政府委員 そうすると多數があれば入れる。要するにどこかが拒否権を使つたらといつても、それを縮め出ことではない、こういう仕組みになつておるわけですね。

このIDAの法律というのは、これが出来たときに私は反対をしたわけです。その反対をした理由というのは、当時はまだ南北問題というものが十分でない時期でもありましたけれども、どうもその国の体制によって、低開発国であるかないかの問題よりも、そこに焦点を合わせて

これを阻害するのは低開発国援助としてはおかしいのじゃないか。要するに、体制はどうあろうとも、低開発国であるならばこれに対する援助をするのが相当ではないか、こういう考え方で、そういうものが除外をされるという前提があつたものですから、実は當時反対をしたわけです。しかし今日こうやつてみると、たとえばインドにしてセイロンとしてもチリーとしても、御承知のようにその国の政体は変わってきておるわけです。これらの国も融資対象になつておるという点もあります。

情勢がやや変化をしてきておると思うのですが、どうもキューべがこの中に入つていらないのはやや奇異な感じがしたものですから、いま実はそ

れらについてお尋ねをしておるわけです。社会主義圏の国というのは、一般的には東欧諸国のようにかなり水準の高い國もありますし、中国については別に、こちらからお貸ししましようといつても、これはいろいろ問題もあるかもしれませんから、これは多少別の問題として考える必要もあるかもしれません、やはりこれらの問題について

は、私は今日の世界的な情勢からするならば、そういう体制によって区別をするというのではなくて、低開発国援助という意味では、これは

ヒューマニズムの問題だらうと考えますので、そ

ういう観点からこれらの問題が処理されることが望ましい、こう考えておるわけです。大蔵大臣、

その点いかがございましょうか。

○福田国務大臣 御趣旨はそういうことでしょうが、そもそもIDAは国連の付属機関であるとい

うことで、国連に入つてないと問題にならないの

です。国連に入つていれば、先ほどから話があり

ますように、手をあげ、それに對して皆さんのが賛成する、こういうことで加入できるわけです。

現にインドネシアなんかは入つてなかつたのです。

が、スハルト政権ができるから加入するといつよ

うなことになりましたから、国連に入るか入らな

いが、その辺、世界機構のあり方の問題にもつな

がる、こういう問題かと思います。

○堀委員 私がさつき拒否権の問題に触れたの

は、そうすると巧みにできいで、IDAそのものは拒否権がなくとも、国連のところで拒否権を使つているうちにはIDAの対象にならぬ、こういふことに実はなるわけですね。国連の問題とIDAの問題は多少角度が違うかもしませんが、この純粹に低開発国援助というような性格のものが、あまりそういうよくな一部の拒否権が別にあります。それで使われていると、結果としてはここへも入れないということになる。私はやはり低開発国援助の最大の目的というものは、人類共同の願いである、貧困から人類を解放したいという願いが私は基本的なベースにあるということだと考えておりますし、そのことは低開発国側としても強く主張されていることだとと思うのですが、そういう人が、どうもキューべがこの中に入つていらないのはやや奇異な感じがしたものですから、いま実はそれらについてお尋ねをしておるわけです。社会主義圏の国というのは、一般的には東欧諸国のようにかなり水準の高い國もありますし、中国については別に、こちらからお貸ししましようといつても、これはいろいろ問題もあるかもしれませんから、これは多少別の問題として考える必要もあるかもしれません、やはりこれらの問題については、私は今日の世界的な情勢からするならば、そういう体制によって区別をするというのではなくて、低開発国援助という意味では、これは確かに水準の高い國もありま

すが、できるだけそういう意味では多くの国が国連の中に入る。もちろんソ連も東欧諸国も入つて、それが政治形態による拒否権によつて阻害をされてしまうということは私も非常に残念なことだ、こう思ひます。どうかひとつ、いまの国連加盟の問題なんというのには、なかなか日本は中国問題ですらどうもすつきりしないという

点で、私もたいへん遺憾に思つておるのであります。

が、できるだけそういう意味では多くの国が国連の中に入る。もちろんソ連も東欧諸国も入つて、それが政治形態による拒否権によつて阻害をされてしまうということは私も非常に残念なことだ、こう思ひます。どうかひとつ、いまの国連加盟の問題なんというのには、なかなか日本は中国問題ですらどうもすつきりしないという

点で、私もたいへん遺憾に思つておるのであります。

機構に参加したい、こういうならば、その辺からも、完全に閉ざされているわけじゃないのです。御説のとおり、これはおくれた国を開拓する、そういうのですから、体制いかんによつて差別をする、これは私は望ましくない、かように考えます。

○堀委員 最後に、この問題終わりまして一点だけ、ちょっと新聞報道で見を見をいたしたので大臣に事実を確かめておきたいのですけれども、何かこの前、在外公館に出ております大蔵省関係者が集まりまして、ここ当分の間外債の発行は認めないと、いんだというようなことを提案をしたとか取り組めたとか、何か記憶がはっきりしませんが、報道があつたように記憶しておるんです。しかし私は、なるほど確かに日本に外貨準備がふえるといふことは、これは一つの最近の情勢としてありますけれども、それだからこれまでいろんな関係で発行してきておった外債を一々外債の発行といふのはやはり一つの流れとして問題の処理がされておるのでありますよから、それを外貨がふえたときたらストップ、外貨が減つたら大いにやれなどという発想は、どうも相手国との関係も適當でないよう思つておるので、その点一体大蔵省はどういうことを取りきめられたのか、ちょっと事実関係についてひとつ局長から答えてもらつて、大臣の御見解をお伺いして終わりにしたいと思います。

たりというわけではないのでございまして、確かに外国市場との関係、そういうものを将来長く見て続けていくことは御指摘のとおりでございまして、ただ問題は、さしあたりまして当面の問題といたしまして、やはり国際収支の黒字が大きくなるということに、さらにそれを借金で外貨がふえるというようなことはやはり当然でないのではないかという考慮も一つの問題であろうかと思われます。その間の調整をどういうふうに

につけるか、非常にむずかしい問題でございまして、いろいろと部内でも論議をいたしました。結局、当面のところは原則としては外債発行をとめるべきではないか。これは原則としてということでも、全くストップということはどうか、これは慣習によって考へるべきではなかろうか、こういう勢ふうに考へております。

は実は相当大きな問題だという気がするんですね。ケース・バイ・ケースで考えるというなら別ですよ。しかし原則ストップというなら例外しか出さないということになるのですから。これは今後日本は永久に黒字国で絶対赤字国にならぬという保証があるわけでもないし、いろんな諸条件を考えますと、私はどうもそういうきめ方というのには必ずしも適切でないような気がする。大蔵大臣、どうでしようかね。これはいろいろな企業の関係の状態もあるでしようし、関連するいろいろな問題もある。同時に、確かにいま何も、外貨がたくさんあるのに外貨を販賣するという意味で外債を発行するのは必ずしも必要はないわけでありますけれども、たとえば、諸般の金利の情勢なりいろいろなものからして、そういう外債を発行することがその企業にとって非常にプラスであるというような場合に、必ずしもそれも原則がこうだからだめということにはならないのです。そういう言い方をすると、例外というのは一体何だ、こうなってきますね。いまの局長の答弁ですと、原則だめ、禁止だから、では例外はどういうことを考へているのですか。ちょっとと例外のほうを聞い

○稻村政府委員 ただいま原則として抑制してと申しますか、なるべく出さないように抑制をみに運用してまいりたいということでおきいまして、たとえば例外としては、これはそういうことがでなければ確かに一つの例外と考えていいと思いますのは、外債を出しますけれども、それを海外に使う、つまり海外の資源開発その他にやはり資金が必要なわけでございますから、そういうもののため

に何も国内資金を持つていかないで、外国市場で調達した資金を使うということであれば、これは国際収支と全く関係ございませんから、その意味でこれは前向きに考えていいのではないか。ただし、そういうようなうまいプロジェクトがあるかどうかということは一つの問題であるかと思います。それは最も問題の少ない点でございまして、その他につきましても、これは先ほど先生も

御指摘のとおり、必ずしも、全面的にとめるといふことが、やはり今後長い目で見た日本と外債市場との関係その他を考えまして、適当でないと思われる面もござりますので、その点は若干、原則ストップと申しましたのはやや強く申し上げたと思いますが、きわめて抑制的に運用してまいりました。い、こういうことでございます。

○堀委員 日本語というのは非常に多様な使い方がありましてあれですが、私はもちろん、そんなにいまの時期に企業側としても外貨保有のために外債を発行しなければならぬとは思っていないと思うのです、実は。ただ日本の国内情勢として、御承知のように日本の起債条件というのいろいろ非常に制限されておりますから、今年度はこのくらいしか出せないというようなことになる、やはりそういう債券を外国で発行したくなる企業もあるだろうし、いろいろあると思うのです。だから、私はやはりいまのような表現よりも、ケース・バイ・ケースでひとつ考えてもらいたいということのほうが実情に即しているんじやないか。方向としてはひとつ遠慮してくださいといいけれども、方向としてはいま外貨はふえるの

だから遠慮してください、しかしあとはケース・バイ・ケースに検討して考えたいという程度でないと、原則抑制、例外、なんということは、こういう対外的な問題でもあるし、長期的な展望に立つと適切でないと思うのですが、大臣、その点いかがでしょうか。

おつしやるとおりに私も考えております。外債の発行なんというのは一朝一夕にできるものじゃないのです。今日、わが日本が外国から金を借りる、これは必ずいぶん古い沿革を経ておるわけでありまして、たとえばその外債発行の世話をしていくれる証券取り扱い業者ですね、こういうようなも

のは日露戦争のころから日本とつき合っておるのです。私は日露戦争のときに生まれたのですが、六十六年もの間、日本、日本といつてつき合つておるのです。その方々が、日本の企業が外債を発行したいというので一生懸命世話してきた。それが日本の外貨事情で急にブレークがかかつて遮断をされた、こういうようなことになると、これから先の外債発行にも非常に支障があるのであります。その辺を十分考へなければならぬ。

それからいま局長から申し上げましたように、これは抑制きみに運用しなければならぬ、そういうふうには考へておりますが、その抑制の結果そういう弊害もありますから、その辺のこととも十分考えなければならぬ。またストップした場合におきまして国内で資金が調達できるかできないか、その辺の見当もつけなければならぬ。そういうふうにいま考へ、昨年度におきまして外債を発行しておりますが、その辺を目途にしまして、その目途の中でケース・バイ・ケースというような行き方をしていきたい、かように考えております。

○藤井委員 ただいまの掘委員の質問に関連しまして、簡単に希望的な意見を述べておきたいと思

私は実はこの外債の取り扱い問題について、新聞紙上を通じまして、一体これはどういうことかと心配をしておったのです。いま質疑応答を聞きまして、非常に適切な大蔵大臣の御答弁で安心をしたわけでございますので、急のため申し添えておきたいと思いますが、やはり日本の現在の外貨準備高というものが、輸入額との割合においては歐米先進国と比較してきわめて比率が低いわけで

ございます。特に経済の健全な成長のためにはやはり従来の方針を堅持し、抑えぎみという御配慮はわかりますけれども、あくまでケース・バイ・ケース、特にそのケース・バイ・ケースの中では海外資源問題あたりは、これまた局長から答弁になつたように海外で使う、こういうふうなことは私は積極的にやらすべきである。それとあわせて御研究願いたいことは、今まで外貨準備高といふのは輸入の支払い手段としてこれを活用する、こういうことが中心であったわけでございますけれども、お互いが精出して貿易立国たてまえから外貨を蓄積してきた、黒字が定着してきたということはけつこうなことであります。私はこれをやはり海外資源開発に有効に活用する道を考えるべきではないか、こういうことが昨今頭に浮かんでまいっておりますので、専門家の当局においてひとつ適切な制度化を御検討願いたい。提案して、御答弁はけつこうでございますので、お願ひしておきます。

○毛利委員長 ただいま議題となつております両案のうち、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

次回は来たる二月二十六日金曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

大蔵委員会議録第六号中正誤					
△ 段行	誤	正			
一一末三	小原	五郎君	小原	鐵五郎君	
同	第七号中正誤				
△ 段行	誤	正			
二三末三	公示	行使			
同	第八号中正誤				
△ 段行	誤	正			
三三二	○結城政府委員	○結城説明員			

昭和四十六年三月十日印刷

昭和四十六年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H

第六十五回国会衆議院大蔵委員会議録第十一号(その一)

(一四一)(その一)

〔本号(その一)参照〕

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律案

第二条第三項第三十二号中「二十八万円」を「三十万円」に、
「若しくは同法」を「同法」に改め、
「設立された法人」の下に「若しくはこれらに準ずるものとして政令で定める法人」を加え、同項第三十三号中「十万円」を「十五万円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第三条第一項中「少額預金等の利子所得」を「少額預金の利子所得等」に改める。

第十一条の見出し中「少額預金等の利子所得」を「少額預金の利子所得等」に改め、同条第一項中「公社債投資信託」を「証券投資信託」に改め、同条

第六項中「百万円」を「百五十万円」に改める。

第二十八条第三項中「百十萬円」を「百十三万円」に、「十万円」を「十三万円」に、「二百十萬円」に、「三十万円」を「三十三万円」に、「四十万円」を「四十万円」に改め、同条第二

に、「又は政令で定める製造業」を加え、同条第二項、第三項及び第五項中「完成工事補償引当金勘定」に改め、「当該建設業」の下

に「又は政令で定める製造業」を加え、同条第二項、第三項及び第五項中「完成工事補償引当金勘定」を「製品保証等引当金勘定」に改める。

「四十三万円」に、「五十万円」を「五十三万円」に改め、同条に次の一項を加える。

4 その年中の給与等の収入金額が二百十三万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所

得の金額は、前二項の規定にかかわらず、当該収入金額を別表第七の附表の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額とする。

第三十二条第四項、第三十三条第四項及び第三

十四条第三項中「三十万円」を「四十万円」に改め

る。

第五十五条の二の見出しが「(製品保証等引当

金)」に改め、同条第一項中「を営むものが、その

建設請負に係る目的物の欠陥についてその引渡し後において行なう」を「又は政令で定める製造業を営むもののうち、その請負又は製造に係る目的物の欠陥につきその引渡し後において自己の負担に

より無償で補修すべきものとして政令で定めるものが、その」に、「完成工事補償引当金勘定」を「製品保証等引当金勘定」に改め、「当該建設業」の下

に「又は政令で定める製造業」を加え、同条第二

項、第三項及び第五項中「完成工事補償引当金勘定」を「製品保証等引当金勘定」に改める。

第五十七条第三項第一号を次のように改める。

議録第十一号(その二)

第五十八条第一項第一号中「賃借権」の下に「並びに農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項(定義)に規定する農地の上に存する耕

地に開する権利」を加える。

第七十四条第二項中第十五号を第十六号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

第七十四条第一項中第十五号を第十六号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

第七十四条第一項中第十五号を第十六号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

第七十九条第一項及び第二項中「十万円」を「十八号」の規定により被保険者として負担する農業者年金の保険料

第十七条第一項及び第二項中「十万円」を「十八号」の規定により被保険者として負担する農業者年金の保険料

四号とする。

第七十八条第二項第二号中「科学技術若しくは教育の振興に寄与する法人又は赤十字に開する諸約に基づく業務を行なう法人」を「別表第一第一号に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもの」に、「前号」を「前二号」に改める。

第七十九条第一項及び第二項中「十万円」を「十八号」の規定により被保険者として負担する農業者年金の保険料

別表第四 紙与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表
(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数								乙	
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	
32,000		0	0	0	0	0	0	0	0	
32,000	33,000	150	0	0	0	0	0	0	2,600	
33,000	34,000	230	0	0	0	0	0	0	2,800	
34,000	35,000	310	0	0	0	0	0	0	2,900	
35,000	36,000	390	0	0	0	0	0	0	3,000	
36,000	37,000	470	0	0	0	0	0	0	3,100	
37,000	38,000	550	0	0	0	0	0	0	3,200	
38,000	39,000	630	0	0	0	0	0	0	3,300	
39,000	40,000	710	0	0	0	0	0	0	3,400	
40,000	41,000	790	0	0	0	0	0	0	3,600	
41,000	42,000	870	0	0	0	0	0	0	3,700	
42,000	43,000	950	0	0	0	0	0	0	3,800	
43,000	44,000	1,030	0	0	0	0	0	0	3,900	
44,000	45,000	1,110	0	0	0	0	0	0	4,000	
45,000	46,000	1,190	0	0	0	0	0	0	4,100	
46,000	47,000	1,270	0	0	0	0	0	0	4,300	
47,000	48,000	1,350	0	0	0	0	0	0	4,500	
48,000	49,000	1,430	0	0	0	0	0	0	4,700	
49,000	50,000	1,510	0	0	0	0	0	0	4,900	
50,000	51,000	1,590	0	0	0	0	0	0	5,300	
51,000	52,000	1,670	0	0	0	0	0	0	5,400	
52,000	53,000	1,750	170	0	0	0	0	0	5,600	
53,000	54,000	1,830	250	0	0	0	0	0	5,800	
54,000	55,000	1,910	330	0	0	0	0	0	5,900	
55,000	56,000	1,990	410	0	0	0	0	0	6,100	
56,000	57,000	2,070	490	0	0	0	0	0	6,300	
57,000	58,000	2,150	570	0	0	0	0	0	6,500	
58,000	59,000	2,230	650	0	0	0	0	0	6,700	
59,000	60,000	2,310	730	0	0	0	0	0	6,900	
60,000	61,000	2,390	810	0	0	0	0	0	7,100	
61,000	62,000	2,470	890	0	0	0	0	0	7,300	
62,000	63,000	2,560	970	0	0	0	0	0	7,500	
63,000	64,000	2,660	1,050	0	0	0	0	0	7,700	
64,000	65,000	2,750	1,130	0	0	0	0	0	7,900	
65,000	66,000	2,850	1,210	120	0	0	0	0	8,100	
66,000	67,000	2,940	1,290	200	0	0	0	0	8,300	
67,000	68,000	3,040	1,370	280	0	0	0	0	8,500	
68,000	69,000	3,140	1,450	360	0	0	0	0	8,700	
69,000	70,000	3,230	1,530	440	0	0	0	0	9,000	
70,000	71,000	3,330	1,610	520	0	0	0	0	9,200	
71,000	72,000	3,420	1,690	600	0	0	0	0	9,500	
72,000	73,000	3,520	1,770	680	0	0	0	0	9,700	
73,000	74,000	3,620	1,850	760	0	0	0	0	9,900	
74,000	75,000	3,710	1,930	840	0	0	0	0	10,200	
75,000	76,000	3,810	2,010	920	0	0	0	0	10,400	
76,000	77,000	3,900	2,090	1,000	0	0	0	0	10,700	

イ甲 表
(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙	
		扶養親族等の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
以上	未満	税額										
77,000	78,000	4,000	2,170	1,080	0	0	0	0	0	10,900		
78,000	79,000	4,100	2,250	1,160	0	0	0	0	0	11,100		
79,000	80,000	4,190	2,330	1,240	160	0	0	0	0	11,400		
80,000	81,000	4,290	2,410	1,320	240	0	0	0	0	11,600		
81,000	82,000	4,380	2,490	1,400	320	0	0	0	0	11,800		
82,000	83,000	4,480	2,580	1,480	400	0	0	0	0	12,100		
83,000	84,000	4,580	2,680	1,560	480	0	0	0	0	12,400		
84,000	85,000	4,670	2,770	1,640	560	0	0	0	0	12,700		
85,000	86,000	4,770	2,870	1,720	640	0	0	0	0	13,000		
86,000	87,000	4,860	2,960	1,800	720	0	0	0	0	13,300		
87,000	88,000	4,960	3,060	1,880	800	0	0	0	0	13,500		
88,000	89,000	5,060	3,160	1,960	880	0	0	0	0	13,800		
89,000	90,000	5,150	3,250	2,040	960	0	0	0	0	14,100		
90,000	91,000	5,250	3,350	2,120	1,040	0	0	0	0	14,400		
91,000	92,000	5,340	3,440	2,200	1,120	0	0	0	0	14,700		
92,000	93,000	5,440	3,540	2,280	1,200	120	0	0	0	15,000		
93,000	94,000	5,540	3,640	2,360	1,280	200	0	0	0	15,300		
94,000	95,000	5,660	3,740	2,450	1,360	280	0	0	0	15,600		
95,000	96,000	5,780	3,840	2,540	1,450	370	0	0	0	15,800		
96,000	97,000	5,910	3,950	2,650	1,540	460	0	0	0	16,100		
97,000	98,000	6,040	4,060	2,760	1,630	550	0	0	0	16,400		
98,000	99,000	6,160	4,170	2,870	1,720	640	0	0	0	16,700		
99,000	101,000	6,350	4,330	3,030	1,860	770	0	0	0	17,000		
101,000	103,000	6,600	4,550	3,250	2,040	950	0	0	0	17,000円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 100,000円をこ える金額の46% に相当する金額 を加算した金額		
103,000	105,000	6,860	4,760	3,460	2,220	1,130	0	0	0	17,000		
105,000	107,000	7,110	4,980	3,680	2,400	1,310	230	0	0	17,000円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 100,000円をこ える金額の46% に相当する金額 を加算した金額		
107,000	109,000	7,360	5,190	3,890	2,590	1,490	410	0	0	17,000		
109,000	111,000	7,610	5,410	4,110	2,810	1,670	590	0	0	17,000		
111,000	113,000	7,860	5,650	4,330	3,030	1,850	770	0	0	17,000		
113,000	115,000	8,120	5,900	4,540	3,240	2,030	950	0	0	17,000		
115,000	117,000	8,370	6,150	4,760	3,460	2,210	1,130	0	0	17,000		
117,000	119,000	8,620	6,400	4,970	3,670	2,390	1,310	230	0	17,000		
119,000	121,000	8,870	6,650	5,190	3,890	2,590	1,490	410	0	17,000		
121,000	123,000	9,140	6,910	5,410	4,110	2,810	1,670	590	0	17,000		
123,000	125,000	9,430	7,160	5,640	4,320	3,020	1,850	770	0	17,000		
125,000	127,000	9,720	7,410	5,890	4,540	3,240	2,030	950	0	17,000		
127,000	129,000	10,010	7,660	6,150	4,750	3,450	2,210	1,130	0	17,000		
129,000	131,000	10,290	7,910	6,400	4,970	3,670	2,390	1,310	220	17,000		
131,000	133,000	10,580	8,170	6,650	5,190	3,890	2,590	1,490	400	17,000		
133,000	135,000	10,870	8,420	6,900	5,400	4,100	2,800	1,670	580	17,000		
135,000	137,000	11,160	8,670	7,150	5,640	4,320	3,020	1,850	760	17,000		
137,000	139,000	11,450	8,920	7,410	5,890	4,530	3,230	2,030	940	17,000		
139,000	141,000	11,730	9,200	7,660	6,140	4,750	3,450	2,210	1,120	17,000		
141,000	143,000	12,020	9,490	7,910	6,390	4,970	3,670	2,390	1,300	17,000		
143,000	145,000	12,310	9,780	8,160	6,650	5,180	3,880	2,580	1,480	17,000		
145,000	147,000	12,600	10,060	8,410	6,900	5,400	4,100	2,800	1,660	17,000		
147,000	149,000	12,890	10,350	8,670	7,150	5,630	4,310	3,010	1,840	17,000		
149,000	151,000	13,190	10,640	8,920	7,400	5,880	4,530	3,230	2,020	40,000円		
151,000	153,000	13,520	10,930	9,190	7,650	6,140	4,750	3,450	2,200	40,000円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 100,000円をこ える金額の46% に相当する金額 を加算した金額		
153,000	155,000	13,840	11,220	9,480	7,910	6,390	4,960	3,660	2,380	40,000円		

イ甲 表
(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙	
		扶養親族等の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
以上	未満	税額									税額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	料控除後の給与等の金額のうち150,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	
155,000	157,000	14,170	11,500	9,770	8,160	6,640	5,180	3,880	2,580			
157,000	159,000	14,490	11,790	10,060	8,410	6,890	5,390	4,090	2,790			
159,000	161,000	14,810	12,080	10,350	8,660	7,140	5,630	4,310	3,010			
161,000	163,000	15,140	12,370	10,630	8,910	7,400	5,880	4,530	3,230			
163,000	165,000	15,460	12,660	10,920	9,190	7,650	6,130	4,740	3,440			
165,000	167,000	15,790	12,940	11,210	9,480	7,900	6,380	4,960	3,660			
167,000	169,000	16,110	13,260	11,500	9,760	8,150	6,640	5,170	3,870			
169,000	171,000	16,430	13,580	11,790	10,050	8,400	6,890	5,390	4,090			
171,000	173,000	16,760	13,910	12,070	10,340	8,660	7,140	5,620	4,310			
173,000	175,000	17,080	14,230	12,360	10,630	8,910	7,390	5,870	4,520			
175,000	177,000	17,410	14,560	12,650	10,920	9,180	7,640	6,130	4,740			
177,000	179,000	17,770	14,890	12,940	11,210	9,480	7,900	6,380	4,960			
179,000	181,000	18,170	15,230	13,280	11,510	9,780	8,170	6,650	5,180			
181,000	183,000	18,570	15,570	13,620	11,820	10,080	8,430	6,910	5,410			
183,000	185,000	18,970	15,910	13,960	12,120	10,390	8,700	7,180	5,660			
185,000	187,000	19,370	16,250	14,300	12,420	10,690	8,960	7,450	5,930			
187,000	189,000	19,770	16,600	14,650	12,730	11,000	9,260	7,710	6,200			
189,000	191,000	20,170	16,940	14,990	13,040	11,300	9,570	7,980	6,460			
191,000	193,000	20,570	17,280	15,330	13,380	11,600	9,870	8,240	6,730			
193,000	195,000	20,970	17,640	15,670	13,720	11,910	10,170	8,510	6,990			
195,000	197,000	21,370	18,040	16,010	14,060	12,210	10,480	8,780	7,260			
197,000	199,000	21,760	18,440	16,360	14,400	12,520	10,780	9,050	7,530			
199,000	201,000	22,160	18,840	16,700	14,750	12,820	11,090	9,350	7,790			
201,000	204,000	22,660	19,340	17,120	15,170	13,220	11,470	9,730	8,120			
204,000	207,000	23,260	19,940	17,660	15,690	13,740	11,920	10,190	8,520			
207,000	210,000	23,860	20,530	18,260	16,200	14,250	12,380	10,640	8,920			
210,000	213,000	24,460	21,130	18,860	16,710	14,760	12,830	11,100	9,370			
213,000	216,000	25,060	21,730	19,460	17,230	15,280	13,330	11,560	9,820			
216,000	219,000	25,650	22,330	20,050	17,780	15,790	13,840	12,010	10,280			
219,000	222,000	26,250	22,930	20,650	18,380	16,300	14,350	12,470	10,740			
222,000	225,000	26,940	23,530	21,250	18,980	16,820	14,870	12,920	11,190			
225,000	228,000	27,620	24,130	21,850	19,570	17,330	15,380	13,430	11,650			
228,000	231,000	28,310	24,720	22,450	20,170	17,900	15,890	13,940	12,100			
231,000	234,000	28,990	25,320	23,050	20,770	18,500	16,400	14,450	12,560			
234,000	237,000	29,670	25,920	23,650	21,370	19,100	16,920	14,970	13,020			
237,000	240,000	30,360	26,560	24,240	21,970	19,690	17,430	15,480	13,530			
240,000	243,000	31,040	27,240	24,840	22,570	20,290	18,020	15,990	14,040			
243,000	246,000	31,730	27,930	25,440	23,170	20,890	18,620	16,510	14,560			
246,000	249,000	32,410	28,610	26,040	23,760	21,490	19,210	17,020	15,070			
249,000	252,000	33,090	29,290	26,690	24,360	22,090	19,810	17,540	15,580			
252,000	255,000	33,780	29,980	27,380	24,960	22,690	20,410	18,140	16,090			
255,000	258,000	34,460	30,660	28,060	25,560	23,280	21,010	18,730	16,610			
258,000	261,000	35,150	31,350	28,750	26,160	23,880	21,610	19,330	17,120			
261,000	264,000	35,830	32,030	29,430	26,830	24,480	22,210	19,930	17,660			
264,000	267,000	36,550	32,710	30,110	27,510	25,080	22,810	20,530	18,250			
267,000	270,000	37,320	33,400	30,800	28,200	25,680	23,400	21,130	18,850			
270,000	273,000	38,090	34,080	31,480	28,880	26,280	24,000	21,730	19,450			
273,000	276,000	38,860	34,770	32,170	29,570	26,970	24,600	22,330	20,050			
276,000	279,000	39,620	35,450	32,850	30,250	27,650	25,200	22,920	20,650			
279,000	282,000	40,390	36,130	33,530	30,930	28,330	25,800	23,520	21,250			

イ甲 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	以上	甲 扶養親族等の数									乙 税額
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
		未満	税額								
282,000円	285,000円	41,160円	36,890円	34,220円	31,620円	29,020円	26,420円	24,120円	21,850円		
285,000円	288,000円	41,930円	37,660円	34,900円	32,300円	29,700円	27,100円	24,720円	22,440円		
288,000円	291,000円	42,700円	38,430円	35,590円	32,990円	30,390円	27,780円	25,320円	23,040円		
291,000円	294,000円	43,470円	39,200円	36,270円	33,670円	31,070円	28,470円	25,920円	23,640円		
294,000円	297,000円	44,240円	39,970円	37,040円	34,350円	31,750円	29,150円	26,550円	24,240円		
297,000円	300,000円	45,010円	40,740円	37,810円	35,040円	32,440円	29,840円	27,240円	24,840円		
300,000円	300,000円	45,400円	41,120円	38,200円	35,380円	32,780円	30,180円	27,580円	25,140円		
300,000円をこえ 310,000円に満た ない金額		300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 300,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額									
310,000円	310,000円	48,100円	43,820円	40,900円	38,080円	35,480円	32,880円	30,280円	27,840円		
310,000円をこえ 360,000円に満た ない金額		310,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 310,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額									
360,000円	360,000円	63,100円	58,820円	55,900円	53,080円	50,480円	47,880円	45,280円	42,840円		
360,000円をこえ 390,000円に満た ない金額		360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額									
390,000円	390,000円	73,300円	69,020円	66,100円	63,280円	60,680円	58,080円	55,480円	53,040円		
390,000円をこえ 480,000円に満た ない金額		390,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 390,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額									
480,000円	480,000円	107,500円	103,220円	100,300円	97,480円	94,880円	92,280円	89,680円	87,240円		
480,000円をこえ 560,000円に満た ない金額		480,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 480,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額									
560,000円	560,000円	141,100円	136,820円	133,900円	131,080円	128,480円	125,880円	123,280円	120,840円		
560,000円をこえ 730,000円に満た ない金額		560,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 560,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額									

イ甲 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上未満	税額								税額	
730,000円	219,300	215,020	212,100	209,280	206,680	204,080	201,480	199,040	388,000	
730,000円をこえ890,000円に満たない金額	730,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち730,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								388,000円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち730,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	
890,000円	299,300	295,020	292,100	289,280	286,680	284,080	281,480	279,040		
890,000円をこえ1,730,000円に満たない金額	890,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち890,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額									
1,730,000円	761,300	757,020	754,100	751,280	748,680	746,080	743,480	741,040		
1,730,000円をこえる金額	1,730,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,730,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額									

扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに1,300円を控除した金額

従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じて扶養親族等1人ごとに1,300円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く)については、
 - (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに1,300円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,300円を控除した金額)が、その求める税額である。

ロ乙 表
(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶養親族の数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,000	45,000円未満	0	0	0	0	0	0	0
45,000	46,000	110	0	0	0	0	0	0
46,000	47,000	190	0	0	0	0	0	0
47,000	48,000	270	0	0	0	0	0	0
48,000	49,000	350	0	0	0	0	0	0
49,000	50,000	430	0	0	0	0	0	0
50,000	51,000	510	0	0	0	0	0	0
51,000	52,000	590	0	0	0	0	0	0
52,000	53,000	670	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	750	0	0	0	0	0	0
54,000	55,000	830	0	0	0	0	0	0
55,000	56,000	910	0	0	0	0	0	0
56,000	57,000	990	0	0	0	0	0	0
57,000	58,000	1,070	0	0	0	0	0	0
58,000	59,000	1,150	0	0	0	0	0	0
59,000	60,000	1,230	140	0	0	0	0	0
60,000	61,000	1,310	220	0	0	0	0	0
61,000	62,000	1,390	300	0	0	0	0	0
62,000	63,000	1,470	380	0	0	0	0	0
63,000	64,000	1,550	460	0	0	0	0	0
64,000	65,000	1,630	540	0	0	0	0	0
65,000	66,000	1,710	620	0	0	0	0	0
66,000	67,000	1,790	700	0	0	0	0	0
67,000	68,000	1,870	780	0	0	0	0	0
68,000	69,000	1,950	860	0	0	0	0	0
69,000	70,000	2,030	940	0	0	0	0	0
70,000	71,000	2,110	1,020	0	0	0	0	0
71,000	72,000	2,190	1,100	0	0	0	0	0
72,000	73,000	2,270	1,180	100	0	0	0	0
73,000	74,000	2,350	1,260	180	0	0	0	0
74,000	75,000	2,430	1,340	260	0	0	0	0
75,000	76,000	2,510	1,420	340	0	0	0	0
76,000	77,000	2,600	1,500	420	0	0	0	0
77,000	78,000	2,700	1,580	500	0	0	0	0
78,000	79,000	2,800	1,660	580	0	0	0	0
79,000	80,000	2,890	1,740	660	0	0	0	0
80,000	81,000	2,990	1,820	740	0	0	0	0
81,000	82,000	3,080	1,900	820	0	0	0	0
82,000	83,000	3,180	1,980	900	0	0	0	0
83,000	84,000	3,280	2,060	980	0	0	0	0
84,000	85,000	3,370	2,140	1,060	0	0	0	0
85,000	86,000	3,470	2,220	1,140	0	0	0	0
86,000	87,000	3,560	2,300	1,220	140	0	0	0
87,000	88,000	3,660	2,380	1,300	220	0	0	0
88,000	89,000	3,760	2,460	1,380	300	0	0	0
89,000	90,000	3,850	2,550	1,460	380	0	0	0

口乙 表
(二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
90,000	91,000	3,950	2,650	1,540	460	0	0	0
91,000	92,000	4,040	2,740	1,620	540	0	0	0
92,000	93,000	4,140	2,840	1,700	620	0	0	0
93,000	94,000	4,240	2,940	1,780	700	0	0	0
94,000	95,000	4,340	3,040	1,860	780	0	0	0
95,000	96,000	4,440	3,140	1,950	870	0	0	0
96,000	97,000	4,550	3,250	2,040	960	0	0	0
97,000	98,000	4,660	3,360	2,130	1,050	0	0	0
98,000	99,000	4,770	3,470	2,220	1,140	0	0	0
99,000	101,000	4,930	3,630	2,360	1,270	190	0	0
101,000	103,000	5,150	3,850	2,550	1,450	370	0	0
103,000	105,000	5,360	4,060	2,760	1,630	550	0	0
105,000	107,000	5,590	4,280	2,980	1,810	730	0	0
107,000	109,000	5,840	4,490	3,190	1,990	910	0	0
109,000	111,000	6,090	4,710	3,410	2,170	1,090	0	0
111,000	113,000	6,350	4,930	3,630	2,350	1,270	190	0
113,000	115,000	6,600	5,140	3,840	2,540	1,450	370	0
115,000	117,000	6,850	5,360	4,060	2,760	1,630	550	0
117,000	119,000	7,100	5,590	4,270	2,970	1,810	730	0
119,000	121,000	7,350	5,840	4,490	3,190	1,990	910	0
121,000	123,000	7,610	6,090	4,710	3,410	2,170	1,090	0
123,000	125,000	7,860	6,340	4,920	3,620	2,350	1,270	180
125,000	127,000	8,110	6,590	5,140	3,840	2,540	1,450	360
127,000	129,000	8,360	6,850	5,350	4,050	2,750	1,630	540
129,000	131,000	8,610	7,100	5,580	4,270	2,970	1,810	720
131,000	133,000	8,870	7,350	5,830	4,490	3,190	1,990	900
133,000	135,000	9,140	7,600	6,090	4,700	3,400	2,170	1,080
135,000	137,000	9,420	7,850	6,340	4,920	3,620	2,350	1,260
137,000	139,000	9,710	8,110	6,590	5,130	3,830	2,530	1,440
139,000	141,000	10,000	8,360	6,840	5,350	4,050	2,750	1,620
141,000	143,000	10,290	8,610	7,090	5,580	4,270	2,970	1,800
143,000	145,000	10,580	8,860	7,350	5,830	4,480	3,180	1,980
145,000	147,000	10,860	9,130	7,600	6,080	4,700	3,400	2,160
147,000	149,000	11,150	9,420	7,850	6,330	4,910	3,610	2,340
149,000	151,000	11,440	9,710	8,100	6,580	5,130	3,830	2,530
151,000	153,000	11,730	9,990	8,350	6,840	5,350	4,050	2,750
153,000	155,000	12,020	10,280	8,610	7,090	5,570	4,260	2,960
155,000	157,000	12,300	10,570	8,860	7,340	5,820	4,480	3,180
157,000	159,000	12,590	10,860	9,120	7,590	6,080	4,690	3,390
159,000	161,000	12,880	11,150	9,410	7,840	6,330	4,910	3,610
161,000	163,000	13,190	11,430	9,700	8,100	6,580	5,130	3,830
163,000	165,000	13,510	11,720	9,990	8,350	6,830	5,340	4,040
165,000	167,000	13,840	12,010	10,280	8,600	7,080	5,570	4,260
167,000	169,000	14,160	12,300	10,560	8,850	7,340	5,820	4,470
169,000	171,000	14,480	12,590	10,850	9,120	7,590	6,070	4,690
171,000	173,000	14,810	12,870	11,140	9,410	7,840	6,320	4,910
173,000	175,000	15,130	13,180	11,430	9,700	8,090	6,570	5,120
175,000	177,000	15,460	13,510	11,720	9,980	8,340	6,830	5,340
177,000	179,000	15,790	13,840	12,010	10,280	8,600	7,080	5,570
179,000	181,000	16,130	14,180	12,310	10,580	8,870	7,350	5,830

口乙 表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
181,000	183,000	16,470	14,520	12,620	10,880	9,150	7,610	6,100
183,000	185,000	16,810	14,860	12,920	11,190	9,450	7,880	6,360
185,000	187,000	17,150	15,200	13,250	11,490	9,760	8,150	6,630
187,000	189,000	17,500	15,550	13,590	11,800	10,060	8,410	6,900
189,000	191,000	17,890	15,890	13,940	12,100	10,370	8,680	7,160
191,000	193,000	18,290	16,230	14,280	12,400	10,670	8,940	7,430
193,000	195,000	18,690	16,570	14,620	12,710	10,970	9,240	7,690
195,000	197,000	19,090	16,910	14,960	13,010	11,280	9,540	7,960
197,000	199,000	19,490	17,260	15,300	13,350	11,580	9,850	8,230
199,000	201,000	19,890	17,610	15,650	13,700	11,890	10,150	8,490
201,000	204,000	20,390	18,110	16,070	14,120	12,270	10,530	8,820
204,000	207,000	20,990	18,710	16,590	14,640	12,720	10,990	9,260
207,000	210,000	21,580	19,310	17,100	15,150	13,200	11,440	9,710
210,000	213,000	22,180	19,910	17,630	15,660	13,710	11,900	10,170
213,000	216,000	22,780	20,510	18,230	16,180	14,230	12,360	10,620
216,000	219,000	23,380	21,100	18,830	16,690	14,740	12,810	11,080
219,000	222,000	23,980	21,700	19,430	17,200	15,250	13,300	11,540
222,000	225,000	24,580	22,300	20,030	17,750	15,770	13,820	11,990
225,000	228,000	25,180	22,900	20,620	18,350	16,280	14,330	12,450
228,000	231,000	25,770	23,500	21,220	18,950	16,790	14,840	12,900
231,000	234,000	26,390	24,100	21,820	19,550	17,300	15,350	13,400
234,000	237,000	27,070	24,700	22,420	20,150	17,870	15,870	13,920
237,000	240,000	27,760	25,290	23,020	20,740	18,470	16,380	14,430
240,000	243,000	28,440	25,890	23,620	21,340	19,070	16,890	14,940
243,000	246,000	29,130	26,530	24,220	21,940	19,670	17,410	15,460
246,000	249,000	29,810	27,210	24,810	22,540	20,260	17,990	15,970
249,000	252,000	30,490	27,890	25,410	23,140	20,860	18,590	16,480
252,000	255,000	31,180	28,580	26,010	23,740	21,460	19,190	16,990
255,000	258,000	31,860	29,260	26,660	24,330	22,060	19,780	17,510
258,000	261,000	32,550	29,950	27,350	24,930	22,660	20,380	18,110
261,000	264,000	33,230	30,630	28,030	25,530	23,260	20,980	18,710
264,000	267,000	33,910	31,310	28,710	26,130	23,860	21,580	19,300
267,000	270,000	34,600	32,000	29,400	26,800	24,450	22,180	19,900
270,000	273,000	35,280	32,680	30,080	27,480	25,050	22,780	20,500
273,000	276,000	35,970	33,370	30,770	28,170	25,650	23,380	21,100
276,000	279,000	36,700	34,050	31,450	28,850	26,250	23,970	21,700
279,000	282,000	37,470	34,730	32,130	29,530	26,930	24,570	22,300
282,000	285,000	38,240	35,420	32,820	30,220	27,620	25,170	22,900
285,000	288,000	39,010	36,100	33,500	30,900	28,300	25,770	23,490
288,000	291,000	39,780	36,850	34,190	31,590	28,980	26,380	24,090
291,000	294,000	40,550	37,620	34,870	32,270	29,670	27,070	24,690
294,000	297,000	41,320	38,390	35,550	32,950	30,350	27,750	25,290
297,000	300,000	42,090	39,160	36,240	33,640	31,040	28,440	25,890
300,000円		42,470	39,550	36,620	33,980	31,380	28,780	26,190
300,000円をこえ 310,000円に満た ない金額		300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち300,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額						

ロ乙 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
310,000円	45,170	42,250	39,320	36,680	34,080	31,480	28,890
310,000円をこえ 360,000円に満たない金額	310,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち310,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額						
360,000円	60,170	57,250	54,320	51,680	49,080	46,480	43,890
360,000円をこえ 390,000円に満たない金額	360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち360,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額						
390,000円	70,370	67,450	64,520	61,880	59,280	56,680	54,090
390,000円をこえ 480,000円に満たない金額	390,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち390,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額						
480,000円	104,570	101,650	98,720	96,080	93,480	90,880	88,290
480,000円をこえ 560,000円に満たない金額	480,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち480,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額						
560,000円	138,170	135,250	132,320	129,680	127,080	124,480	121,890
560,000円をこえ 730,000円に満たない金額	560,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち560,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額						
730,000円	216,370	213,450	210,520	207,880	205,280	202,680	200,090
730,000円をこえ 890,000円に満たない金額	730,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち730,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						

ロ乙 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
890,000円	296,370円	293,450円	290,520円	287,880円	285,280円	282,680円	280,090円
890,000円をこえ 1,730,000円に満 たない金額	890,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち890,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						
1,730,000円	758,370円	755,450円	752,520円	749,880円	747,280円	744,680円	742,090円
1,730,000円をこ える金額	1,730,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,730,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに1,300円を控除した金額							

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに1,300円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

別表第五 紙引所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	丙		
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人					
以上	未満	税額									税額		
	円 1,050円未満	円 0											
1,050	1,100	5	0	0	0	0	0	0	0	90	0		
1,100	1,150	10	0	0	0	0	0	0	0	90	0		
1,150	1,200	10	0	0	0	0	0	0	0	100	0		
1,200	1,250	15	0	0	0	0	0	0	0	100	0		
1,250	1,300	20	0	0	0	0	0	0	0	110	0		
1,300	1,350	25	0	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,350	1,400	30	0	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,400	1,450	30	0	0	0	0	0	0	0	130	0		
1,450	1,500	35	0	0	0	0	0	0	0	130	0		
1,500	1,550	40	0	0	0	0	0	0	0	140	0		
1,550	1,600	45	0	0	0	0	0	0	0	150	0		
1,600	1,650	50	0	0	0	0	0	0	0	160	0		
1,650	1,700	50	0	0	0	0	0	0	0	170	0		
1,700	1,750	55	5	0	0	0	0	0	0	180	0		
1,750	1,800	60	5	0	0	0	0	0	0	190	0		
1,800	1,850	65	10	0	0	0	0	0	0	200	0		
1,850	1,900	70	15	0	0	0	0	0	0	210	0		
1,900	1,950	70	20	0	0	0	0	0	0	220	0		
1,950	2,000	75	25	0	0	0	0	0	0	230	0		
2,000	2,050	80	25	0	0	0	0	0	0	240	0		
2,050	2,100	85	30	0	0	0	0	0	0	250	0		
2,100	2,150	90	35	0	0	0	0	0	0	260	0		
2,150	2,200	95	40	5	0	0	0	0	0	270	0		
2,200	2,250	100	45	5	0	0	0	0	0	280	0		
2,250	2,300	105	45	10	0	0	0	0	0	290	0		
2,300	2,350	110	50	15	0	0	0	0	0	300	0		
2,350	2,400	110	55	20	0	0	0	0	0	310	0		
2,400	2,450	115	60	25	0	0	0	0	0	320	0		
2,450	2,500	120	65	25	0	0	0	0	0	340	0		
2,500	2,550	125	65	30	0	0	0	0	0	350	0		
2,550	2,600	130	70	35	0	0	0	0	0	360	0		
2,600	2,650	135	75	40	5	0	0	0	0	370	0		
2,650	2,700	140	80	45	5	0	0	0	0	380	0		
2,700	2,750	145	85	45	10	0	0	0	0	390	0		
2,750	2,800	150	90	50	15	0	0	0	0	410	0		
2,800	2,850	155	90	55	20	0	0	0	0	420	0		
2,850	2,900	160	95	60	25	0	0	0	0	440	0		
2,900	2,950	165	100	65	25	0	0	0	0	450	0		
2,950	3,000	170	105	65	30	0	0	0	0	470	0		
3,000	3,050	175	110	70	35	0	0	0	0	480	0		
3,050	3,100	180	115	75	40	0	0	0	0	490	0		
3,100	3,150	185	120	80	45	5	0	0	0	510	0		
3,150	3,200	190	125	85	45	10	0	0	0	520	0		
3,200	3,250	195	130	90	50	15	0	0	0	540	0		
3,250	3,300	205	135	95	55	20	0	0	0	550	0		

イ甲表

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲 扶養親族等の数										乙	丙		
	扶養親族等の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人				
以上	未満	税	額	税	額	税	額	税	額	税	額	税		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
3,300	3,400	215	145	100	65	25	0	0	0	0	570	円		
3,400	3,500	225	155	115	70	35	0	0	0	0	570円に、そ の日の社会 保険料控除 後の給与等 の金額のうち 3,300円を こえる金 額の46%に 相当する金 額を加算し た金額	0		
3,500	3,600	240	165	125	80	45	10	0	0	0	0	0		
3,600	3,700	250	180	135	90	55	15	0	0	0	0	0		
3,700	3,800	265	190	145	100	65	25	0	0	0	0	0		
3,800	3,900	275	200	155	110	70	35	0	0	0	0	0		
3,900	4,000	290	215	165	125	80	45	10	0	0	0	0		
4,000	4,100	300	230	175	135	90	55	15	0	0	0	0		
4,100	4,200	315	240	190	145	100	60	25	0	0	0	0		
4,200	4,300	330	255	200	155	110	70	35	0	0	0	0		
4,300	4,400	345	265	215	165	125	80	45	10	0	0	0		
4,400	4,500	360	280	225	175	135	90	55	15	0	0	0		
4,500	4,600	375	290	240	190	145	100	60	25	0	0	0		
4,600	4,700	390	305	250	200	155	110	70	35	0	0	0		
4,700	4,800	405	320	265	215	165	125	80	45	0	0	0		
4,800	4,900	415	330	280	225	175	135	90	55	0	0	0		
4,900	5,000	430	345	290	240	190	145	100	60	0	0	0		
5,000	5,100	445	360	305	250	200	155	110	70	0	1,360円	円		
5,100	5,200	465	375	320	265	215	165	120	80	0	1,360円に、そ の日の社 会保険料控 除後の給与等 の金額のうち 5,000円を こえる金 額の60%に 相当する金 額を加算し た金額	0		
5,200	5,300	480	390	330	275	225	175	135	90	0	0	0		
5,300	5,400	495	405	345	290	240	190	145	100	0	0	0		
5,400	5,500	510	420	360	305	250	200	155	110	0	0	0		
5,500	5,600	530	435	375	315	265	215	165	120	0	0	0		
5,600	5,700	545	450	390	330	275	225	175	135	0	0	0		
5,700	5,800	560	465	405	345	290	240	190	145	0	0	0		
5,800	5,900	575	480	420	360	305	250	200	155	0	0	0		
5,900	6,000	595	500	435	375	315	265	215	165	0	0	0		
6,000	6,100	615	515	450	390	330	280	225	175	0	0	0		
6,100	6,200	635	530	465	405	350	290	240	190	0	0	0		
6,200	6,300	655	550	485	420	365	305	255	205	0	0	0		
6,300	6,400	675	565	500	435	380	320	265	215	0	0	0		
6,400	6,500	695	585	520	455	395	335	280	230	0	0	0		
6,500	6,600	715	605	535	470	410	350	295	245	0	0	0		
6,600	6,700	735	625	555	485	425	365	310	255	0	0	0		
6,700	6,800	755	645	570	505	440	380	325	270	0	0	0		
6,800	6,900	775	665	585	520	455	395	340	285	0	0	0		
6,900	7,000	795	685	605	540	475	410	355	295	0	0	0		
7,000	7,100	815	705	625	555	490	425	370	310	0	0	0		
7,100	7,200	835	725	645	575	510	445	385	325	0	0	0		
7,200	7,300	855	745	665	590	525	460	400	340	0	0	0		
7,300	7,400	875	765	685	610	540	475	415	355	0	0	0		
7,400	7,500	900	785	705	630	560	495	430	370	0	0	0		
7,500	7,600	920	805	725	650	575	510	445	385	0	0	0		
7,600	7,700	945	825	745	670	595	530	465	400	0	0	0		
7,700	7,800	965	845	765	690	615	545	480	415	0	0	0		
7,800	7,900	990	865	785	710	635	560	495	430	0	0	0		
7,900	8,000	1,010	885	805	730	655	580	515	450	0	0	0		
8,000	8,100	1,035	910	825	750	675	600	530	465	0	0	0		
8,100	8,200	1,055	930	845	770	695	620	550	485	0	0	0		
8,200	8,300	1,080	955	865	790	715	640	565	500	0	0	0		

イ甲 表
(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未満	税額								税額		
8,300	8,400	1,105	975	890	810	735	660	585	515	541		
8,400	8,500	1,125	1,000	910	830	755	680	605	535	556		
8,500	8,600	1,150	1,020	935	850	775	700	620	550	571		
8,600	8,700	1,170	1,045	960	870	795	720	640	570	586		
8,700	8,800	1,195	1,065	980	895	815	740	660	585	603		
8,800	8,900	1,215	1,090	1,005	915	835	760	680	605	620		
8,900	9,000	1,245	1,115	1,025	940	855	780	700	625	637		
9,000	9,100	1,270	1,135	1,050	960	875	800	720	645	654		
9,100	9,200	1,295	1,160	1,070	985	900	820	740	665	671		
9,200	9,300	1,320	1,180	1,095	1,005	920	840	760	685	688		
9,300	9,400	1,345	1,205	1,115	1,030	945	860	780	705	705		
9,400	9,500	1,370	1,230	1,140	1,055	965	880	800	725	723		
9,500	9,600	1,395	1,255	1,165	1,075	990	900	820	745	740		
9,600	9,700	1,420	1,280	1,185	1,100	1,010	925	840	765	757		
9,700	9,800	1,450	1,305	1,210	1,120	1,035	950	860	785	774		
9,800	9,900	1,475	1,330	1,235	1,145	1,055	970	885	805	781		
9,900	10,000	1,500	1,355	1,260	1,165	1,080	995	905	825	810		
10,000円		1,510	1,370	1,270	1,180	1,090	1,005	920	835	830		
10,000円をこえ 10,500円に満たな い金額		10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち10,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額								830円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち10,000 円をこえる 金額の21% に相当する 金額を加算 した金額		
10,500円		1,645	1,505	1,405	1,315	1,225	1,140	1,055	970			
10,500円をこえ 12,000円に満たな い金額		10,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち10,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額										
12,000円		2,095	1,955	1,855	1,765	1,675	1,590	1,505	1,420	1,250		
12,000円をこえ 13,000円に満たな い金額		12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち12,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額								1,250円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち12,000 円をこえる 金額の24% に相当する 金額を加算 した金額		

イ甲表
(四)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上未満	税額								税額	税額		
13,000円	2,435	2,295	2,195	2,105	2,015	1,930	1,845	1,760	1,490	1,490円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち13,000 円をこえる 金額の27% に相当する 金額を加算 した金額		
13,000円をこえ 16,000円に満たな い金額	13,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち13,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額											
16,000円	3,575	3,435	3,335	3,245	3,155	3,070	2,985	2,900	2,300	2,300円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち16,000 円をこえる 金額の30% に相当する 金額を加算 した金額		
16,000円をこえ 18,500円に満たな い金額	16,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち16,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額											
18,500円	4,625	4,485	4,385	4,295	4,205	4,120	4,035	3,950				
18,500円をこえ 24,000円に満たな い金額	18,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち18,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額											
24,000円	7,155	7,015	6,915	6,825	6,735	6,650	6,565	6,480	12,760	12,760円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち24,000 円をこえる 金額の65% に相当する 金額を加算 した金額		
24,000円をこえ 29,500円に満たな い金額	24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち24,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											
29,500円	9,905	9,765	9,665	9,575	9,485	9,400	9,315	9,230				
29,500円をこえ 57,500円に満たな い金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											

イ甲 表
(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上 未満									税額	税額		
57,500円	円 25,305	円 25,165	円 25,065	円 24,975	円 24,885	円 24,800	円 24,715	円 24,630				
57,500円をこえる金額	57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											

扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに45円を控除した金額

従たる給与についての扶養控除等申告書が提出される場合は、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに45円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
 - (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに45円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、
 - (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに45円を控除した金額)が、その求める税額である。
 - (2) 日雇労務者の受けける給与等(第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

口乙 表
(一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶養親族の数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,500	1,550	5	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	10	0	0	0	0	0	0
1,600	1,650	10	0	0	0	0	0	0
1,650	1,700	15	0	0	0	0	0	0
1,700	1,750	20	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	25	0	0	0	0	0	0
1,800	1,850	30	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	30	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	35	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	40	5	0	0	0	0	0
2,000	2,050	45	5	0	0	0	0	0
2,050	2,100	50	10	0	0	0	0	0
2,100	2,150	50	15	0	0	0	0	0
2,150	2,200	55	20	0	0	0	0	0
2,200	2,250	60	25	0	0	0	0	0
2,250	2,300	65	25	0	0	0	0	0
2,300	2,350	70	30	0	0	0	0	0
2,350	2,400	70	35	0	0	0	0	0
2,400	2,450	75	40	5	0	0	0	0
2,450	2,500	80	45	5	0	0	0	0
2,500	2,550	85	45	10	0	0	0	0
2,550	2,600	90	50	15	0	0	0	0
2,600	2,650	95	55	20	0	0	0	0
2,650	2,700	100	60	25	0	0	0	0
2,700	2,750	105	65	25	0	0	0	0
2,750	2,800	105	65	30	0	0	0	0
2,800	2,850	110	70	35	0	0	0	0
2,850	2,900	115	75	40	5	0	0	0
2,900	2,950	120	80	45	5	0	0	0
2,950	3,000	125	85	45	10	0	0	0
3,000	3,050	130	90	50	15	0	0	0
3,050	3,100	135	95	55	20	0	0	0
3,100	3,150	140	100	60	25	0	0	0
3,150	3,200	145	105	65	25	0	0	0
3,200	3,250	150	110	70	30	0	0	0
3,250	3,300	155	115	75	35	0	0	0
3,300	3,400	165	120	80	45	5	0	0
3,400	3,500	175	135	90	50	15	0	0
3,500	3,600	190	145	100	60	25	0	0
3,600	3,700	200	155	110	70	35	0	0
3,700	3,800	215	165	120	80	45	5	0
3,800	3,900	225	175	130	90	50	15	0
3,900	4,000	240	190	145	100	60	25	0
4,000	4,100	250	200	155	110	70	35	0
4,100	4,200	265	215	165	120	80	45	5

ロ乙 表
(二)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未 满	税						
4,200	4,300	275	225	175	130	90	50	15
4,300	4,400	290	240	185	145	100	60	25
4,400	4,500	300	250	200	155	110	70	35
4,500	4,600	315	265	210	165	120	80	45
4,600	4,700	330	275	225	175	130	90	50
4,700	4,800	345	290	240	185	145	100	60
4,800	4,900	360	300	250	200	155	110	70
4,900	5,000	375	315	265	210	165	120	80
5,000	5,100	390	330	275	225	175	130	90
5,100	5,200	400	345	290	235	185	140	100
5,200	5,300	415	360	300	250	200	155	110
5,300	5,400	430	375	315	265	210	165	120
5,400	5,500	445	390	330	275	225	175	130
5,500	5,600	465	400	345	290	235	185	140
5,600	5,700	480	415	360	300	250	200	155
5,700	5,800	495	430	375	315	260	210	165
5,800	5,900	510	445	385	330	275	225	175
5,900	6,000	530	465	400	345	290	235	185
6,000	6,100	545	480	415	360	300	250	200
6,100	6,200	560	495	430	375	315	265	215
6,200	6,300	580	515	450	390	330	275	225
6,300	6,400	600	530	465	405	345	290	240
6,400	6,500	620	550	485	420	360	305	255
6,500	6,600	640	565	500	435	375	320	265
6,600	6,700	660	580	515	450	390	335	280
6,700	6,800	680	600	535	470	410	350	295
6,800	6,900	700	620	550	485	425	365	305
6,900	7,000	720	640	570	505	440	380	320
7,000	7,100	740	660	585	520	455	395	335
7,100	7,200	760	680	605	540	470	410	350
7,200	7,300	780	700	625	555	490	425	370
7,300	7,400	800	720	645	570	505	440	385
7,400	7,500	820	740	665	590	525	460	400
7,500	7,600	840	760	685	610	540	475	415
7,600	7,700	860	780	705	630	560	495	430
7,700	7,800	880	800	725	650	575	510	445
7,800	7,900	900	820	745	670	595	525	460
7,900	8,000	925	840	765	690	615	545	480
8,000	8,100	945	860	785	710	635	560	495
8,100	8,200	970	885	805	730	655	580	515
8,200	8,300	995	905	825	750	675	595	530
8,300	8,400	1,015	930	845	770	695	615	545
8,400	8,500	1,040	950	865	790	715	635	565
8,500	8,600	1,060	975	890	810	735	655	580
8,600	8,700	1,085	995	910	830	755	675	600
8,700	8,800	1,105	1,020	935	850	775	695	620
8,800	8,900	1,130	1,045	965	870	795	715	640
8,900	9,000	1,155	1,065	980	890	815	735	660
9,000	9,100	1,175	1,090	1,000	915	835	755	680
9,100	9,200	1,200	1,110	1,025	940	855	775	700

口乙 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額							
9,200円	9,300円	1,220円	1,135円	1,045円	960円	875円	795円	720円
9,300円	9,400円	1,250円	1,155円	1,070円	985円	895円	815円	740円
9,400円	9,500円	1,275円	1,180円	1,095円	1,005円	920円	835円	760円
9,500円	9,600円	1,300円	1,205円	1,115円	1,030円	940円	855円	780円
9,600円	9,700円	1,325円	1,225円	1,140円	1,050円	965円	880円	800円
9,700円	9,800円	1,350円	1,250円	1,160円	1,075円	990円	900円	820円
9,800円	9,900円	1,375円	1,280円	1,185円	1,095円	1,010円	925円	840円
9,900円	10,000円	1,400円	1,305円	1,205円	1,120円	1,035円	945円	860円
10,000円		1,415円	1,315円	1,220円	1,130円	1,045円	960円	870円
10,000円をこえ 10,500円に満た ない金額	10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円 をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額							
10,500円		1,550円	1,450円	1,355円	1,265円	1,180円	1,095円	1,005円
10,500円をこえ 12,000円に満た ない金額	10,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,500円 をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額							
12,000円		2,000円	1,900円	1,805円	1,715円	1,630円	1,545円	1,455円
12,000円をこえ 13,000円に満た ない金額	12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,000円 をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額							
13,000円		2,340円	2,240円	2,145円	2,055円	1,970円	1,885円	1,795円
13,000円をこえ 16,000円に満た ない金額	13,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円 をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額							
16,000円		3,480円	3,380円	3,285円	3,195円	3,110円	3,025円	2,935円
16,000円をこえ 18,500円に満た ない金額	16,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,000円 をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額							
18,500円		4,580円	4,480円	4,385円	4,245円	4,160円	4,075円	3,985円
18,500円をこえ 24,000円に満た ない金額	18,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,500円 をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額							
24,000円		7,060円	6,960円	6,865円	6,775円	6,690円	6,605円	6,515円
24,000円をこえ 29,500円に満た ない金額	24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち24,000円 をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額							

口乙 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
29,500円	9,810	9,710	9,615	9,525	9,440	9,355	9,265
29,500円をこえ57,500円に満たない金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						
57,500円	25,210	25,110	25,015	24,925	24,840	24,755	24,665
57,500円をこえる金額	57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに45円を控除した金額							

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに45円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)(2)により求めた金額が、その求める税額である。

等の数										乙	
4人		5人		6人		7人以上				前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
除後の給与等の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円 70千円未満	千円 80千円未満	千円 89千円未満	千円 98千円未満	千円 98千円未満	千円 98千円未満	千円 105	千円 105	千円 113	千円 120		
70	75	80	85	89	95	98	105				
75	81	85	91	95	102	105	113				
81	87	91	98	102	109	113	120				
87	102	98	112	109	122	120	131				
102	128	112	136	122	144	131	152	70千円未満			
128	148	136	156	144	165	152	173				
148	168	156	176	165	186	173	195				
168	188	176	197	186	207	195	217				
188	210	197	220	207	229	217	239				
210	236	220	245	229	253	239	261	70	110		
236	261	245	269	253	276	261	284				
261	280	269	287	276	295	284	303				
280	300	287	308	295	316	303	324				
300	318	308	326	316	335	324	343				
318	336	326	344	335	353	343	362	110	140		
336	368	344	378	353	387	362	397				
368	407	378	416	387	425	397	434				
407	459	416	467	425	476	434	485	140	170		
459	518	467	528	476	537	485	547				
518	606	528	615	537	625	547	634	170	240		
606	718	615	726	625	735	634	744				
718	941	726	952	735	963	744	974	240	300		
941	1,775	952	1,785	963	1,796	974	1,807	300	570		
1,775	3,441	1,785	3,452	1,796	3,463	1,807	3,474	570	1,110		
3,441千円以上	3,452千円以上		3,463千円以上		3,474千円以上		1,110千円以上				

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額

保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算したその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

た居住者を含む。については、(四)に該当する場合を除き、

である。

合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第

るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額かは当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賃与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賃 与 金 額 に 乗 き 率	扶 養 親 族									
	0人		1人		2人		3人		人	
	前月の社会保険料控除									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	千円
0%	23千円未満	39千円未満	49千円未満	60千円未満						
2	23	25	39	42	49	53	60	65		
4	25	28	42	46	53	58	65	70		
6	28	45	46	59	58	69	70	76		
8	45	70	59	78	69	85	76	92		
10	70	87	78	98	85	109	92	119		
12	87	109	98	124	109	132	119	140		
14	109	132	124	143	132	151	140	159		
16	132	148	143	160	151	169	159	178		
18	148	168	160	181	169	191	178	201		
20	168	195	181	208	191	218	201	227		
22	195	218	208	233	218	243	227	253		
24	218	245	233	257	243	265	253	272		
26	245	264	257	276	265	284	272	292		
28	264	284	276	295	284	303	292	311		
30	284	299	295	311	303	319	311	327		
32	299	329	311	340	319	349	327	359		
35	329	366	340	379	349	388	359	397		
38	366	419	379	432	388	441	397	450		
41	419	473	432	488	441	498	450	508		
44	473	567	488	579	498	587	508	596		
47	567	678	579	691	587	700	596	709		
50	678	893	691	909	700	920	709	930		
55	893	1,726	909	1,742	920	1,753	930	1,764		
60	1,726	3,393	1,742	3,409	1,753	3,420	1,764	3,430		
65	3,393千円以上		3,409千円以上		3,420千円以上		3,430千円以上			

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賃与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、四に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賃与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等のを求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除」

(3) (2)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)

数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数に

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつ

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この

三項の規定を含む)により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められており控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又

別表第七の附表
規模企業共済等掛金(第七十五条第一項(小規模企業共済掛金控除)に規定する小規模企業共済掛金)を「小規模企業共済等掛金(第七十五条第一項(小規模企業共済掛金控除))に規定する小規模企業共済掛金」に改める。
別表第七の附表を次のよへんに改める。

別表第七の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額							
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満						
131,300円未満	0	228,000	230,000	78,400	328,000	330,000	158,400	131,300	132,000	1,000	230,000	232,000	80,000	330,000	332,000	160,000	
132,000	134,000	1,600	232,000	234,000	81,600	332,000	334,000	161,600	134,000	136,000	3,200	234,000	236,000	83,200	334,000	336,000	163,200
136,000	138,000	4,800	236,000	238,000	84,800	336,000	338,000	164,800	138,000	140,000	6,400	238,000	240,000	86,400	338,000	340,000	166,400
140,000	142,000	8,000	240,000	242,000	88,000	340,000	342,000	168,000	142,000	144,000	9,600	242,000	244,000	89,600	342,000	344,000	169,600
144,000	146,000	11,200	244,000	246,000	91,200	344,000	346,000	171,200	146,000	148,000	12,800	246,000	248,000	92,800	346,000	348,000	172,800
148,000	150,000	14,400	248,000	250,000	94,400	348,000	350,000	174,400	150,000	152,000	16,000	250,000	252,000	96,000	350,000	352,000	176,000
152,000	154,000	17,600	252,000	254,000	97,600	352,000	354,000	177,600	154,000	156,000	19,200	254,000	256,000	99,200	354,000	356,000	179,200
156,000	158,000	20,800	256,000	258,000	100,800	356,000	358,000	180,800	158,000	160,000	22,400	258,000	260,000	102,400	358,000	360,000	182,400
160,000	162,000	24,000	260,000	262,000	104,000	360,000	362,000	184,000	162,000	164,000	25,600	262,000	264,000	105,600	362,000	364,000	185,600
164,000	166,000	27,200	264,000	266,000	107,200	364,000	366,000	187,200	166,000	168,000	28,800	266,000	268,000	108,800	366,000	368,000	188,800
168,000	170,000	30,400	268,000	270,000	110,400	368,000	370,000	190,400	170,000	172,000	32,000	270,000	272,000	112,000	370,000	372,000	192,000
172,000	174,000	33,600	272,000	274,000	113,600	372,000	374,000	193,600	174,000	176,000	35,200	274,000	276,000	115,200	374,000	376,000	195,200
176,000	178,000	36,800	276,000	278,000	116,800	376,000	378,000	196,800	178,000	180,000	38,400	278,000	280,000	118,400	378,000	380,000	198,400
180,000	182,000	40,000	280,000	282,000	120,000	380,000	382,000	200,000	182,000	184,000	41,600	282,000	284,000	121,600	382,000	384,000	201,600
184,000	186,000	43,200	284,000	286,000	123,200	384,000	386,000	203,200	186,000	188,000	44,800	286,000	288,000	124,800	386,000	388,000	204,800
188,000	190,000	46,400	288,000	290,000	126,400	388,000	390,000	206,400	190,000	192,000	48,000	290,000	292,000	128,000	390,000	392,000	208,000
192,000	194,000	49,600	292,000	294,000	129,600	392,000	394,000	209,600	194,000	196,000	51,200	294,000	296,000	131,200	394,000	396,000	211,200
196,000	198,000	52,800	296,000	298,000	132,800	396,000	398,000	212,800	198,000	200,000	54,400	298,000	300,000	134,400	398,000	400,000	214,400
200,000	202,000	56,000	300,000	302,000	136,000	400,000	402,000	216,000	202,000	204,000	57,600	302,000	304,000	137,600	402,000	404,000	217,600
204,000	206,000	59,200	304,000	306,000	139,200	404,000	406,000	219,200	206,000	208,000	60,800	306,000	308,000	140,800	406,000	408,000	220,800
208,000	210,000	62,400	308,000	310,000	142,400	408,000	410,000	222,400	210,000	212,000	64,000	310,000	312,000	144,000	410,000	412,000	224,000
212,000	214,000	65,600	312,000	314,000	145,600	412,000	414,000	225,600	214,000	216,000	67,200	314,000	316,000	147,200	414,000	416,000	227,200
216,000	218,000	68,800	316,000	318,000	148,800	416,000	418,000	228,800	218,000	220,000	70,400	318,000	320,000	150,400	418,000	420,000	230,400
220,000	222,000	72,000	320,000	322,000	152,000	420,000	422,000	232,000	222,000	224,000	73,600	322,000	324,000	153,600	422,000	424,000	233,600
224,000	226,000	75,200	324,000	326,000	155,200	424,000	426,000	235,200	226,000	228,000	76,800	326,000	328,000	156,800	426,000	428,000	236,800

(二)

給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与	
以上	未満	等の金額	以上	未満	以上	未満	等の金額	以上	未満	以上	未満	等の金額	以上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
428,000	430,000	238,400	528,000	530,000	318,400	628,000	630,000	398,400						
430,000	432,000	240,000	530,000	532,000	320,000	630,000	632,000	400,000						
432,000	434,000	241,600	532,000	534,000	321,600	632,000	634,000	401,600						
434,000	436,000	243,200	534,000	536,000	323,200	634,000	636,000	403,200						
436,000	438,000	244,800	536,000	538,000	324,800	636,000	638,000	404,800						
438,000	440,000	246,400	538,000	540,000	326,400	638,000	640,000	406,400						
440,000	442,000	248,000	540,000	542,000	328,000	640,000	642,000	408,000						
442,000	444,000	249,600	542,000	544,000	329,600	642,000	644,000	409,600						
444,000	446,000	251,200	544,000	546,000	331,200	644,000	646,000	411,200						
446,000	448,000	252,800	546,000	548,000	332,800	646,000	648,000	412,800						
448,000	450,000	254,400	548,000	550,000	334,400	648,000	650,000	414,400						
450,000	452,000	256,000	550,000	552,000	336,000	650,000	652,000	416,000						
452,000	454,000	257,600	552,000	554,000	337,600	652,000	654,000	417,600						
454,000	456,000	259,200	554,000	556,000	339,200	654,000	656,000	419,200						
456,000	458,000	260,800	556,000	558,000	340,800	656,000	658,000	420,800						
458,000	460,000	262,400	558,000	560,000	342,400	658,000	660,000	422,400						
460,000	462,000	264,000	560,000	562,000	344,000	660,000	662,000	424,000						
462,000	464,000	265,600	562,000	564,000	345,600	662,000	664,000	425,600						
464,000	466,000	267,200	564,000	566,000	347,200	664,000	666,000	427,200						
466,000	468,000	268,800	566,000	568,000	348,800	666,000	668,000	428,800						
468,000	470,000	270,400	568,000	570,000	350,400	668,000	670,000	430,400						
470,000	472,000	272,000	570,000	572,000	352,000	670,000	672,000	432,000						
472,000	474,000	273,600	572,000	574,000	353,600	672,000	674,000	433,600						
474,000	476,000	275,200	574,000	576,000	355,200	674,000	676,000	435,200						
476,000	478,000	276,800	576,000	578,000	356,800	676,000	678,000	436,800						
478,000	480,000	278,400	578,000	580,000	358,400	678,000	680,000	438,400						
480,000	482,000	280,000	580,000	582,000	360,000	680,000	682,000	440,000						
482,000	484,000	281,600	582,000	584,000	361,600	682,000	684,000	441,600						
484,000	486,000	283,200	584,000	586,000	363,200	684,000	686,000	443,200						
486,000	488,000	284,800	586,000	588,000	364,800	686,000	688,000	444,800						
488,000	490,000	286,400	588,000	590,000	366,400	688,000	690,000	446,400						
490,000	492,000	288,000	590,000	592,000	368,000	690,000	692,000	448,000						
492,000	494,000	289,600	592,000	594,000	369,600	692,000	694,000	449,600						
494,000	496,000	291,200	594,000	596,000	371,200	694,000	696,000	451,200						
496,000	498,000	292,800	596,000	598,000	372,800	696,000	698,000	452,800						
498,000	500,000	294,400	598,000	600,000	374,400	698,000	700,000	454,400						
500,000	502,000	296,000	600,000	602,000	376,000	700,000	702,000	456,000						
502,000	504,000	297,600	602,000	604,000	377,600	702,000	704,000	457,600						
504,000	506,000	299,200	604,000	606,000	379,200	704,000	706,000	459,200						
506,000	508,000	300,800	606,000	608,000	380,800	706,000	708,000	460,800						
508,000	510,000	302,400	608,000	610,000	382,400	708,000	710,000	462,400						
510,000	512,000	304,000	610,000	612,000	384,000	710,000	712,000	464,000						
512,000	514,000	305,600	612,000	614,000	385,600	712,000	714,000	465,600						
514,000	516,000	307,200	614,000	616,000	387,200	714,000	716,000	467,200						
516,000	518,000	308,800	616,000	618,000	388,800	716,000	718,000	468,800						
518,000	520,000	310,400	618,000	620,000	390,400	718,000	720,000	470,400						
520,000	522,000	312,000	620,000	622,000	392,000	720,000	722,000	472,000						
522,000	524,000	313,600	622,000	624,000	393,600	722,000	724,000	473,600						
524,000	526,000	315,200	624,000	626,000	395,200	724,000	726,000	475,200						
526,000	528,000	316,800	626,000	628,000	396,800	726,000	728,000	476,800						

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
728,000	730,000	478,400	828,000	830,000	558,400	928,000	930,000	638,400
730,000	732,000	480,000	830,000	832,000	560,000	930,000	932,000	640,000
732,000	734,000	481,600	832,000	834,000	561,600	932,000	934,000	641,600
734,000	736,000	483,200	834,000	836,000	563,200	934,000	936,000	643,200
736,000	738,000	484,800	836,000	838,000	564,800	936,000	938,000	644,800
738,000	740,000	486,400	838,000	840,000	566,400	938,000	940,000	646,400
740,000	742,000	488,000	840,000	842,000	568,000	940,000	942,000	648,000
742,000	744,000	489,600	842,000	844,000	569,600	942,000	944,000	649,600
744,000	746,000	491,200	844,000	846,000	571,200	944,000	946,000	651,200
746,000	748,000	492,800	846,000	848,000	572,800	946,000	948,000	652,800
748,000	750,000	494,400	848,000	850,000	574,400	948,000	950,000	654,400
750,000	752,000	496,000	850,000	852,000	576,000	950,000	952,000	656,000
752,000	754,000	497,600	852,000	854,000	577,600	952,000	954,000	657,600
754,000	756,000	499,200	854,000	856,000	579,200	954,000	956,000	659,200
756,000	758,000	500,800	856,000	858,000	580,800	956,000	958,000	660,800
758,000	760,000	502,400	858,000	860,000	582,400	958,000	960,000	662,400
760,000	762,000	504,000	860,000	862,000	584,000	960,000	962,000	664,000
762,000	764,000	505,600	862,000	864,000	585,600	962,000	964,000	665,600
764,000	766,000	507,200	864,000	866,000	587,200	964,000	966,000	667,200
766,000	768,000	508,800	866,000	868,000	588,800	966,000	968,000	668,800
768,000	770,000	510,400	868,000	870,000	590,400	968,000	970,000	670,400
770,000	772,000	512,000	870,000	872,000	592,000	970,000	972,000	672,000
772,000	774,000	513,600	872,000	874,000	593,600	972,000	974,000	673,600
774,000	776,000	515,200	874,000	876,000	595,200	974,000	976,000	675,200
776,000	778,000	516,800	876,000	878,000	596,800	976,000	978,000	676,800
778,000	780,000	518,400	878,000	880,000	598,400	978,000	980,000	678,400
780,000	782,000	520,000	880,000	882,000	600,000	980,000	982,000	680,000
782,000	784,000	521,600	882,000	884,000	601,600	982,000	984,000	681,600
784,000	786,000	523,200	884,000	886,000	603,200	984,000	986,000	683,200
786,000	788,000	524,800	886,000	888,000	604,800	986,000	988,000	684,800
788,000	790,000	526,400	888,000	890,000	606,400	988,000	990,000	686,400
790,000	792,000	528,000	890,000	892,000	608,000	990,000	992,000	688,000
792,000	794,000	529,600	892,000	894,000	609,600	992,000	994,000	689,600
794,000	796,000	531,200	894,000	896,000	611,200	994,000	996,000	691,200
796,000	798,000	532,800	896,000	898,000	612,800	996,000	998,000	692,800
798,000	800,000	534,400	898,000	900,000	614,400	998,000	1,000,000	694,400
800,000	802,000	536,000	900,000	902,000	616,000	1,000,000	1,002,000	696,000
802,000	804,000	537,600	902,000	904,000	617,600	1,002,000	1,004,000	697,600
804,000	806,000	539,200	904,000	906,000	619,200	1,004,000	1,006,000	699,200
806,000	808,000	540,800	906,000	908,000	620,800	1,006,000	1,008,000	700,800
808,000	810,000	542,400	908,000	910,000	622,400	1,008,000	1,010,000	702,400
810,000	812,000	544,000	910,000	912,000	624,000	1,010,000	1,012,000	704,000
812,000	814,000	545,600	912,000	914,000	625,600	1,012,000	1,014,000	705,600
814,000	816,000	547,200	914,000	916,000	627,200	1,014,000	1,016,000	707,200
816,000	818,000	548,800	916,000	918,000	628,800	1,016,000	1,018,000	708,800
818,000	820,000	550,400	918,000	920,000	630,400	1,018,000	1,020,000	710,400
820,000	822,000	552,000	920,000	922,000	632,000	1,020,000	1,022,000	712,000
822,000	824,000	553,600	922,000	924,000	633,600	1,022,000	1,024,000	713,600
824,000	826,000	555,200	924,000	926,000	635,200	1,024,000	1,026,000	715,200
826,000	828,000	556,800	926,000	928,000	636,800	1,026,000	1,028,000	716,800

(四)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円
1,028,000	1,030,000	718,400	1,128,000	1,130,000	798,400	1,228,000	1,230,000	888,200
1,030,000	1,032,000	720,000	1,130,000	1,132,000	800,000	1,230,000	1,232,000	890,000
1,032,000	1,034,000	721,600	1,132,000	1,134,000	801,800	1,232,000	1,234,000	891,800
1,034,000	1,036,000	723,200	1,134,000	1,136,000	803,600	1,234,000	1,236,000	893,600
1,036,000	1,038,000	724,800	1,136,000	1,138,000	805,400	1,236,000	1,238,000	895,400
1,038,000	1,040,000	726,400	1,138,000	1,140,000	807,200	1,238,000	1,240,000	897,200
1,040,000	1,042,000	728,000	1,140,000	1,142,000	809,000	1,240,000	1,242,000	899,000
1,042,000	1,044,000	729,600	1,142,000	1,144,000	810,800	1,242,000	1,244,000	900,800
1,044,000	1,046,000	731,200	1,144,000	1,146,000	812,600	1,244,000	1,246,000	902,600
1,046,000	1,048,000	732,800	1,146,000	1,148,000	814,400	1,246,000	1,248,000	904,400
1,048,000	1,050,000	734,400	1,148,000	1,150,000	816,200	1,248,000	1,250,000	906,200
1,050,000	1,052,000	736,000	1,150,000	1,152,000	818,000	1,250,000	1,252,000	908,000
1,052,000	1,054,000	737,600	1,152,000	1,154,000	819,800	1,252,000	1,254,000	909,800
1,054,000	1,056,000	739,200	1,154,000	1,156,000	821,600	1,254,000	1,256,000	911,600
1,056,000	1,058,000	740,800	1,156,000	1,158,000	823,400	1,256,000	1,258,000	913,400
1,058,000	1,060,000	742,400	1,158,000	1,160,000	825,200	1,258,000	1,260,000	915,200
1,060,000	1,062,000	744,000	1,160,000	1,162,000	827,000	1,260,000	1,262,000	917,000
1,062,000	1,064,000	745,600	1,162,000	1,164,000	828,800	1,262,000	1,264,000	918,800
1,064,000	1,066,000	747,200	1,164,000	1,166,000	830,600	1,264,000	1,266,000	920,600
1,066,000	1,068,000	748,800	1,166,000	1,168,000	832,400	1,266,000	1,268,000	922,400
1,068,000	1,070,000	750,400	1,168,000	1,170,000	834,200	1,268,000	1,270,000	924,200
1,070,000	1,072,000	752,000	1,170,000	1,172,000	836,000	1,270,000	1,272,000	926,000
1,072,000	1,074,000	753,600	1,172,000	1,174,000	837,800	1,272,000	1,274,000	927,800
1,074,000	1,076,000	755,200	1,174,000	1,176,000	839,600	1,274,000	1,276,000	929,600
1,076,000	1,078,000	756,800	1,176,000	1,178,000	841,400	1,276,000	1,278,000	931,400
1,078,000	1,080,000	758,400	1,178,000	1,180,000	843,200	1,278,000	1,280,000	933,200
1,080,000	1,082,000	760,000	1,180,000	1,182,000	845,000	1,280,000	1,282,000	935,000
1,082,000	1,084,000	761,600	1,182,000	1,184,000	846,800	1,282,000	1,284,000	936,800
1,084,000	1,086,000	763,200	1,184,000	1,186,000	848,600	1,284,000	1,286,000	938,600
1,086,000	1,088,000	764,800	1,186,000	1,188,000	850,400	1,286,000	1,288,000	940,400
1,088,000	1,090,000	766,400	1,188,000	1,190,000	852,200	1,288,000	1,290,000	942,200
1,090,000	1,092,000	768,000	1,190,000	1,192,000	854,000	1,290,000	1,292,000	944,000
1,092,000	1,094,000	769,600	1,192,000	1,194,000	855,800	1,292,000	1,294,000	945,800
1,094,000	1,096,000	771,200	1,194,000	1,196,000	857,600	1,294,000	1,296,000	947,600
1,096,000	1,098,000	772,800	1,196,000	1,198,000	859,400	1,296,000	1,298,000	949,400
1,098,000	1,100,000	774,400	1,198,000	1,200,000	861,200	1,298,000	1,300,000	951,200
1,100,000	1,102,000	776,000	1,200,000	1,202,000	863,000	1,300,000	1,302,000	953,000
1,102,000	1,104,000	777,600	1,202,000	1,204,000	864,800	1,302,000	1,304,000	954,800
1,104,000	1,106,000	779,200	1,204,000	1,206,000	866,600	1,304,000	1,306,000	956,600
1,106,000	1,108,000	780,800	1,206,000	1,208,000	868,400	1,306,000	1,308,000	958,400
1,108,000	1,110,000	782,400	1,208,000	1,210,000	870,200	1,308,000	1,310,000	960,200
1,110,000	1,112,000	784,000	1,210,000	1,212,000	872,000	1,310,000	1,312,000	962,000
1,112,000	1,114,000	785,600	1,212,000	1,214,000	873,800	1,312,000	1,314,000	963,800
1,114,000	1,116,000	787,200	1,214,000	1,216,000	875,600	1,314,000	1,316,000	965,600
1,116,000	1,118,000	788,800	1,216,000	1,218,000	877,400	1,316,000	1,318,000	967,400
1,118,000	1,120,000	790,400	1,218,000	1,220,000	879,200	1,318,000	1,320,000	969,200
1,120,000	1,122,000	792,000	1,220,000	1,222,000	881,000	1,320,000	1,322,000	971,000
1,122,000	1,124,000	793,600	1,222,000	1,224,000	882,800	1,322,000	1,324,000	972,800
1,124,000	1,126,000	795,200	1,224,000	1,226,000	884,600	1,324,000	1,326,000	974,600
1,126,000	1,128,000	796,800	1,226,000	1,228,000	886,400	1,326,000	1,328,000	976,400

(五)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円
1,328,000	1,330,000	978,200	1,428,000	1,430,000	1,068,200	1,528,000	1,530,000	1,158,200
1,330,000	1,332,000	980,000	1,430,000	1,432,000	1,070,000	1,530,000	1,532,000	1,160,000
1,332,000	1,334,000	981,800	1,432,000	1,434,000	1,071,800	1,532,000	1,534,000	1,161,800
1,334,000	1,336,000	983,600	1,434,000	1,436,000	1,073,600	1,534,000	1,536,000	1,163,600
1,336,000	1,338,000	985,400	1,436,000	1,438,000	1,075,400	1,536,000	1,538,000	1,165,400
1,338,000	1,340,000	987,200	1,438,000	1,440,000	1,077,200	1,538,000	1,540,000	1,167,200
1,340,000	1,342,000	989,000	1,440,000	1,442,000	1,079,000	1,540,000	1,542,000	1,169,000
1,342,000	1,344,000	990,800	1,442,000	1,444,000	1,080,800	1,542,000	1,544,000	1,170,800
1,344,000	1,346,000	992,600	1,444,000	1,446,000	1,082,600	1,544,000	1,546,000	1,172,600
1,346,000	1,348,000	994,400	1,446,000	1,448,000	1,084,400	1,546,000	1,548,000	1,174,400
1,348,000	1,350,000	996,200	1,448,000	1,450,000	1,086,200	1,548,000	1,550,000	1,176,200
1,350,000	1,352,000	998,000	1,450,000	1,452,000	1,088,000	1,550,000	1,552,000	1,178,000
1,352,000	1,354,000	999,800	1,452,000	1,454,000	1,089,800	1,552,000	1,554,000	1,179,800
1,354,000	1,356,000	1,001,600	1,454,000	1,456,000	1,091,600	1,554,000	1,556,000	1,181,600
1,356,000	1,358,000	1,003,400	1,456,000	1,458,000	1,093,400	1,556,000	1,558,000	1,183,400
1,358,000	1,360,000	1,005,200	1,458,000	1,460,000	1,095,200	1,558,000	1,560,000	1,185,200
1,360,000	1,362,000	1,007,000	1,460,000	1,462,000	1,097,000	1,560,000	1,562,000	1,187,000
1,362,000	1,364,000	1,008,800	1,462,000	1,464,000	1,098,800	1,562,000	1,564,000	1,188,800
1,364,000	1,366,000	1,010,600	1,464,000	1,466,000	1,100,600	1,564,000	1,566,000	1,190,600
1,366,000	1,368,000	1,012,400	1,466,000	1,468,000	1,102,400	1,566,000	1,568,000	1,192,400
1,368,000	1,370,000	1,014,200	1,468,000	1,470,000	1,104,200	1,568,000	1,570,000	1,194,200
1,370,000	1,372,000	1,016,000	1,470,000	1,472,000	1,106,000	1,570,000	1,572,000	1,196,000
1,372,000	1,374,000	1,017,800	1,472,000	1,474,000	1,107,800	1,572,000	1,574,000	1,197,800
1,374,000	1,376,000	1,019,600	1,474,000	1,476,000	1,109,600	1,574,000	1,576,000	1,199,600
1,376,000	1,378,000	1,021,400	1,476,000	1,478,000	1,111,400	1,576,000	1,578,000	1,201,400
1,378,000	1,380,000	1,023,200	1,478,000	1,480,000	1,113,200	1,578,000	1,580,000	1,203,200
1,380,000	1,382,000	1,025,000	1,480,000	1,482,000	1,115,000	1,580,000	1,582,000	1,205,000
1,382,000	1,384,000	1,026,800	1,482,000	1,484,000	1,116,800	1,582,000	1,584,000	1,206,800
1,384,000	1,386,000	1,028,600	1,484,000	1,486,000	1,118,600	1,584,000	1,586,000	1,208,600
1,386,000	1,388,000	1,030,400	1,486,000	1,488,000	1,120,400	1,586,000	1,588,000	1,210,400
1,388,000	1,390,000	1,032,200	1,488,000	1,490,000	1,122,200	1,588,000	1,590,000	1,212,200
1,390,000	1,392,000	1,034,000	1,490,000	1,492,000	1,124,000	1,590,000	1,592,000	1,214,000
1,392,000	1,394,000	1,035,800	1,492,000	1,494,000	1,125,800	1,592,000	1,594,000	1,215,800
1,394,000	1,396,000	1,037,600	1,494,000	1,496,000	1,127,600	1,594,000	1,596,000	1,217,600
1,396,000	1,398,000	1,039,400	1,496,000	1,498,000	1,129,400	1,596,000	1,598,000	1,219,400
1,398,000	1,400,000	1,041,200	1,498,000	1,500,000	1,131,200	1,598,000	1,600,000	1,221,200
1,400,000	1,402,000	1,043,000	1,500,000	1,502,000	1,133,000	1,600,000	1,602,000	1,223,000
1,402,000	1,404,000	1,044,800	1,502,000	1,504,000	1,134,800	1,602,000	1,604,000	1,224,800
1,404,000	1,406,000	1,046,600	1,504,000	1,506,000	1,136,600	1,604,000	1,606,000	1,226,600
1,406,000	1,408,000	1,048,400	1,506,000	1,508,000	1,138,400	1,606,000	1,608,000	1,228,400
1,408,000	1,410,000	1,050,200	1,508,000	1,510,000	1,140,200	1,608,000	1,610,000	1,230,200
1,410,000	1,412,000	1,052,000	1,510,000	1,512,000	1,142,000	1,610,000	1,612,000	1,232,000
1,412,000	1,414,000	1,053,800	1,512,000	1,514,000	1,143,800	1,612,000	1,614,000	1,233,800
1,414,000	1,416,000	1,055,600	1,514,000	1,516,000	1,145,600	1,614,000	1,616,000	1,235,600
1,416,000	1,418,000	1,057,400	1,516,000	1,518,000	1,147,400	1,616,000	1,618,000	1,237,400
1,418,000	1,420,000	1,059,200	1,518,000	1,520,000	1,149,200	1,618,000	1,620,000	1,239,200
1,420,000	1,422,000	1,061,000	1,520,000	1,522,000	1,151,000	1,620,000	1,622,000	1,241,000
1,422,000	1,424,000	1,062,800	1,522,000	1,524,000	1,152,800	1,622,000	1,624,000	1,242,800
1,424,000	1,426,000	1,064,600	1,524,000	1,526,000	1,154,600	1,624,000	1,626,000	1,244,600
1,426,000	1,428,000	1,066,400	1,526,000	1,528,000	1,156,400	1,626,000	1,628,000	1,246,400

(六)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,628,000	1,630,000	1,248,200	1,728,000	1,730,000	1,338,200	1,828,000	1,830,000	1,428,200
1,630,000	1,632,000	1,250,000	1,730,000	1,732,000	1,340,000	1,830,000	1,832,000	1,430,000
1,632,000	1,634,000	1,251,800	1,732,000	1,734,000	1,341,800	1,832,000	1,834,000	1,431,800
1,634,000	1,636,000	1,253,600	1,734,000	1,736,000	1,343,600	1,834,000	1,836,000	1,433,600
1,636,000	1,638,000	1,255,400	1,736,000	1,738,000	1,345,400	1,836,000	1,838,000	1,435,400
昭和四十六年二月二十四日								
1,638,000	1,640,000	1,257,200	1,738,000	1,740,000	1,347,200	1,838,000	1,840,000	1,437,200
1,640,000	1,642,000	1,259,000	1,740,000	1,742,000	1,349,000	1,840,000	1,842,000	1,439,000
1,642,000	1,644,000	1,260,800	1,742,000	1,744,000	1,350,800	1,842,000	1,844,000	1,440,800
1,644,000	1,646,000	1,262,600	1,744,000	1,746,000	1,352,600	1,844,000	1,846,000	1,442,600
1,646,000	1,648,000	1,264,400	1,746,000	1,748,000	1,354,400	1,846,000	1,848,000	1,444,400
1,648,000	1,650,000	1,266,200	1,748,000	1,750,000	1,356,200	1,848,000	1,850,000	1,446,200
1,650,000	1,652,000	1,268,000	1,750,000	1,752,000	1,358,000	1,850,000	1,852,000	1,448,000
1,652,000	1,654,000	1,269,800	1,752,000	1,754,000	1,359,800	1,852,000	1,854,000	1,449,800
1,654,000	1,656,000	1,271,600	1,754,000	1,756,000	1,361,600	1,854,000	1,856,000	1,451,600
1,656,000	1,658,000	1,273,400	1,756,000	1,758,000	1,363,400	1,856,000	1,858,000	1,453,400
1,658,000	1,660,000	1,275,200	1,758,000	1,760,000	1,365,200	1,858,000	1,860,000	1,455,200
1,660,000	1,662,000	1,277,000	1,760,000	1,762,000	1,367,000	1,860,000	1,862,000	1,457,000
1,662,000	1,664,000	1,278,800	1,762,000	1,764,000	1,368,800	1,862,000	1,864,000	1,458,800
1,664,000	1,666,000	1,280,600	1,764,000	1,766,000	1,370,600	1,864,000	1,866,000	1,460,600
1,666,000	1,668,000	1,282,400	1,766,000	1,768,000	1,372,400	1,866,000	1,868,000	1,462,400
1,668,000	1,670,000	1,284,200	1,768,000	1,770,000	1,374,200	1,868,000	1,870,000	1,464,200
1,670,000	1,672,000	1,286,000	1,770,000	1,772,000	1,376,000	1,870,000	1,872,000	1,466,000
1,672,000	1,674,000	1,287,800	1,772,000	1,774,000	1,377,800	1,872,000	1,874,000	1,467,800
1,674,000	1,676,000	1,289,600	1,774,000	1,776,000	1,379,600	1,874,000	1,876,000	1,469,600
1,676,000	1,678,000	1,291,400	1,776,000	1,778,000	1,381,400	1,876,000	1,878,000	1,471,400
1,678,000	1,680,000	1,293,200	1,778,000	1,780,000	1,383,200	1,878,000	1,880,000	1,473,200
1,680,000	1,682,000	1,295,000	1,780,000	1,782,000	1,385,000	1,880,000	1,882,000	1,475,000
1,682,000	1,684,000	1,296,800	1,782,000	1,784,000	1,386,800	1,882,000	1,884,000	1,476,800
1,684,000	1,686,000	1,298,600	1,784,000	1,786,000	1,388,600	1,884,000	1,886,000	1,478,600
1,686,000	1,688,000	1,300,400	1,786,000	1,788,000	1,390,400	1,886,000	1,888,000	1,480,400
1,688,000	1,690,000	1,302,200	1,788,000	1,790,000	1,392,200	1,888,000	1,890,000	1,482,200
1,690,000	1,692,000	1,304,000	1,790,000	1,792,000	1,394,000	1,890,000	1,892,000	1,484,000
1,692,000	1,694,000	1,305,800	1,792,000	1,794,000	1,395,800	1,892,000	1,894,000	1,485,800
1,694,000	1,696,000	1,307,600	1,794,000	1,796,000	1,397,600	1,894,000	1,896,000	1,487,600
1,696,000	1,698,000	1,309,400	1,796,000	1,798,000	1,399,400	1,896,000	1,898,000	1,489,400
1,698,000	1,700,000	1,311,200	1,798,000	1,800,000	1,401,200	1,898,000	1,900,000	1,491,200
1,700,000	1,702,000	1,313,000	1,800,000	1,802,000	1,403,000	1,900,000	1,902,000	1,493,000
1,702,000	1,704,000	1,314,800	1,802,000	1,804,000	1,404,800	1,902,000	1,904,000	1,494,800
1,704,000	1,706,000	1,316,600	1,804,000	1,806,000	1,406,600	1,904,000	1,906,000	1,496,600
1,706,000	1,708,000	1,318,400	1,806,000	1,808,000	1,408,400	1,906,000	1,908,000	1,498,400
1,708,000	1,710,000	1,320,200	1,808,000	1,810,000	1,410,200	1,908,000	1,910,000	1,500,200
1,710,000	1,712,000	1,322,000	1,810,000	1,812,000	1,412,000	1,910,000	1,912,000	1,502,000
1,712,000	1,714,000	1,323,800	1,812,000	1,814,000	1,413,800	1,912,000	1,914,000	1,503,800
1,714,000	1,716,000	1,325,600	1,814,000	1,816,000	1,415,600	1,914,000	1,916,000	1,505,600
1,716,000	1,718,000	1,327,400	1,816,000	1,818,000	1,417,400	1,916,000	1,918,000	1,507,400
1,718,000	1,720,000	1,329,200	1,818,000	1,820,000	1,419,200	1,918,000	1,920,000	1,509,200
1,720,000	1,722,000	1,331,000	1,820,000	1,822,000	1,421,000	1,920,000	1,922,000	1,511,000
1,722,000	1,724,000	1,332,800	1,822,000	1,824,000	1,422,800	1,922,000	1,924,000	1,512,800
1,724,000	1,726,000	1,334,600	1,824,000	1,826,000	1,424,600	1,924,000	1,926,000	1,514,600
1,726,000	1,728,000	1,336,400	1,826,000	1,828,000	1,426,400	1,926,000	1,928,000	1,516,400

(七)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,928,000	1,930,000	1,518,200	2,008,000	2,010,000	1,590,200	2,088,000	2,090,000	1,662,200
1,930,000	1,932,000	1,520,000	2,010,000	2,012,000	1,592,000	2,090,000	2,092,000	1,664,000
1,932,000	1,934,000	1,521,800	2,012,000	2,014,000	1,593,800	2,092,000	2,094,000	1,665,800
1,934,000	1,936,000	1,523,600	2,014,000	2,016,000	1,595,600	2,094,000	2,096,000	1,667,600
1,936,000	1,938,000	1,525,400	2,016,000	2,018,000	1,597,400	2,096,000	2,098,000	1,669,400
1,938,000	1,940,000	1,527,200	2,018,000	2,020,000	1,599,200	2,098,000	2,100,000	1,671,200
1,940,000	1,942,000	1,529,000	2,020,000	2,022,000	1,601,000	2,100,000	2,102,000	1,673,000
1,942,000	1,944,000	1,530,800	2,022,000	2,024,000	1,602,800	2,102,000	2,104,000	1,674,800
1,944,000	1,946,000	1,532,600	2,024,000	2,026,000	1,604,600	2,104,000	2,106,000	1,676,600
1,946,000	1,948,000	1,534,400	2,026,000	2,028,000	1,606,400	2,106,000	2,108,000	1,678,400
1,948,000	1,950,000	1,536,200	2,028,000	2,030,000	1,608,200	2,108,000	2,110,000	1,680,200
1,950,000	1,952,000	1,538,000	2,030,000	2,032,000	1,610,000	2,110,000	2,112,000	1,682,000
1,952,000	1,954,000	1,539,800	2,032,000	2,034,000	1,611,800	2,112,000	2,114,000	1,683,800
1,954,000	1,956,000	1,541,600	2,034,000	2,036,000	1,613,600	2,114,000	2,116,000	1,685,600
1,956,000	1,958,000	1,543,400	2,036,000	2,038,000	1,615,400	2,116,000	2,118,000	1,687,400
1,958,000	1,960,000	1,545,200	2,038,000	2,040,000	1,617,200	2,118,000	2,120,000	1,689,200
1,960,000	1,962,000	1,547,000	2,040,000	2,042,000	1,619,000	2,120,000	2,122,000	1,691,000
1,962,000	1,964,000	1,548,800	2,042,000	2,044,000	1,620,800	2,122,000	2,124,000	1,692,800
1,964,000	1,966,000	1,550,600	2,044,000	2,046,000	1,622,600	2,124,000	2,126,000	1,694,600
1,966,000	1,968,000	1,552,400	2,046,000	2,048,000	1,624,400	2,126,000	2,128,000	1,696,400
1,968,000	1,970,000	1,554,200	2,048,000	2,050,000	1,626,200	2,128,000	2,130,000	1,698,200
1,970,000	1,972,000	1,556,000	2,050,000	2,052,000	1,628,000			
1,972,000	1,974,000	1,557,800	2,052,000	2,054,000	1,629,800			
1,974,000	1,976,000	1,559,600	2,054,000	2,056,000	1,631,600			
1,976,000	1,978,000	1,561,400	2,056,000	2,058,000	1,633,400			
1,978,000	1,980,000	1,563,200	2,058,000	2,060,000	1,635,200	2,130,000	4,130,000	給与等の金額に 95%を乗じて算 出した金額から 323,500円を控 除した金額
1,980,000	1,982,000	1,565,000	2,060,000	2,062,000	1,637,000			
1,982,000	1,984,000	1,566,800	2,062,000	2,064,000	1,638,800			
1,984,000	1,986,000	1,568,600	2,064,000	2,066,000	1,640,600			
1,986,000	1,988,000	1,570,400	2,066,000	2,068,000	1,642,400			
1,988,000	1,990,000	1,572,200	2,068,000	2,070,000	1,644,200	4,130,000	円以上	給与等の金額か ら530,000円を 控除した金額
1,990,000	1,992,000	1,574,000	2,070,000	2,072,000	1,646,000			
1,992,000	1,994,000	1,575,800	2,072,000	2,074,000	1,647,800			
1,994,000	1,996,000	1,577,600	2,074,000	2,076,000	1,649,600			
1,996,000	1,998,000	1,579,400	2,076,000	2,078,000	1,651,400			
1,998,000	2,000,000	1,581,200	2,078,000	2,080,000	1,653,200			
2,000,000	2,002,000	1,583,000	2,080,000	2,082,000	1,655,000			
2,002,000	2,004,000	1,584,800	2,082,000	2,084,000	1,656,800			
2,004,000	2,006,000	1,586,600	2,084,000	2,086,000	1,658,600			
2,006,000	2,008,000	1,588,400	2,086,000	2,088,000	1,660,400			

(備考) 紙与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が2,130,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

附
則

〔施行期日〕

第一条 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項及び第十条の改正規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十六年分以後の所得税について適用し、昭和四十五年分以前の所得税については、なお從前の例による。

(昭和四十六年分の給与所得の金額及び所得控除等に係る特例)

第三条 昭和四十六年分の給与所得の金額は同年中の新法第二十八条第一項(給与所得)に規定する

2 給与等(以下「給与等」という。)の収入金額を附則別表第一の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額によるものとする。
昭和四十六年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同義の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十七条第三項第一号（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）	十七万円
第七十九条第一項及び第二項（障害者控除）	十六万五千円

十五万円	十四万七千五
------	--------

第八十一条第一項(老年者控除)、第八十二条第一項(勤勞學生控除)及第八十二条第一項(寡婦控除)十一萬円
十万七千五百

第八十三条第一項(配偶者控除)	十九万円	十八万七千五百
第一項第一頁(夫婦控除)		

第八十四条第二項	十四万円	十三万円
		十三万七千五百

第八十六條第一項(基礎控除)	
第百九十九条第二号(年末調整)	十九万円

別表第七の表	4,280,000	4,290,000
	〔正法律第一号〕といふ。	〔昭和法律第一号〕といふ。

別表第七の備考(一)

別表第七の備考	この表の附表	996,400	1,000,200
別表第七の備考	改正法附則別表第一	110,000円	107,500円
		150,000円	147,500円

(少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置)

四条 新法第十条（少額預金の利子所得等の非課税）の規定は、昭和四十七年一月一日以後に預入し、信託又は購入する同条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券につい

居住者が、昭和四十七年一月一日前に預入し、信託し又は購入した改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券で同日において同条に規定する要件を満たすものを有する場合には、当該預貯金、合同運用信託又は有価証券

については、その者が同日において新法第十一条の要件に従つて預入し、信託又は購入したもののとみなして、同条の規定を適用する。

五条 居住者の昭和四十六年分の所得税については、新法第百四条第一項(予定納稅額の納付)に規定する予定納稅基準額(以下「予定納稅基準額」という。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる

率を乗じて計算した金額によるものとする。

に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額が

附則別表第一 昭和46年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
123,800	円未満	0	220,000	222,000	78,000	320,000	322,000	158,000
123,800	124,000	1,000	222,000	224,000	79,600	322,000	324,000	159,600
124,000	126,000	1,200	224,000	226,000	81,200	324,000	326,000	161,200
126,000	128,000	2,800	226,000	228,000	82,800	326,000	328,000	162,800
128,000	130,000	4,400	228,000	230,000	84,400	328,000	330,000	164,400
130,000	132,000	6,000	230,000	232,000	86,000	330,000	332,000	166,000
132,000	134,000	7,600	232,000	234,000	87,600	332,000	334,000	167,600
134,000	136,000	9,200	234,000	236,000	89,200	334,000	336,000	169,200
136,000	138,000	10,800	236,000	238,000	90,800	336,000	338,000	170,800
138,000	140,000	12,400	238,000	240,000	92,400	338,000	340,000	172,400
140,000	142,000	14,000	240,000	242,000	94,000	340,000	342,000	174,000
142,000	144,000	15,600	242,000	244,000	95,600	342,000	344,000	175,600
144,000	146,000	17,200	244,000	246,000	97,200	344,000	346,000	177,200
146,000	148,000	18,800	246,000	248,000	98,800	346,000	348,000	178,800
148,000	150,000	20,400	248,000	250,000	100,400	348,000	350,000	180,400
150,000	152,000	22,000	250,000	252,000	102,000	350,000	352,000	182,000
152,000	154,000	23,600	252,000	254,000	103,600	352,000	354,000	183,600
154,000	156,000	25,200	254,000	256,000	105,200	354,000	356,000	185,200
156,000	158,000	26,800	256,000	258,000	106,800	356,000	358,000	186,800
158,000	160,000	28,400	258,000	260,000	108,400	358,000	360,000	188,400
160,000	162,000	30,000	260,000	262,000	110,000	360,000	362,000	190,000
162,000	164,000	31,600	262,000	264,000	111,600	362,000	364,000	191,600
164,000	166,000	33,200	264,000	266,000	113,200	364,000	366,000	193,200
166,000	168,000	34,800	266,000	268,000	114,800	366,000	368,000	194,800
168,000	170,000	36,400	268,000	270,000	116,400	368,000	370,000	196,400
170,000	172,000	38,000	270,000	272,000	118,000	370,000	372,000	198,000
172,000	174,000	39,600	272,000	274,000	119,600	372,000	374,000	199,600
174,000	176,000	41,200	274,000	276,000	121,200	374,000	376,000	201,200
176,000	178,000	42,800	276,000	278,000	122,800	376,000	378,000	202,800
178,000	180,000	44,400	278,000	280,000	124,400	378,000	380,000	204,400
180,000	182,000	46,000	280,000	282,000	126,000	380,000	382,000	206,000
182,000	184,000	47,600	282,000	284,000	127,600	382,000	384,000	207,600
184,000	186,000	49,200	284,000	286,000	129,200	384,000	386,000	209,200
186,000	188,000	50,800	286,000	288,000	130,800	386,000	388,000	210,800
188,000	190,000	52,400	288,000	290,000	132,400	388,000	390,000	212,400
190,000	192,000	54,000	290,000	292,000	134,000	390,000	392,000	214,000
192,000	194,000	55,600	292,000	294,000	135,600	392,000	394,000	215,600
194,000	196,000	57,200	294,000	296,000	137,200	394,000	396,000	217,200
196,000	198,000	58,800	296,000	298,000	138,800	396,000	398,000	218,800
198,000	200,000	60,400	298,000	300,000	140,400	398,000	400,000	220,400
200,000	202,000	62,000	300,000	302,000	142,000	400,000	402,000	222,000
202,000	204,000	63,600	302,000	304,000	143,600	402,000	404,000	223,600
204,000	206,000	65,200	304,000	306,000	145,200	404,000	406,000	225,200
206,000	208,000	66,800	306,000	308,000	146,800	406,000	408,000	226,800
208,000	210,000	68,400	308,000	310,000	148,400	408,000	410,000	228,400
210,000	212,000	70,000	310,000	312,000	150,000	410,000	412,000	230,000
212,000	214,000	71,600	312,000	314,000	151,600	412,000	414,000	231,600
214,000	216,000	73,200	314,000	316,000	153,200	414,000	416,000	233,200
216,000	218,000	74,800	316,000	318,000	154,800	416,000	418,000	234,800
218,000	220,000	76,400	318,000	320,000	156,400	418,000	420,000	236,400

三三三

(二)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
420,000	422,000	238,000	520,000	522,000	318,000	620,000	622,000	398,000
422,000	424,000	239,600	522,000	524,000	319,600	622,000	624,000	399,600
424,000	426,000	241,200	524,000	526,000	321,200	624,000	626,000	401,200
426,000	428,000	242,800	526,000	528,000	322,800	626,000	628,000	402,800
428,000	430,000	244,400	528,000	530,000	324,400	628,000	630,000	404,400
430,000	432,000	246,000	530,000	532,000	326,000	630,000	632,000	406,000
432,000	434,000	247,600	532,000	534,000	327,600	632,000	634,000	407,600
434,000	436,000	249,200	534,000	536,000	329,200	634,000	636,000	409,200
436,000	438,000	250,800	536,000	538,000	330,800	636,000	638,000	410,800
438,000	440,000	252,400	538,000	540,000	332,400	638,000	640,000	412,400
440,000	442,000	254,000	540,000	542,000	334,000	640,000	642,000	414,000
442,000	444,000	255,600	542,000	544,000	335,600	642,000	644,000	415,600
444,000	446,000	257,200	544,000	546,000	337,200	644,000	646,000	417,200
446,000	448,000	258,800	546,000	548,000	338,800	646,000	648,000	418,800
448,000	450,000	260,400	548,000	550,000	340,400	648,000	650,000	420,400
450,000	452,000	262,000	550,000	552,000	342,000	650,000	652,000	422,000
452,000	454,000	263,600	552,000	554,000	343,600	652,000	654,000	423,600
454,000	456,000	265,200	554,000	556,000	345,200	654,000	656,000	425,200
456,000	458,000	266,800	556,000	558,000	346,800	656,000	658,000	426,800
458,000	460,000	268,400	558,000	560,000	348,400	658,000	660,000	428,400
460,000	462,000	270,000	560,000	562,000	350,000	660,000	662,000	430,000
462,000	464,000	271,600	562,000	564,000	351,600	662,000	664,000	431,600
464,000	466,000	273,200	564,000	566,000	353,200	664,000	666,000	433,200
466,000	468,000	274,800	566,000	568,000	354,800	666,000	668,000	434,800
468,000	470,000	276,400	568,000	570,000	356,400	668,000	670,000	436,400
470,000	472,000	278,000	570,000	572,000	358,000	670,000	672,000	438,000
472,000	474,000	279,600	572,000	574,000	359,600	672,000	674,000	439,600
474,000	476,000	281,200	574,000	576,000	361,200	674,000	676,000	441,200
476,000	478,000	282,800	576,000	578,000	362,800	676,000	678,000	442,800
478,000	480,000	284,400	578,000	580,000	364,400	678,000	680,000	444,400
480,000	482,000	286,000	580,000	582,000	366,000	680,000	682,000	446,000
482,000	484,000	287,600	582,000	584,000	367,600	682,000	684,000	447,600
484,000	486,000	289,200	584,000	586,000	369,200	684,000	686,000	449,200
486,000	488,000	290,800	586,000	588,000	370,800	686,000	688,000	450,800
488,000	490,000	292,400	588,000	590,000	372,400	688,000	690,000	452,400
490,000	492,000	294,000	590,000	592,000	374,000	690,000	692,000	454,000
492,000	494,000	295,600	592,000	594,000	375,600	692,000	694,000	455,600
494,000	496,000	297,200	594,000	596,000	377,200	694,000	696,000	457,200
496,000	498,000	298,800	596,000	598,000	378,800	696,000	698,000	458,800
498,000	500,000	300,400	598,000	600,000	380,400	698,000	700,000	460,400
500,000	502,000	302,000	600,000	602,000	382,000	700,000	702,000	462,000
502,000	504,000	303,600	602,000	604,000	383,600	702,000	704,000	463,600
504,000	506,000	305,200	604,000	606,000	385,200	704,000	706,000	465,200
506,000	508,000	306,800	606,000	608,000	386,800	706,000	708,000	466,800
508,000	510,000	308,400	608,000	610,000	388,400	708,000	710,000	468,400
510,000	512,000	310,000	610,000	612,000	390,000	710,000	712,000	470,000
512,000	514,000	311,600	612,000	614,000	391,600	712,000	714,000	471,600
514,000	516,000	313,200	614,000	616,000	393,200	714,000	716,000	473,200
516,000	518,000	314,800	616,000	618,000	394,800	716,000	718,000	474,800
518,000	520,000	316,400	618,000	620,000	396,400	718,000	720,000	476,400

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
720,000	722,000	478,000	820,000	822,000	558,000	920,000	922,000	638,000
722,000	724,000	479,600	822,000	824,000	559,600	922,000	924,000	639,600
724,000	726,000	481,200	824,000	826,000	561,200	924,000	926,000	641,200
726,000	728,000	482,800	826,000	828,000	562,800	926,000	928,000	642,800
728,000	730,000	484,400	828,000	830,000	564,400	928,000	930,000	644,400
730,000	732,000	486,000	830,000	832,000	566,000	930,000	932,000	646,000
732,000	734,000	487,600	832,000	834,000	567,600	932,000	934,000	647,600
734,000	736,000	489,200	834,000	836,000	569,200	934,000	936,000	649,200
736,000	738,000	490,800	836,000	838,000	570,800	936,000	938,000	650,800
738,000	740,000	492,400	838,000	840,000	572,400	938,000	940,000	652,400
740,000	742,000	494,000	840,000	842,000	574,000	940,000	942,000	654,000
742,000	744,000	495,600	842,000	844,000	575,600	942,000	944,000	655,600
744,000	746,000	497,200	844,000	846,000	577,200	944,000	946,000	657,200
746,000	748,000	498,800	846,000	848,000	578,800	946,000	948,000	658,800
748,000	750,000	500,400	848,000	850,000	580,400	948,000	950,000	660,400
750,000	752,000	502,000	850,000	852,000	582,000	950,000	952,000	662,000
752,000	754,000	503,600	852,000	854,000	583,600	952,000	954,000	663,600
754,000	756,000	505,200	854,000	856,000	585,200	954,000	956,000	665,200
756,000	758,000	506,800	856,000	858,000	586,800	956,000	958,000	666,800
758,000	760,000	508,400	858,000	860,000	588,400	958,000	960,000	668,400
760,000	762,000	510,000	860,000	862,000	590,000	960,000	962,000	670,000
762,000	764,000	511,600	862,000	864,000	591,600	962,000	964,000	671,600
764,000	766,000	513,200	864,000	866,000	593,200	964,000	966,000	673,200
766,000	768,000	514,800	866,000	868,000	594,800	966,000	968,000	674,800
768,000	770,000	516,400	868,000	870,000	596,400	968,000	970,000	676,400
770,000	772,000	518,000	870,000	872,000	598,000	970,000	972,000	678,000
772,000	774,000	519,600	872,000	874,000	599,600	972,000	974,000	679,600
774,000	776,000	521,200	874,000	876,000	601,200	974,000	976,000	681,200
776,000	778,000	522,800	876,000	878,000	602,800	976,000	978,000	682,800
778,000	780,000	524,400	878,000	880,000	604,400	978,000	980,000	684,400
780,000	782,000	526,000	880,000	882,000	606,000	980,000	982,000	686,000
782,000	784,000	527,600	882,000	884,000	607,600	982,000	984,000	687,600
784,000	786,000	529,200	884,000	886,000	609,200	984,000	986,000	689,200
786,000	788,000	530,800	886,000	888,000	610,800	986,000	988,000	690,800
788,000	790,000	532,400	888,000	890,000	612,400	988,000	990,000	692,400
790,000	792,000	534,000	890,000	892,000	614,000	990,000	992,000	694,000
792,000	794,000	535,600	892,000	894,000	615,600	992,000	994,000	695,600
794,000	796,000	537,200	894,000	896,000	617,200	994,000	996,000	697,200
796,000	798,000	538,800	896,000	898,000	618,800	996,000	998,000	698,800
798,000	800,000	540,400	898,000	900,000	620,400	998,000	1,000,000	700,400
800,000	802,000	542,000	900,000	902,000	622,000	1,000,000	1,002,000	702,000
802,000	804,000	543,600	902,000	904,000	623,600	1,002,000	1,004,000	703,600
804,000	806,000	545,200	904,000	906,000	625,200	1,004,000	1,006,000	705,200
806,000	808,000	546,800	906,000	908,000	626,800	1,006,000	1,008,000	706,800
808,000	810,000	548,400	908,000	910,000	628,400	1,008,000	1,010,000	708,400
810,000	812,000	550,000	910,000	912,000	630,000	1,010,000	1,012,000	710,000
812,000	814,000	551,600	912,000	914,000	631,600	1,012,000	1,014,000	711,600
814,000	816,000	553,200	914,000	916,000	633,200	1,014,000	1,016,000	713,200
816,000	818,000	554,800	916,000	918,000	634,800	1,016,000	1,018,000	714,800
818,000	820,000	556,400	918,000	920,000	636,400	1,018,000	1,020,000	716,400

(四)

給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,020,000	1,022,000	718,000	1,120,000	1,122,000	798,000	1,220,000	1,222,000	887,750
1,022,000	1,024,000	719,600	1,122,000	1,124,000	799,600	1,222,000	1,224,000	889,550
1,024,000	1,026,000	721,200	1,124,000	1,126,000	801,350	1,224,000	1,226,000	891,350
1,026,000	1,028,000	722,800	1,126,000	1,128,000	803,150	1,226,000	1,228,000	893,150
1,028,000	1,030,000	724,400	1,128,000	1,130,000	804,950	1,228,000	1,230,000	894,950
1,030,000	1,032,000	726,000	1,130,000	1,132,000	806,750	1,230,000	1,232,000	896,750
1,032,000	1,034,000	727,600	1,132,000	1,134,000	808,550	1,232,000	1,234,000	898,550
1,034,000	1,036,000	729,200	1,134,000	1,136,000	810,350	1,234,000	1,236,000	900,350
1,036,000	1,038,000	730,800	1,136,000	1,138,000	812,150	1,236,000	1,238,000	902,150
1,038,000	1,040,000	732,400	1,138,000	1,140,000	813,950	1,238,000	1,240,000	903,950
1,040,000	1,042,000	734,000	1,140,000	1,142,000	815,750	1,240,000	1,242,000	905,750
1,042,000	1,044,000	735,600	1,142,000	1,144,000	817,550	1,242,000	1,244,000	907,550
1,044,000	1,046,000	737,200	1,144,000	1,146,000	819,350	1,244,000	1,246,000	909,350
1,046,000	1,048,000	738,800	1,146,000	1,148,000	821,150	1,246,000	1,248,000	911,150
1,048,000	1,050,000	740,400	1,148,000	1,150,000	822,950	1,248,000	1,250,000	912,950
1,050,000	1,052,000	742,000	1,150,000	1,152,000	824,750	1,250,000	1,252,000	914,750
1,052,000	1,054,000	743,600	1,152,000	1,154,000	826,550	1,252,000	1,254,000	916,550
1,054,000	1,056,000	745,200	1,154,000	1,156,000	828,350	1,254,000	1,256,000	918,350
1,056,000	1,058,000	746,800	1,156,000	1,158,000	830,150	1,256,000	1,258,000	920,150
1,058,000	1,060,000	748,400	1,158,000	1,160,000	831,950	1,258,000	1,260,000	921,950
1,060,000	1,062,000	750,000	1,160,000	1,162,000	833,750	1,260,000	1,262,000	923,750
1,062,000	1,064,000	751,600	1,162,000	1,164,000	835,550	1,262,000	1,264,000	925,550
1,064,000	1,066,000	753,200	1,164,000	1,166,000	837,350	1,264,000	1,266,000	927,350
1,066,000	1,068,000	754,800	1,166,000	1,168,000	839,150	1,266,000	1,268,000	929,150
1,068,000	1,070,000	756,400	1,168,000	1,170,000	840,950	1,268,000	1,270,000	930,950
1,070,000	1,072,000	758,000	1,170,000	1,172,000	842,750	1,270,000	1,272,000	932,750
1,072,000	1,074,000	759,600	1,172,000	1,174,000	844,550	1,272,000	1,274,000	934,550
1,074,000	1,076,000	761,200	1,174,000	1,176,000	846,350	1,274,000	1,276,000	936,350
1,076,000	1,078,000	762,800	1,176,000	1,178,000	848,150	1,276,000	1,278,000	938,150
1,078,000	1,080,000	764,400	1,178,000	1,180,000	849,950	1,278,000	1,280,000	939,950
1,080,000	1,082,000	766,000	1,180,000	1,182,000	851,750	1,280,000	1,282,000	941,750
1,082,000	1,084,000	767,600	1,182,000	1,184,000	853,550	1,282,000	1,284,000	943,550
1,084,000	1,086,000	769,200	1,184,000	1,186,000	855,350	1,284,000	1,286,000	945,350
1,086,000	1,088,000	770,800	1,186,000	1,188,000	857,150	1,286,000	1,288,000	947,150
1,088,000	1,090,000	772,400	1,188,000	1,190,000	858,950	1,288,000	1,290,000	948,950
1,090,000	1,092,000	774,000	1,190,000	1,192,000	860,750	1,290,000	1,292,000	950,750
1,092,000	1,094,000	775,600	1,192,000	1,194,000	862,550	1,292,000	1,294,000	952,550
1,094,000	1,096,000	777,200	1,194,000	1,196,000	864,350	1,294,000	1,296,000	954,350
1,096,000	1,098,000	778,800	1,196,000	1,198,000	866,150	1,296,000	1,298,000	956,150
1,098,000	1,100,000	780,400	1,198,000	1,200,000	867,950	1,298,000	1,300,000	957,950
1,100,000	1,102,000	782,000	1,200,000	1,202,000	869,750	1,300,000	1,302,000	959,750
1,102,000	1,104,000	783,600	1,202,000	1,204,000	871,550	1,302,000	1,304,000	961,550
1,104,000	1,106,000	785,200	1,204,000	1,206,000	873,350	1,304,000	1,306,000	963,350
1,106,000	1,108,000	786,800	1,206,000	1,208,000	875,150	1,306,000	1,308,000	965,150
1,108,000	1,110,000	788,400	1,208,000	1,210,000	876,950	1,308,000	1,310,000	966,950
1,110,000	1,112,000	790,000	1,210,000	1,212,000	878,750	1,310,000	1,312,000	968,750
1,112,000	1,114,000	791,600	1,212,000	1,214,000	880,550	1,312,000	1,314,000	970,550
1,114,000	1,116,000	793,200	1,214,000	1,216,000	882,350	1,314,000	1,316,000	972,350
1,116,000	1,118,000	794,800	1,216,000	1,218,000	884,150	1,316,000	1,318,000	974,150
1,118,000	1,120,000	796,400	1,218,000	1,220,000	885,950	1,318,000	1,320,000	975,950

(五)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,320,000	1,322,000	977,750	1,420,000	1,422,000	1,067,750	1,520,000	1,522,000	1,157,750
1,322,000	1,324,000	979,550	1,422,000	1,424,000	1,069,550	1,522,000	1,524,000	1,159,550
1,324,000	1,326,000	981,350	1,424,000	1,426,000	1,071,350	1,524,000	1,526,000	1,161,350
1,326,000	1,328,000	983,150	1,426,000	1,428,000	1,073,150	1,526,000	1,528,000	1,163,150
1,328,000	1,330,000	984,950	1,428,000	1,430,000	1,074,950	1,528,000	1,530,000	1,164,950
1,330,000	1,332,000	986,750	1,430,000	1,432,000	1,076,750	1,530,000	1,532,000	1,166,750
1,332,000	1,334,000	988,550	1,432,000	1,434,000	1,078,550	1,532,000	1,534,000	1,168,550
1,334,000	1,336,000	990,350	1,434,000	1,436,000	1,080,350	1,534,000	1,536,000	1,170,350
1,336,000	1,338,000	992,150	1,436,000	1,438,000	1,082,150	1,536,000	1,538,000	1,172,150
1,338,000	1,340,000	993,950	1,438,000	1,440,000	1,083,950	1,538,000	1,540,000	1,173,950
1,340,000	1,342,000	995,750	1,440,000	1,442,000	1,085,750	1,540,000	1,542,000	1,175,750
1,342,000	1,344,000	997,550	1,442,000	1,444,000	1,087,550	1,542,000	1,544,000	1,177,550
1,344,000	1,346,000	999,350	1,444,000	1,446,000	1,089,350	1,544,000	1,546,000	1,179,350
1,346,000	1,348,000	1,001,150	1,446,000	1,448,000	1,091,150	1,546,000	1,548,000	1,181,150
1,348,000	1,350,000	1,002,950	1,448,000	1,450,000	1,092,950	1,548,000	1,550,000	1,182,950
1,350,000	1,352,000	1,004,750	1,450,000	1,452,000	1,094,750	1,550,000	1,552,000	1,184,750
1,352,000	1,354,000	1,006,550	1,452,000	1,454,000	1,096,550	1,552,000	1,554,000	1,186,550
1,354,000	1,356,000	1,008,350	1,454,000	1,456,000	1,098,350	1,554,000	1,556,000	1,188,350
1,356,000	1,358,000	1,010,150	1,456,000	1,458,000	1,100,150	1,556,000	1,558,000	1,190,150
1,358,000	1,360,000	1,011,950	1,458,000	1,460,000	1,101,950	1,558,000	1,560,000	1,191,950
1,360,000	1,362,000	1,013,750	1,460,000	1,462,000	1,103,750	1,560,000	1,562,000	1,193,750
1,362,000	1,364,000	1,015,550	1,462,000	1,464,000	1,105,550	1,562,000	1,564,000	1,195,550
1,364,000	1,366,000	1,017,350	1,464,000	1,466,000	1,107,350	1,564,000	1,566,000	1,197,350
1,366,000	1,368,000	1,019,150	1,466,000	1,468,000	1,109,150	1,566,000	1,568,000	1,199,150
1,368,000	1,370,000	1,020,950	1,468,000	1,470,000	1,110,950	1,568,000	1,570,000	1,200,950
1,370,000	1,372,000	1,022,750	1,470,000	1,472,000	1,112,750	1,570,000	1,572,000	1,202,750
1,372,000	1,374,000	1,024,550	1,472,000	1,474,000	1,114,550	1,572,000	1,574,000	1,204,550
1,374,000	1,376,000	1,026,350	1,474,000	1,476,000	1,116,350	1,574,000	1,576,000	1,206,350
1,376,000	1,378,000	1,028,150	1,476,000	1,478,000	1,118,150	1,576,000	1,578,000	1,208,150
1,378,000	1,380,000	1,029,950	1,478,000	1,480,000	1,119,950	1,578,000	1,580,000	1,209,950
1,380,000	1,382,000	1,031,750	1,480,000	1,482,000	1,121,750	1,580,000	1,582,000	1,211,750
1,382,000	1,384,000	1,033,550	1,482,000	1,484,000	1,123,550	1,582,000	1,584,000	1,213,550
1,384,000	1,386,000	1,035,350	1,484,000	1,486,000	1,125,350	1,584,000	1,586,000	1,215,350
1,386,000	1,388,000	1,037,150	1,486,000	1,488,000	1,127,150	1,586,000	1,588,000	1,217,150
1,388,000	1,390,000	1,038,950	1,488,000	1,490,000	1,128,950	1,588,000	1,590,000	1,218,950
1,390,000	1,392,000	1,040,750	1,490,000	1,492,000	1,130,750	1,590,000	1,592,000	1,220,750
1,392,000	1,394,000	1,042,550	1,492,000	1,494,000	1,132,550	1,592,000	1,594,000	1,222,550
1,394,000	1,396,000	1,044,350	1,494,000	1,496,000	1,134,350	1,594,000	1,596,000	1,224,350
1,396,000	1,398,000	1,046,150	1,496,000	1,498,000	1,136,150	1,596,000	1,598,000	1,226,150
1,398,000	1,400,000	1,047,950	1,498,000	1,500,000	1,137,950	1,598,000	1,600,000	1,227,950
1,400,000	1,402,000	1,049,750	1,500,000	1,502,000	1,139,750	1,600,000	1,602,000	1,229,750
1,402,000	1,404,000	1,051,550	1,502,000	1,504,000	1,141,550	1,602,000	1,604,000	1,231,550
1,404,000	1,406,000	1,053,350	1,504,000	1,506,000	1,143,350	1,604,000	1,606,000	1,233,350
1,406,000	1,408,000	1,055,150	1,506,000	1,508,000	1,145,150	1,606,000	1,608,000	1,235,150
1,408,000	1,410,000	1,056,950	1,508,000	1,510,000	1,146,950	1,608,000	1,610,000	1,236,950
1,410,000	1,412,000	1,058,750	1,510,000	1,512,000	1,148,750	1,610,000	1,612,000	1,238,750
1,412,000	1,414,000	1,060,550	1,512,000	1,514,000	1,150,550	1,612,000	1,614,000	1,240,550
1,414,000	1,416,000	1,062,350	1,514,000	1,516,000	1,152,350	1,614,000	1,616,000	1,242,350
1,416,000	1,418,000	1,064,150	1,516,000	1,518,000	1,154,150	1,616,000	1,618,000	1,244,150
1,418,000	1,420,000	1,065,950	1,518,000	1,520,000	1,155,950	1,618,000	1,620,000	1,245,950

(六)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,620,000	1,622,000	1,247,750	1,720,000	1,722,000	1,337,750	1,820,000	1,822,000	1,427,750
1,622,000	1,624,000	1,249,550	1,722,000	1,724,000	1,339,550	1,822,000	1,824,000	1,429,550
1,624,000	1,626,000	1,251,350	1,724,000	1,726,000	1,341,350	1,824,000	1,826,000	1,431,350
1,626,000	1,628,000	1,253,150	1,726,000	1,728,000	1,343,150	1,826,000	1,828,000	1,433,150
1,628,000	1,630,000	1,254,950	1,728,000	1,730,000	1,344,950	1,828,000	1,830,000	1,434,950
1,630,000	1,632,000	1,256,750	1,730,000	1,732,000	1,346,750	1,830,000	1,832,000	1,436,750
1,632,000	1,634,000	1,258,550	1,732,000	1,734,000	1,348,550	1,832,000	1,834,000	1,438,550
1,634,000	1,636,000	1,260,350	1,734,000	1,736,000	1,350,350	1,834,000	1,836,000	1,440,350
1,636,000	1,638,000	1,262,150	1,736,000	1,738,000	1,352,150	1,836,000	1,838,000	1,442,150
1,638,000	1,640,000	1,263,950	1,738,000	1,740,000	1,353,950	1,838,000	1,840,000	1,443,950
1,640,000	1,642,000	1,265,750	1,740,000	1,742,000	1,355,750	1,840,000	1,842,000	1,445,750
1,642,000	1,644,000	1,267,550	1,742,000	1,744,000	1,357,550	1,842,000	1,844,000	1,447,550
1,644,000	1,646,000	1,269,350	1,744,000	1,746,000	1,359,350	1,844,000	1,846,000	1,449,350
1,646,000	1,648,000	1,271,150	1,746,000	1,748,000	1,361,150	1,846,000	1,848,000	1,451,150
1,648,000	1,650,000	1,272,950	1,748,000	1,750,000	1,362,950	1,848,000	1,850,000	1,452,950
1,650,000	1,652,000	1,274,750	1,750,000	1,752,000	1,364,750	1,850,000	1,852,000	1,454,750
1,652,000	1,654,000	1,276,550	1,752,000	1,754,000	1,366,550	1,852,000	1,854,000	1,456,550
1,654,000	1,656,000	1,278,350	1,754,000	1,756,000	1,368,350	1,854,000	1,856,000	1,458,350
1,656,000	1,658,000	1,280,150	1,756,000	1,758,000	1,370,150	1,856,000	1,858,000	1,460,150
1,658,000	1,660,000	1,281,950	1,758,000	1,760,000	1,371,950	1,858,000	1,860,000	1,461,950
1,660,000	1,662,000	1,283,750	1,760,000	1,762,000	1,373,750	1,860,000	1,862,000	1,463,750
1,662,000	1,664,000	1,285,550	1,762,000	1,764,000	1,375,550	1,862,000	1,864,000	1,465,550
1,664,000	1,666,000	1,287,350	1,764,000	1,766,000	1,377,350	1,864,000	1,866,000	1,467,350
1,666,000	1,668,000	1,289,150	1,766,000	1,768,000	1,379,150	1,866,000	1,868,000	1,469,150
1,668,000	1,670,000	1,290,950	1,768,000	1,770,000	1,380,950	1,868,000	1,870,000	1,470,950
1,670,000	1,672,000	1,292,750	1,770,000	1,772,000	1,382,750	1,870,000	1,872,000	1,472,750
1,672,000	1,674,000	1,294,550	1,772,000	1,774,000	1,384,550	1,872,000	1,874,000	1,474,550
1,674,000	1,676,000	1,296,350	1,774,000	1,776,000	1,386,350	1,874,000	1,876,000	1,476,350
1,676,000	1,678,000	1,298,150	1,776,000	1,778,000	1,388,150	1,876,000	1,878,000	1,478,150
1,678,000	1,680,000	1,299,950	1,778,000	1,780,000	1,389,950	1,878,000	1,880,000	1,479,950
1,680,000	1,682,000	1,301,750	1,780,000	1,782,000	1,391,750	1,880,000	1,882,000	1,481,750
1,682,000	1,684,000	1,303,550	1,782,000	1,784,000	1,393,550	1,882,000	1,884,000	1,483,550
1,684,000	1,686,000	1,305,350	1,784,000	1,786,000	1,395,350	1,884,000	1,886,000	1,485,350
1,686,000	1,688,000	1,307,150	1,786,000	1,788,000	1,397,150	1,886,000	1,888,000	1,487,150
1,688,000	1,690,000	1,308,950	1,788,000	1,790,000	1,398,950	1,888,000	1,890,000	1,488,950
1,690,000	1,692,000	1,310,750	1,790,000	1,792,000	1,400,750	1,890,000	1,892,000	1,490,750
1,692,000	1,694,000	1,312,550	1,792,000	1,794,000	1,402,550	1,892,000	1,894,000	1,492,550
1,694,000	1,696,000	1,314,350	1,794,000	1,796,000	1,404,350	1,894,000	1,896,000	1,494,350
1,696,000	1,698,000	1,316,150	1,796,000	1,798,000	1,406,150	1,896,000	1,898,000	1,496,150
1,698,000	1,700,000	1,317,950	1,798,000	1,800,000	1,407,950	1,898,000	1,900,000	1,497,950
1,700,000	1,702,000	1,319,750	1,800,000	1,802,000	1,409,750	1,900,000	1,902,000	1,499,750
1,702,000	1,704,000	1,321,550	1,802,000	1,804,000	1,411,550	1,902,000	1,904,000	1,501,550
1,704,000	1,706,000	1,323,350	1,804,000	1,806,000	1,413,350	1,904,000	1,906,000	1,503,350
1,706,000	1,708,000	1,325,150	1,806,000	1,808,000	1,415,150	1,906,000	1,908,000	1,505,150
1,708,000	1,710,000	1,326,950	1,808,000	1,810,000	1,416,950	1,908,000	1,910,000	1,506,950
1,710,000	1,712,000	1,328,750	1,810,000	1,812,000	1,418,750	1,910,000	1,912,000	1,508,750
1,712,000	1,714,000	1,330,550	1,812,000	1,814,000	1,420,550	1,912,000	1,914,000	1,510,550
1,714,000	1,716,000	1,332,350	1,814,000	1,816,000	1,422,350	1,914,000	1,916,000	1,512,350
1,716,000	1,718,000	1,334,150	1,816,000	1,818,000	1,424,150	1,916,000	1,918,000	1,514,150
1,718,000	1,720,000	1,335,950	1,818,000	1,820,000	1,425,950	1,918,000	1,920,000	1,515,950

(七)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,920,000	1,922,000	1,517,750	2,000,000	2,002,000	1,589,750	2,080,000	2,082,000	1,661,750
1,922,000	1,924,000	1,519,550	2,002,000	2,004,000	1,591,550	2,082,000	2,084,000	1,663,550
1,924,000	1,926,000	1,521,350	2,004,000	2,006,000	1,593,350	2,084,000	2,086,000	1,665,350
1,926,000	1,928,000	1,523,150	2,006,000	2,008,000	1,595,150	2,086,000	2,088,000	1,667,150
1,928,000	1,930,000	1,524,950	2,008,000	2,010,000	1,596,950	2,088,000	2,090,000	1,668,950
1,930,000	1,932,000	1,526,750	2,010,000	2,012,000	1,598,750	2,090,000	2,092,000	1,670,750
1,932,000	1,934,000	1,528,550	2,012,000	2,014,000	1,600,550	2,092,000	2,094,000	1,672,550
1,934,000	1,936,000	1,530,350	2,014,000	2,016,000	1,602,350	2,094,000	2,096,000	1,674,350
1,936,000	1,938,000	1,532,150	2,016,000	2,018,000	1,604,150	2,096,000	2,098,000	1,676,150
1,938,000	1,940,000	1,533,950	2,018,000	2,020,000	1,605,950	2,098,000	2,100,000	1,677,950
1,940,000	1,942,000	1,535,750	2,020,000	2,022,000	1,607,750	2,100,000	2,102,000	1,679,750
1,942,000	1,944,000	1,537,550	2,022,000	2,024,000	1,609,550	2,102,000	2,104,000	1,681,550
1,944,000	1,946,000	1,539,350	2,024,000	2,026,000	1,611,350	2,104,000	2,106,000	1,683,350
1,946,000	1,948,000	1,541,150	2,026,000	2,028,000	1,613,150	2,106,000	2,108,000	1,685,150
1,948,000	1,950,000	1,542,950	2,028,000	2,030,000	1,614,950	2,108,000	2,110,000	1,686,950
1,950,000	1,952,000	1,544,750	2,030,000	2,032,000	1,616,750	2,110,000	2,112,000	1,688,750
1,952,000	1,954,000	1,546,550	2,032,000	2,034,000	1,618,550	2,112,000	2,114,000	1,690,550
1,954,000	1,956,000	1,548,350	2,034,000	2,036,000	1,620,350	2,114,000	2,116,000	1,692,350
1,956,000	1,958,000	1,550,150	2,036,000	2,038,000	1,622,150	2,116,000	2,118,000	1,694,150
1,958,000	1,960,000	1,551,950	2,038,000	2,040,000	1,623,950	2,118,000	2,120,000	1,695,950
1,960,000	1,962,000	1,553,750	2,040,000	2,042,000	1,625,750	2,120,000	2,122,000	1,697,750
1,962,000	1,964,000	1,555,550	2,042,000	2,044,000	1,627,550	2,122,000	2,122,500	1,699,550
1,964,000	1,966,000	1,557,350	2,044,000	2,046,000	1,629,350			
1,966,000	1,968,000	1,559,150	2,046,000	2,048,000	1,631,150			
1,968,000	1,970,000	1,560,950	2,048,000	2,050,000	1,632,950			
1,970,000	1,972,000	1,562,750	2,050,000	2,052,000	1,634,750	2,122,500	4,122,500	給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から316,375円を控除した金額
1,972,000	1,974,000	1,564,550	2,052,000	2,054,000	1,636,550			
1,974,000	1,976,000	1,566,350	2,054,000	2,056,000	1,638,350			
1,976,000	1,978,000	1,568,150	2,056,000	2,058,000	1,640,150			
1,978,000	1,980,000	1,569,950	2,058,000	2,060,000	1,641,950			
1,980,000	1,982,000	1,571,750	2,060,000	2,062,000	1,643,750	4,122,500円以上	4,122,500円以上	給与等の金額から522,500円を控除した金額
1,982,000	1,984,000	1,573,550	2,062,000	2,064,000	1,645,550			
1,984,000	1,986,000	1,575,350	2,064,000	2,066,000	1,647,350			
1,986,000	1,988,000	1,577,150	2,066,000	2,068,000	1,649,150			
1,988,000	1,990,000	1,578,950	2,068,000	2,070,000	1,650,950			
1,990,000	1,992,000	1,580,750	2,070,000	2,072,000	1,652,750			
1,992,000	1,994,000	1,582,550	2,072,000	2,074,000	1,654,550			
1,994,000	1,996,000	1,584,350	2,074,000	2,076,000	1,656,350			
1,996,000	1,998,000	1,586,150	2,076,000	2,078,000	1,658,150			
1,998,000	2,000,000	1,587,950	2,078,000	2,080,000	1,659,950			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が2,122,500円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

族等の数											
4人			5人			6人			7人以上		
税総所得金額等											
以上	未満	千円									
288千円未満		千円	288千円未満		千円	288千円未満		千円	330千円未満		千円
288	350		288	420		288	500		330	380	
350	480		420	700		500	840		670	1,080	
480	1,600		700	1,860		840	2,350		1,080	3,100	
1,600	6,290		1,860	6,540		2,350	6,790		3,100	7,060	
6,290	23,440		6,540	24,690		6,790	25,940		7,060	27,190	
23,440	80,000		24,690	80,000		25,940	80,000		27,190	80,000	

所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

合の必要経費の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、旧法第八十三条(配偶者控除)の規定計をいう。

第一号に掲げる金額から58万円を控除した金額が昭和46年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表第二 昭和46年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和45年分 の課税総所 得金額等に 係る所得税 の額に乘す べき率	扶養親族									
	0人		1人		2人		3人			
	昭和45年分の課									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	千円
0%	225千円未満		225千円未満		237千円未満		252千円未満			
60										
70										
80							252	370		
85					237	420	370	810		
90	225	4,520	225	4,920	420	5,460	810	5,920		
95	4,520	18,480	4,920	19,480	5,460	20,940	5,920	22,190		
99	18,480	80,000	19,480	80,000	20,940	80,000	22,190	80,000		

(注)

- (一) この表は、昭和45年分の課税総所得金額等が8,000万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
 - (1) 「昭和45年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号（昭和四十六年分及び昭和四十七年分の課税総所得金額等）によるものとする。
 - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和45年分の所得税につき旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合の適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計）によるものとする。
- (三) 昭和45年分の課税総所得金額等が8,000万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第一項による。

族等の数											
4人			5人			6人			7人以上		
税総所得金額等											
以上	未満	千円	以上	未満	千円	以上	未満	千円	以上	未満	千円
225千円未満		225千円未満	225千円未満		350	225	400	225千円未満	225千円未満		450
225	250		225	350		225	400		225		450
250	470		350	630		400	720		450		800
470	1,750		630	2,190		720	2,640		800		3,100
1,750	5,000		2,190	5,000		2,640	5,000		3,100		5,000

に係る予定納税基準額の計算の特例)において準用する同条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。及び所得控除等に係る特例)の規定により読み替えられた新法第五十七条第三項(事業に専従する親族がある場合み替えられた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び附則第三条第二項の規定に

において準用する同条第一項第一号に掲げる金額から3,000円を控除した金額が昭和47年分の所得税に係る予定納税

附則別表第三 昭和47年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和46年分 の課税総所 得金額等に 係る所得税 の額に乘す べき率	扶 養 親							
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	昭 和 46 年 分 の 課							
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0 %	207千円未満		207千円未満		213千円未満		213千円未満	
90								
95					213	250	213	390
97	207	250	207	630	250	980	390	1,340
99	250	5,000	630	5,000	980	5,000	1,340	5,000

(注)

(一) この表は、昭和46年分の課税総所得金額等が500万円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「昭和46年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第五項(昭和四十六年分及び昭和四十七年分の所得税

(2) 「扶養親族等の数」とは、昭和46年分の所得税につき附則第三条第二項(昭和四十六年分の給与所得の金額
の必要経費の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、附則第三条第二項の規定により読
より読み替えられた新法第八十四条(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

(三) 昭和46年分の課税総所得金額等が500万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第五項に
基準額である。

「三年以内に支給が確定したものに限る。」を「政令で定める給付を含む。」で被相続人の死亡後三年以内に支給が確定したものに改め、同項第三号中「まだ保険事故の下に〔共済事故を含む。以下同じ。〕」を加え、同項第四号中「その他の定期金給付契約の下に〔生命保険契約を除く。〕」を加え、同項第五号中「掛金の下に〔又は保険料〕」を加え、同項第六号中「その他の者が定期金の下に〔これに係る一時金を含む。〕」を加える。

第四条第一項中「委託者以外の者が信託」の下に「〔退職年金の支給を目的とする信託〕で政令で定めるものを除く。以下同じ。」を加える。

第五条第一項中「生命保険契約の保険事故」の下に「〔傷害、廃疾その他これらに類する保険事故で死亡を伴わないものを除く。〕又は損害保険契約の事故に改め、「〔取得した保険金〕の下に〔当該損害保険事故で偶然な事故に基因する保険事故で死亡を伴うものに限る。〕」を加え、「〔当該契約〕をこれらの契約に、〔当該保険事故〕を〔これら〕の保険事故に改め、「〔取得した保険金〕の下に〔当該損害保険契約の保険金については、政令で定めるものに限る。〕」を加え、同条第二項中「生命保険契約の下に〔又は損害保険契約〕〔傷害を保険事故とする損害保険契約で政令で定めるものに限る。〕」を加え、同条第四項中「第一号」の下に「〔又は第二号〕を加え、「同号に掲げる保険金」を「同条第一項第一号に掲げる保険金又は同項第二号に掲げる給与」に改め、「〔当該保険金〕の下に〔又は給与〕」を加える。

第六条第一項中「その他の定期金給付契約」の下に「〔生命保険契約を除く。次項において同じ。〕」を加え、同条第三項中「掛金」の下に「〔又は保険料〕」を加え、同条第四項本文中「掛金」の下に「〔又は定期金受取人〕」を加え、同項ただし書中「定期金受取人」の下に「〔若しくは一時金受取人〕」を加える。

第十条第一項第六号中「又は法人に対する出資」を「〔法人に対する出資又は政令で定める有価証券〕」に「〔又は当該出資のされている法人〕」を、当該出資のされている法人又は当該有価証券に係る。

政令で定める法人」に改め、同項第七号中「いう。」を加え、「その」を「これら」に改める。
第十二条第一項第五号中「五十万円」を「八十万円」に改め、同項第六号とし、同項第四号に「保険金でその」を「保険金(前号に掲げるものを除く。以下本号において同じ。)でその」に、「百万円」を「百五十万円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。
四 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に關して実施する共済制度で政令で定めるものに基づいて支給される給付金を受ける権利
第十五条の二第一項中「十五年」を「十年」に、「二十万円」を「四十万円」に、「二百万円」を「四百万円」に改め、同条第三項中「十五年」を「十年」に改め、同条第四項及び第五項を削る。
第二十一条の三第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。
四 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に關して実施する共済制度で政令で定めるものに基づいて支給される給付金を受ける権利
第二十二条の五第一項中「二十五年」を「二十年」に、「百六十万円」を「三百六十万円」に改め、同条第二項中「二十五年」を「二十年」に改め、同条第三項中「規定する申告書」の下に「(当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書(以下「期限後申告書」という。)を含む。」を加え、「第二十二条の五」を「同項」に、「記載をし、かつ、贈与者が」を「記載があり、かつ、同項の」に、「二十五年以上である配偶者」を「二十年以上に、「を添附して、当該申告書を当該申告書の提出期限内に提出した」を「の添附がある。」に改め、後段を削り、同条に次の二項を加える。

4 税務署長は、前項の申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添附がない申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第二十五条中「定期金給付契約」の下に「(生命保険契約を除く。)」を加える。

第二十七条第一項中「基礎控除額」の下に「及び遺産に係る配偶者控除額の合計額」を加え、「及び第十六条」を削り、同条第三項中「明細書」の下に「(第十五条の二第一項の規定の適用を受けようとする者に係る申告書については、同項の婚姻期間を証する書類その他の大蔵省令で定める書類を含む。)」を加え、同条第五項中「昭和三十七年法律第六十六号」を削る。

第三十条中「国税通則法第十八条第二項に規定する」及び「(以下「期限後申告書」といふ。)」を削る。

第三十八条第一項中「三万円」を「五万円」に、「十五万円」を「二十五万円」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項及び第三項中「三万円」を「五万円」に改める。

第四十一条第二項第三号中「(証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以下同じ。)」を削る。

第四十九条中「二千万円」を「四千万円」に、「五千万円」を「一億円」に改める。

第五十九条第一項中「これらに準ずるもの」の下に「(以下本項において「營業所等」といふ。)」を加え、「生命保険金」を「生命保険契約の保険金」に、「の給与又は」を「(同条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下本項において同じ。)又は」に、「營業所、事務所等」を「營業所等」に、「額に達しない」を「額以下の」に改め、「保険会社」の下に「(共済事業を行なう者を含む。)」を加え、「に関する保険金

受取人別」を「退職手当金等に該当するものを除く。」に関する受取人別」に、「第三条第一項第二号に規定する退職手当金等の給与」を「退職手当金等に「の給与に関する」を「に開する」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 改正後の相続税法(以下「新法」という。)の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十六年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

3 新法第五条(損害保険契約に係る部分に限る。)の規定は、昭和四十六年四月一日(以下「施行日」という。)以後に締結する損害保険契約の保険金又は返還金その他これに準ずるものについて適用する。

4 新法第四十九条の規定は、施行日以後に提出される相続税又は贈与税に係る申告書について適用し、同日前に提出されたこれらの申告書については、なお従前の例による。

5 新法第五十九条第一項の規定は、施行日以後に同項の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

6 税特種別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項中「第七十条の五まで及び第七十条の七」を「第七十条の六まで」に改める。

第七十条の六を削り、第七十条の七を第七十条の六とする。

理由

今次の税制改正の一環として、夫婦間における財産の形成等の実情にかえりみ、贈与税の配偶者控除及び相続税の遺産に係る配偶者控除の引上げによる負担の軽減を図るとともに、相続人の取得する保険金及び死亡退職金の非課税限度を引き上げるほか、配偶者控除の適用要件を緩和し、申告書の公示限度を引き上げる等税制の整備合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

入場税法の一部を改正する法律案

入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「前二号」を「前号」に改める。

第五条第一項中「三十円」を「百円(第一条第二号及び第三号に掲げる場所に係るものについては、三十円)」に改め、同条第二項を削る。

第六条中「前条第一項に規定する金額」及び「当該金額を「百円」に、「前条第二項に規定する場合に該当するときは、同項に規定する金額」を「当該銀行場等が第一条第二号又は第三号に掲げる場所であるときは、三十円」に改める。

第七条第一項第二号中「(第十九条第一項の規定により入場券を交付した場合においては、交付した入場券の数に応ずる人員)」を削る。

第九条に次の二項を加える。

- 2 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第一
一条(学校の範囲)に規定する学校のうち高等学校、中学校、小学校、幼稚園その他政令で定めるものの教員の引率により、これらの学校における教育に資するため、これらの学校の生徒、児童又は幼児の団体を銀行場等へ入場させる場合(これらの学校の校長又は園長がその旨を証

明する場合に限る。)には、当該入場については、入場税を課さない。

第十条第一項中「当該銀行場等への入場について入場料金」を「第五条又は前条の規定の適用を受ける入場料金以外の入場料金」に改める。

第十九条第一項第一号中「一日を通じ、すべて」を削る。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「無料入場券」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第三項の規定により検印を受けた特別入場券」を「第二項の規定により検印を受けた特別入場券」に改め、「第七条第一項第二号並びに」を削り、「ついて、第三項の規定により検印を受けた無料入場券は、前条第六項から第八項までに規定の適用について、それぞれ「をついては」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

第二十六条第三号中「及び無料入場券」を削り、同条第四号中「第二十条第四項及び第五項」を「第二十条第三項」に改め、「若しくは無料入場券」を削り、同条第五号中「第二十条第四項及び第五項」を「第二十二条第三項」に改め、「及び無料入場券」を削り、同条第六号を削り、同条第七号中「第二十
九号」の一部を次のように改める。

第二十七条第四号及び第五号中「及び無料入場券」を削る。

附則

理由

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、入場税法第十九条第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた入場税については、なお従前の例によ

3 昭和四十六年四月一日以後に入場するために使用される入場券を同日前に前売りしている場合において、経営者等が当該前売りに係る入場料金(改正後の入場税法(以下「新法」という。)第十五条又は第九条第二項の規定を適用した場合に限る。)に對して改正前の入場税法(以下「旧法」という。)の規定により課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額を払いもどしたときは、当該払いもどしが旧法第十三条第一項の規定に該当する場合を除き、当該払いもどしが新法第十三条第一項の払いもどしどと、当該払いもどしが係る金額を同項の規定による控除を受けるべき金額とみなして、新法の規定を適用する。

合において、経営者等が当該前売りに係る入場料金(改正後の入場税法(以下「新法」という。)第十五条又は第九条第二項の規定を適用した場合に限る。)に對して改正前の入場税法(以下「旧法」という。)の規定により課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額を払いもどしたときは、当該払いもどしが旧法第十三条第一項の規定により課されたものとの下に第十四条第一項中「第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十四条第一項中「使用されたもの」の下に「又は輸入の際に使用されているもの」を加え、ただし書を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。

第十四条第一項中「ただし書を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合においては、第十号ただし書の規定を準用する。

第十四条第一項中「ただし書を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合においては、第十号ただし書の規定を準用する。

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における入場税の負担の状況にかえりみ、その免税点の引上げを行なうとともに、学校の教員の引率による生徒等の団体の入場について入場税を課さないことにするほか、入場券制度を簡素化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税定率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

(関税定率法の一部改正)
第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「使用されたもの」の下に「又は輸入の際に使用されているもの」を加え、ただし書を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。

第十四条第一項中「ただし書を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合においては、第十号ただし書の規定を準用する。

第十四条第一項中「ただし書を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合においては、第十号ただし書の規定を準用する。

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一五・〇七号中

一
大
豆
油

二 落花生油

三 菜種油及びからし種油

四
ひまわり油

五
綿實油

10

(一) 酸価が〇・六をこえるもの

二〇

— 菜種油及びからし種油
— 酸価が〇・六をこえるもの

二 その他のもの

四 ひまわり油
〔一〕 酸価が〇・六をこえるもの

四〇二

五
綿實油

一四 その他のもの

別表第二八・二〇号中「一 酸化アルミニウム」

(一) 酸化アルミニウム

(二) アルミニウムの製鍊に使用するもの
その他もの

改める。

別表第三二・〇八号中「一 ガラスフリット その他のガラス
三 その他のもの

「二 その他のもの

別表第四〇・〇一号及び第四〇・〇二号を次のように改める。

四〇・〇一 天然ゴムのラテックス(合成ゴムのラテックスを加えてあるかどうかを問わない)及びブリバルカナライズドラテックス並びに天然ゴム、バラタ、ガバベルカその他これらに類する天然ガム

四〇・〇一 合成ゴムのラテックス及びブリバルカナライズドラテックス、合成ゴム並びに油から製造したファクチス

別表第七一・〇一号中「一〇%」を「無税」に改める。

別表第七三・一五号を次のように改める。

七三・一五 合金鋼及び高炭素鋼(第七三・〇六号から第七三・一四号までに掲げる物品の形状のものに限る。)

一 合金鋼

一 高速度鋼(クロムの含有量が全重量の三%以上で、タンゲステン及びモリブデンの含有量の合計が全重量の八%以上のものに限る。)

二 高炭素鋼(一に掲げるものを除く。)

別表第七四・〇七号中「ベリリウム銅合金の中空棒を「ベリリウム銅合金のもの」に改める。

別表第八四・〇六号中「三〇%」を「一五%」に改める。

別表第八四・一五号中「二〇%」を「七・五%」に改める。

別表第八五・一二号中「一〇%」を「七・五%」に改める。

別表第八五・一五号中「一 ラジオ受信機(シャシを含む。)
(二) 音声再生機を自適するもの

「一〇%」を「七・五%」に改める。

別表第八五・一二号中「白熱電球」を「フィラメント電球」に改める。

別表第八五・一二号中「眼鏡」の下に「ものとし、第八四・五四号の一に掲げるものを除く」を加える。

別表第八七・〇二号の「一の税率の欄中「四〇%」及び「一七・五%」を「一〇%」に改め、同号の二及び三の税率の欄中「三〇%」を「一〇%」に改める。

別表第八七・一四号を次のように改める。

八七・一四 その他の車両(トレーラーを含むものとし、機械式駆動機構を有するものを除く。)及びその部分品

別表第九二・一一号中「三〇%」を「七・五%」に改める。

(関税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「又は外貿埠頭公團」を「外貿埠頭公團又は新東京国際空港公團」に改める。

第三十八条第一項中「及び外貿埠頭公團」を「外貿埠頭公團及び新東京国際空港公團」に改める。

第五十二条第一項中「入れた者」を「入れる者」に、「当該貨物を当該保稅倉庫に入れた日から一月以内に、税關長の」を「そのこととなる日前に税關長に申請し、その」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第六十七條の二(輸出申告又は輸入申告の時期)の規定は、第一項の承認の申請をする場合について準用する。

第六十二條中「読み替える」を「こととなる日前に」とあるのは「こととなる日前又は保稅作業に使用する日前に」と読み替えるに改める。

第六十七條の二(輸出申告又は輸入申告の時期)

第六十七條の二 輸出申告又は輸入申告は、その申告に係る貨物を保稅地域又は第三十条第二号(許可を受けて保稅地域外に置く外國貨物)の規定により税關長が指定した場所に入れた後にするものとする。ただし、当該貨物をこれらの場所に入れないで申告することにつき、政令で定めるところにより、税關長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けた場合における輸入申告は、当該貨物に係る第十五条第一項又は第二項(入港手続)の積荷目録が税關に提出された後にするものとする。

第六十八條第二項中又は同項但書に該當する」を若しくは同項ただし書に該當するときは、又は関税についての条約の特別の規定による便益(これに相当する便益で政令で定めるものを含む。)を適用する場合において必要がある」に改め、「書類」の下に「又は当該便益を適用するため必要な書類」を加える。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和二十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条から第五条までの規定中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第六条を次のとおりに改める。

(農林漁業用の軽油及び重油の免税)

第六条 次の各号に掲げる物品で、本邦に到着した時において当該各号に規定する性質を有するもの(第一号に掲げる物品にあつては、これに該当する旨を政令で定めるところにより農林大臣又は通商産業大臣が証明したものに限る)のうち、農林漁業の用に供されるものについては、昭和四十七年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 関税率法別表第二七・一〇号の一の(1)に掲げる軽油のうち、温度十五度における比重が

○・八三以上で政令で定める試験方法による十パーセント残油(当該軽油を蒸留して全容量の

九十パーセントを留出したときの残油をいう)の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が

○・二ペーセント以上のもの

二 関税率法別表第二七・一〇号の一の(4)に掲げる重油のうち、温度十五度における比重が

○・八三以上で○・九〇三七以下のもの及び温度十五度における比重が○・九〇三七をこえ

○・九二七三以下で温度五十度における動粘度が十五・六センチストークス以下のもの(引火

点が温度百三十度をこえるこれらのものを除く。)

第七条の見出しを「(アンモニア製造用原油の免税及びアンモニア製造用揮発油等に係る関税の還付)」に改め、同条第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に、「アンモニア系窒素肥料」を「アンモニア」に、「当該肥料の」を「その」に改め、同条第四項中「アンモニア系

窒素肥料」を「アンモニア」に改め、「(以下「揮発油」という)」の下に「又は同表第二七・一一号に掲げる石油ガス(以下「石油ガス」という)」を加え、「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、「(使用した揮発油)及び当該揮発油」の下に「又は石油ガス」を加え、同条第五項中「揮発油」の下に「又は石油ガス」を加える。

第七条の二第一項中「第七条第一項に規定するガス事業者」を「第一条第二項に規定する一般ガス事業者」に、「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前項のガス事業者」を「前項の一般ガス事業者」に、「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に、「当該ガス事業者」を「当該一般ガス事業者」に、「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十五年四月一日」に、「昭和四十五年度」を「昭和四十六年

度」に改める。

第七条の三中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第七条の四の見出しを「(石油化学製品製造用原油の免税及び石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付)」に改め、同条第一項を同条第四項とし、同条第一項中「関税率法別表」を「石油ガス、関税率法別表第二七・〇七号の二の(1)若しくは(2)のCに該当する改質炭化水素油又は同表」に改め、「又は同表第二七・一一号に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素」を削り、「昭和四十

六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

原油で、昭和四十七年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から一年以内において税関長の指定する期間内に、税関長の承認を受けた製造工場でアセチレンその他政令で定める石油化学製品の製造の原料として使用され、かつ、当該石油化学製品の製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第七条の五第一項中「昭和四十五年度」を「昭和四十六年度」に改める。

第七条の六第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、第三号を削り、同項第二号中「第一七・〇三号の(1)」を「第一七・〇三号の(2)」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「イタコソニア酸の製造」の下に「、ボリオキシアルキレンサッカロースの製造」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の二号を加え、同項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

一 でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグレーの製造に使用するための関税率法別表第一一・〇八号に掲げるでん粉

第七条の七中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、同条の表第八四・一五号の一の項の前に次のとおりに加える。

第八四・〇六号の一 内燃機関用の吸気弁及び排気弁

第七条の七の表第八四・五五号の項中「コアメモリプレーン」の下に「及びコアメモリスタック」を加え、同表第八五・一五号の二の項の次に次のとおりに加える。

第八五・一八号 可変式空氣蓄電器

第七条の七の表第八五・一二号の三の項中「自動車用」の下に「又は電子式蓄電器用」を加え、同表第九一・〇九号の二の項中「(厚さが一ミリメートル以下の金属板(金属帯を含む)製のものに限る)」を削り、同条に次の二項を加える。

2 第八条の二の規定の適用を受ける物品については、前項の規定は、適用しない。

第七条の八第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に、「三百円」を「五百円」に改める。

第八条の見出しを「(暫定税率)」に改め、同条第一項を次のとおりに改める。
別表第一に掲げる物品で昭和四十七年三月三十一日まで(同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内)に輸入されるものに課する関税率の率は、それぞれ同表の税率の欄に定めるところによる。

第八条第二項中「別表」を「別表第一」に改め、同条に次の二項を加える。

3 条約の規定に基づき我が国が関税に関する最惠國待遇の便益を与える国(その一部である地域を含む。以下同じ)の生産物のうち、関税及び貿易に關する一般協定のジュネーヴ議定書(一千九百六十七年)附属書締約国及び歐州經濟共同体の讓許表第三十八表日本国との讓許表に掲げる物品で昭和四十六年十二月三十一日までに輸入されるものに課する関税率の率は、第一項の規定にかかる

らず、同表の譲許税率の欄に掲げる税率とする。ただし、その税率よりも関税定率法別表の税率(別表第一の税率)の適用があるときは、当該税率が低いときは、この限りでない。

4 前項の規定による関税率の軽減は、関税定率法第五条(便益関税)の規定の適用については、関税についての条約の特別の規定による便益とみなす。

第八条の二第一項中「前条」を「第八条及び第八条の二」に、「別表の税率の適用」を「別表第一の税率若しくは同法第八条第三項の税率又は同法第八条の二第一項の税率の適用」に、「当該税率」を「その適用される税率」に改め、同条第二項中「別表」を「別表第一」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国民経済の健全な発展のために必要な原料若しくは材料で国際価格の変動が著しいもの又は特恵受益国からの輸入が著しく増加の傾向を示している貨物については、前項の規定により適用する関税定率法第九条の二第一項の規定によるほか、同項中「輸入が増加し」とあるのは「関税暫定措置法第八条の三に規定する特恵受益国からの輸入が増加し、又は増加する見込みがあり」と、「重大な損害」とあるのは「相当な損害」と、「国民経済上」とあるのは「当該産業を保護するため」と、「次の措置をとる」とあるのは「貨物及び必要があるときは国又は地域を指定し、同法第八条の二の規定の適用を停止し、又は当該貨物が同条第一項第三号の貨物であるときは、同項第一号の規定によるほか、同項第一項の規定によるほか、同項の規定を適用する。」と読み替えて同項の規定を適用する。

第八条の二を第八条の五とし、第八条の次に次の二項を加える。

(特恵関税)

第八条の二 経済が開発の途上にある国際連合貿易開発会議の加盟国で、関税について特別の便益を受けることを希望する國のうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国(以下「特恵受益国」という。)を原産地とする次の各号に掲げる貨物で、昭和五十六年三月三十日までに輸入されるものに課する関税率の率は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

1 関税定率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品のうち別表第一に掲げるものの同表に定める税率

2 関税定率法別表第二十五類から第九十九類までに該当する物品のうち別表第三に掲げるものの同法別表第一の税率の適用があるときは、同表(次号において同じ。)の税率と柔約に規定する税率(前条第三項の税率の定めがあるときは、当該税率)とのいずれか低いものの二分の一無税

2 経済が開発の途上にあり、かつ、固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域のうち、前項

の規定による関税についての便益を受けることを希望する地域を原産地とする物品で輸入されるものには、政令で定めるところにより、地域及び物品を指定し、同項の規定による便益の限度をこえない範囲で、関税についての特別の便益を与えることができる。

3 前二項の規定の適用を受ける物品の原産地の確認その他これらの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(農水産物等に対する特恵関税制度の適用の停止)

第八条の三 特恵受益国(当該物品につき前条第二項の規定の適用を受ける地域を含む。)を原産地とする前条第一項第一号に掲げる物品の輸入が同号の税率の適用により増加し、その輸入が、これと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に關する本邦の産業に損害を与える、又は与えるおそれがあり、当該産業を保護するため緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び必要があるときは国又は地域を指定し、同条の規定の適用を停止することができる。

(鉱工業産品等に対する特恵関税制度の適用の停止等)

第八条の四 特恵受益国を原産地とする第八条の二第一項第二号又は第三号に掲げる貨物で同条の規定の適用を受けることができるもの(以下この条において「特恵対象物品」という。)の当該年度における輸入額又は輸入数量(以下この条において「輸入額等」という。)が、昭和四十三年における特恵対象物品の輸入額等に、当該年度の初日の属する年の前年における同項第二号又は第三号に掲げる貨物の輸入額等からその年における特恵対象物品の輸入額等を控除したものの十分の一に相当する額又は数量(次号において「補足額等」という。)を加算した額又は数量として大蔵大臣が告示する額又は数量(以下この条において「限度額等」という。)をこえることとなつたときは、次の各号に掲げる貨物の区分に応じ、当該各号に掲げる日の翌日から当該年度の末日までに輸入申告(当該物品につき第八条の二の規定の適用を受けることができるものとされていた期間中に関税法第五十二条第一項(同法第六十二条において準用する場合を含む。)の承認の申請(以下この項において「倉入れ申請等」という。)がされた物品に係るものとし、同法第七十六条第三項の規定による通知を含む。)又は倉入れ申請等がされる特恵対象物品については、第八条の二の規定は、適用しない。一の特恵受益国を原産地とする一の特恵対象物品の当該年度における輸入額等が、当該物品に係る限度額等の二分の一をこえることとなつたときも、当該特恵受益国を原産地とする当該物品について、また同様とする。

1 第八条の二第一項第三号に掲げる貨物のうちその輸入が本邦の産業に与える影響を勘案して政令で定める物品及び同項第二号に掲げる物品(本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところより別送して輸入する物品で商業量に達しないものその他政令で定めるものを除く。)輸入額等が限度額等をこえることとなつた日の翌日

特惠対象物品のうち前号に掲げる物品以外のもの
輸入額等が限度額等をこえることとなつ

た日の属する月の翌月末日

前項の規定の適用にあたつては、特惠対象物品は、その輸入が本邦の産業に与える影響を勘案

して政令で定める区分ごとに分類するものとし、同項の輸入額等は、関税法第二条第一項第一号の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として政令で定めるところにより算出するものとし、当該年度の補足額等が前年度における補足額等（特惠対象物品の範囲について相当の変更があつたときは、これに応じ、政令で定めるところにより調整を加えた額又は数量）を下るときは、これを当該年度の補足額等とするものとする。

第八条の二の規定を適用することにより、その輸入が当該年度の初期に集中し、本邦の産業に損害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める物品については、第一項前段中「当該年度」と

あるのは、「当該年度の上半期(四月一日から九月三十日までの期間をいう。)又は下半期(十月一日から翌年の三月三十一日までの期間をいう。)」とのそれぞれの期間として、同項前段の規定を適用する。この場合においては、当該物品については、政令で別段の定めをする場合を除き、当該年度の限度額等の二分の一に相当する額又は数量を、それぞれ当該年度の上半期及び下半期の限度額等とする。

特惠対象物品のうち、特定織維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）の規定

に基づく構造改善に関する事業を行なつてゐる産業その他政令で定める産業の生産に係る物品と同種の物品で、その輸入について第八条の二の規定を適用することによりこれらの産業の構造改善に関する事業等に支障を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものについては、当該物品に係る限度額等の範囲内において、政令で定めるところにより、当該物品の需給の状況その他国民经济上の必要な考慮に基づき政府が行なう割当てを受けた者が、その受けた額又は数量の範

国内へ輸入する場合に限り、同条の規定を適用する。

る。 同条に規定する期間とみなす。

第十一條第一項中「第七条の三」の下に「第七条の四第一項」を、「第七条の四」の下に「第三項」を加える。

第十二条第一項中「第七条の四第一項」を「第七条の四第三項」に改める。
別表を次のように改める。

別表第一 暫定關稅率表

品名	税率
馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）のうち 馬（サラブレッド種、準サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アンゴロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下「軽種馬」という。）以外のものにあつてはその旨、軽種馬にあつては競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものを除く。） で、政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの	○一・〇一
牛（生きているものに限る。）のうち 水牛以外のもの（改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものを除く。） で、政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの	○一・〇二
(1) 一頭当たりの重量が三〇〇キログラム以下のもの (2) その他のもの	○一・〇三
豚（生きているものに限る。）のうち 改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの以外のもので、政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの (1) 一頭当たりの重量が五〇キログラム以下のもの (2) その他のもの 一頭当たりの課税価格が政令で定める規格の豚肉について畜産物の價格安定等に関する法律（昭和三六年法律第一八三号）第三条第一項の規定により定められている一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格の合計額の二分の一に相当する額として大蔵大臣が定める額（以下「基準輸入価格」という。）のうちはく皮した枝	○一・〇四
一頭につき四五、〇〇〇円 一頭につき七五、〇〇円	○一・〇四
一頭につき四五、〇〇〇円	○一・〇四
一頭につき七五、〇〇%	○一・〇四

○一・〇一	内に係るものに五四を乗じ、これを一・一で除して得た額以下のもの	
○一・〇二	(ii) その他のもの 肉及び食用のくず肉(第〇一・〇一号、第〇一・〇二号、第〇一・〇三号又は第〇一・〇四号に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	
○一・〇三	二 豚の肉及びくず肉のうち 政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもののうち	
○一・〇四	(1) 枝肉のうち はく皮したもの(課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を一・一で除して得た額以下のものに限る。)	一〇%
○一・〇五	(ii) はく皮していないもの(課税価格が一キログラムにつき、はく皮しない枝肉に係る基準輸入価格を一・一で除して得た額以下のものに限る。)	一〇%
○一・〇六	一 キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額	一五%
○一・〇七	七面鳥(羽毛、内臓、頭又は脚がついているかどうかを問わないものとし、断片にしたものを除く。)	
○一・〇八	二 その他のもの 他の肉及び食用のくず肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	
○一・〇九	七面鳥(羽毛、内臓、頭又は脚がついているかどうかを問わないものとし、断片にしたものを除く。)	
○一・〇一〇	二 その他のもの 昭和四八年三月三一日までに輸入されるもののうちに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。)	
○一・〇一一	一 キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額	一〇%
○一・〇一二	二 その他のもの 魚(生きていらないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	
○一・〇一三	一 魚卵のうち ニシン(クルペア属の魚)及びたら(ガドウス属、テラグラ属及びメルルシウス属の魚)のもの以外のもの	
○一・〇一四	甲殻類及び軟体動物(殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていらないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。)並びに單に水煮した殻付きの甲殻類	
○一・〇一五	一 えび 二 その他のもの 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの	
○一・〇一六	二 その他のもの 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの	
○一・〇一七	一 えび 二 その他のもの 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの	
三 その他もの	昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの	

○四・〇一	はまぐり (塩蔵又は塩水づけのものに限る。) ミルク及びクリーム (貯蔵に適する処理をし、濃縮し、乾燥又は甘味を付けたものに限る。)
二 粉乳 (塊状にし又は成型したものを含む。)	(1) 脱脂したもの (2) 砂糖を加えたもの
三 その他のもの	(1) その他のもの (2) その他のもの
四 その他のもの	その他ものうち 砂糖を加えてないもの
○四・〇二	バター
一 チーズ及びカーブ	チーズ及びカーブ
二 その他のもののうち	当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量の範囲内において、国内生産見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (プロセスチーズの原料として使用されるものに限る。)
三 その他のもの	アンバークリス、海獣香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁 (乾燥したものであるかどうかを問わない。) 並びに医療用品の調製に用いる動物性生産品で生鮮のもの又は冷蔵、冷凍その他の方法により一時的に保存したもの
四 動物性生産品 (他の号に該当するものを除く。) 及び第一類又は第三類の動物の生きていらないもので食用に適しないもの	動物性生産品 (他の号に該当するものを除く。) 及び第一類又は第三類の動物の生きていらないもので食用に適しないもの
五 六 乾燥した血	六 乾燥した血
七 その他のもの	七 その他のもの
八 野菜 (生鮮又は冷蔵のものに限る。) のうち ぱれいしょ、トマト及びたまねぎ以外のもの	野菜 (塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯藏したものに限るものとし、そのまま食用に供するため特に調製したもの除く。) のうち 野菜 (塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯藏したものに限るものとし、そのまま食用に供するため特に調製したもの除く。) のうち なす (一個当たりの重量が「〇グラム」以下のものに限る。) わらび及びらっきょう
九 乾燥した豆 (さやのないもので、皮を除いてあるか、又	乾燥した豆 (さやのないもので、皮を除いてあるか、又

一〇%							
五%							
無税							
一・五%							
○八・〇一	○八・〇二	○八・〇三	○八・〇四	○八・〇五	○八・〇六	○八・〇七	○八・〇八

一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
五%	五%	五%	五%	五%	五%	五%	五%
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
一・五%	一・五%	一・五%	一・五%	一・五%	一・五%	一・五%	一・五%
○八・〇五	○八・〇六	○八・〇七	○八・〇八	○八・〇九	○八・〇一〇	○八・〇一一	○八・〇一二
一	二	三	四	五	六	七	八

は割つてあるかどうかを問わない。)

一 あずき

二 そら豆及びえんどう

四 その他のもの

ゴー、グアバ及びマンゴスチン (生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。)

一 バナナ

二 生鮮のもの

三 なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実、ブラジルナッツ、カシュー・ナット、ペイナップル、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン (生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。)

一 バナナ

二 干しバナナ

三 なつめやしの実

四 その他のものうち
カシュー・ナット以外のもの

五 乾燥のもの

六 カンキツ類の果実 (生鮮又は乾燥のものに限る。)

七 グレープフルーツ

八 政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの

九 (1) 毎年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの
(2) 每年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの

一〇 (1) 每年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの
(2) 每年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの

一一 (1) いちじく (生鮮又は乾燥のものに限る。)
(2) 生鮮のもの

一二 (1) かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの (容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)
(2) ふどう (生鮮又は乾燥のものに限る。)

一三 (1) かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの (容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)
(2) その他のもの

一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
五%	五%	五%	五%	五%	五%	五%	五%
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
一・五%	一・五%	一・五%	一・五%	一・五%	一・五%	一・五%	一・五%
○八・〇五	○八・〇六	○八・〇七	○八・〇八	○八・〇九	○八・〇一〇	○八・〇一一	○八・〇一二

を除く。)に限るものとし、乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの及び粗たくばく質の含有量が全重量の三五%以上のものを除く。)

二五・〇一

硫化鉄鉱(焼いてないものに限る。)のうち

政令で定める日(①において「指定日」という。)から昭和四七年三月三一日までに輸入されるもののうち

指定日から昭和四七年三月三一日までにおける国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

その他のものうち

(2) 課税価格が一トンにつき四、七〇〇円以下のもの

(1) 課税価格が一トンにつき四、七〇〇円以下のもの

(ii) 課税価格が一トンにつき四、七〇〇円をこえ、六、四〇〇円以下のもの

(i) 課税価格が一トンにつき四、七〇〇円をこえ、六、四〇〇円以下のもの

二五・〇四

天然黒鉛

一 全重量の七五%以上のが政令で定める規格による一〇五ミクロンのよるいを通過するもののうち

政令で定める日(①において「指定日」という。)

から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもののうち

(1) 当該年度(指定日の属する年度にあつては、指定日から当該年度の末日まで)における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際

市況その他の条件を勘案して政令で定められた数量を控除した数量を基準とし、国際

市況その他の条件を勘案して政令で定められた数量を控除した数量を基準とし、国際

(2) 課税価格が一キログラムにつき七円以下のもの

(ii) 課税価格が一キログラムにつき七円以下のもの

二五・一一

天然の硫酸バリウム(重晶石)及び炭酸バリウム(毒重石)

一〇%		
A	粉末のもの	
B	その他のもの	
六%以上のもの	六%以上のもの	
マグネシアクリンカー	マグネシアクリンカー	
一マグネシアクリンカー	一マグネシアクリンカー	
七〇〇円から課税価格を控除した額の半額	七〇〇円から課税価格を控除した額の半額	
一トント六、四〇〇円と六、四〇〇円との差額	一トント六、四〇〇円と六、四〇〇円との差額	
無税	無税	

二五・一九

天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化マグネシウムを除く。)

一マグネシアクリンカー

金属性鉱(精鉱を含む。)及び焼いた硫化鉄鉱

四 マンガン鉱

七・五%

二六・〇一

天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化マグネシウムを除く。)

一マグネシアクリンカー

金属性鉱(精鉱を含む。)及び焼いた硫化鉄鉱

四 マンガン鉱

七・五%

一〇%

二六・〇二

天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化マグネシウムを除く。)

一マグネシアクリンカー

金属性鉱(精鉱を含む。)及び焼いた硫化鉄鉱

四 マンガン鉱

七・五%

一〇%

二七・〇九

天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化マグネシウムを除く。)

一マグネシアクリンカー

金属性鉱(精鉱を含む。)及び焼いた硫化鉄鉱

四 マンガン鉱

七・五%

一〇%

一〇・九%		
A	粉末のもの	
B	その他のもの	
六%以上のもの	六%以上のもの	
マグネシアクリンカー	マグネシアクリンカー	
一マグネシアクリンカー	一マグネシアクリンカー	
七〇〇円から課税価格を控除した額の半額	七〇〇円から課税価格を控除した額の半額	
一トント六、四〇〇円と六、四〇〇円との差額	一トント六、四〇〇円と六、四〇〇円との差額	
無税	無税	

一キロリットルにつき六四〇円		
B	その他のもの	
六%以上のもの	六%以上のもの	
マグネシアクリンカー	マグネシアクリンカー	
一マグネシアクリンカー	一マグネシアクリンカー	
七〇〇円から課税価格を控除した額の半額	七〇〇円から課税価格を控除した額の半額	
一トント六、四〇〇円と六、四〇〇円との差額	一トント六、四〇〇円と六、四〇〇円との差額	
無税	無税	

二八・〇五	チレンブラック及びランブラックを含む。) アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属、イットリウム、ス坎ジウム及び水銀	無税
二八・一	三酸化ひ素、五酸化ひ素及びひ酸	三 水銀
二八・一二	酸化ほう素及びほう酸	二 ほう酸
二八・二八	二 ほう酸	一 三酸化ひ素
二八・二五	酸化チタン	二 ヒドロキシルアルミニウム及びこれらの無機塩並びに他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物
二八・二八	五 その他のもののうち	(1) 三酸化アンチモン(課税価格が一キログラムにつき一九九円以上のものに限る)、酸化水銀、酸化第一銅及び酸化ニッケル (2) 酸化ジルコニウム(含有するハフニウムのジルコニウムに対する重量割合が〇・〇一五%以下 (3) その他のもののうち三酸化アンチモン(課税価格が一キログラムにつき一九九円に満たないものに限る)以外のもの ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロほう酸塩その他 のふつ素錯塩
二八・二九	一〇%	一〇%
二八・三〇	七・五%	七・五%
二八・三一	七・五%	七・五%
二八・三二	七・五%	七・五%
二八・三五	七・五%	七・五%
二八・三八	五 %	五 %

二八・四〇	二八・四一	二八・四二	二八・四三	二八・四四	二八・四五
一〇%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%
無税	無税	無税	無税	無税	無税
一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%

二八・四六	一 硫酸カルシウム (1) 硫酸カルシウム (2) その他のもの	二 共硝酸塩及び硝酸塩 二 硝酸ナトリウム 二 その他のもの
二八・四七	三 ソーダ灰 (1) ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素分が乾燥状態において全重量の〇・二%以上のもの (2) (1)の政令で定める日から昭和四七年三月三一日までに輸入されるもの	三 亜りん酸塩、次亜りん酸塩及びりん酸塩 二 その他のもののうち 二 りん酸アンモニウム(硫酸基として計算したいおう酸物の含有量が乾燥状態において全重量の〇・三%以上のものに限る)
二八・四八	三 一 ソーダ灰 (1) ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素分が乾燥状態において全重量の〇・二%以上のもの (2) (1)の政令で定める日から昭和四七年三月三一日までに輸入されるもの	二 その他のもののうち 二 りん酸アンモニウム(硫酸基として計算したいおう酸物の含有量が乾燥状態において全重量の〇・三%以上のものに限る)
二八・四九	三 一 ソーダ灰 (1) ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素分が乾燥状態において全重量の〇・二%以上のもの (2) (1)の政令で定める日から昭和四七年三月三一日までに輸入されるもの	二 その他のもののうち 二 りん酸アンモニウム(硫酸基として計算したいおう酸物の含有量が乾燥状態において全重量の〇・三%以上のものに限る)
二八・五〇	一 五 %	一 五 %

二八・五六	一 一 クロム酸塩、過マンガン酸塩、ナトリウムその他の金属酸塩 一 二 その他のもの	一 一 クロム酸塩、過マンガン酸塩、ナトリウムその他の金属酸塩 一 二 その他のもの
二九・〇一	一 二 その他のもののうち 一 二 その他のもののうち 一 二 その他のもののうち	一 二 その他のもののうち 一 二 その他のもののうち 一 二 その他のもののうち
二九・〇六	一 一 硝酸ラントン 一 二 炭化けい素、炭化ほう素、金属炭化物その他の炭化物 一 二 その他のもの	一 一 硝酸ラントン 一 二 炭化けい素、炭化ほう素、金属炭化物その他の炭化物 一 二 その他のもの
二九・〇七	一 五 %	一 五 %
二九・〇八	五 %	五 %

二九・一〇	ムスク 三 その他のもの アセタール、ヘミアセタール並びに单一又は混成の酸素官能のアセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	無税
二九・一	二 その他のもの アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノールその他の单一又は混成の酸素官能のアルデヒド	一〇%
二九・二	二 その他のもの シトラール、フェニルアセトアルデヒド、シンナムアルデヒド、シクラメンアルデヒド、ヒドロキシシトロネラール、ヘリオトリロビン、バニリン及びエチルバニリン	一一・五%
二九・三	二 その他のもの ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェノール、ケトンアルデヒド、キノンアルコール、キノン酸素官能のケトン及びキノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	一一・五%
二九・四	二 その他のもの 一 塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホ化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 二 ステアリン酸及びオレイン酸	一〇%
二九・五	七 その他のもの 多塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホ化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	七・五%
二九・六	三 多価フェノール 四 その他のもの エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールベルオキシド及びエーテルペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホ化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 二 アニソール、アнетール、ジフェニルエーテル、オイゲノール、イソオイゲノール及びアンブレット	一〇%
二九・七	二 その他もの フエノール及びフェノールアルコール 三 多価フェノール 四 その他のもの エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールベルオキシド及びエーテルペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホ化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 二 アニソール、アнетール、ジフェニルエーテル、オイゲノール、イソオイゲノール及びアンブレット	一〇%
二九・八	二 その他もの 環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 芳香族アルコール及びその誘導体 (1) ベルジルアルコール及びフェニルエチルアルコール (2) ベルジルアルコール及びボルネオール 二 その他もの (1) テルピネオール、メントール及びボルネオール (2) テルピネオール及びボルネオール 年三月三一日までに輸入されるもの	一一・五%
二九・九	二 その他もの 五 エチリデン二ノルボルネン 四 その他もののうち イソブレン	一一・五%
二九・一〇	二 その他ものうち 五 エチリデン二ノルボルネン 四 その他ものうち イソブレン	一一・五%

二九・一六	アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸 その他の单一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸 無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこ れらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化 誘導体及びニトロソ化誘導体	七・五%
二九・二一	(1) 乳酸 (2) その他のもの	一一・五%
二九・二二	一 フェノール酸及びその誘導体 (1) アセチルサリチル酸	一〇%
二九・二三	アミン官能化合物	一〇%
二九・二四	五 その他のもの 第六アンモニウム塩、水酸化第四アンモニウム及びレシ チンその他のホスホアミノリピン	一〇%
二九・二五	二 レシチン アミド官能化合物	一〇%
二九・二六	四 その他のもの イミド官能化合物及びイミン官能化合物	一〇%
二九・二七	五 その他のもの 有機いおう化合物	一〇%
二九・二八	六 その他のもの トリエチルアルミニウム	一〇%
二九・二九	一 フルフラール 二 ピリジン及びピコリン	一〇%
二九・三〇	八 ノナラクトン、ウンデカラクトン、エクザルトリ ド、アンブレットリド及びクマリン	一〇%
二九・三一	一 その他のも (1) 一・四ジアザビシクロ[2・2・2]オクタン (2) N-メチル-2-ピロリドン (3) その他のもの	一〇%
二九・三二	複素環式化合物及びヌクレイン酸	一〇%
二九・三三	一 フルフラール 二 ピリジン及びピコリン	一〇%
二九・三四	八 ノナラクトン、ウンデカラクトン、エクザルトリ ド、アンブレットリド及びクマリン	一〇%
二九・三五	一 その他のも トリエチルアルミニウム	一〇%
二九・三六	二 フルフラール 二 ピリジン及びピコリン	一〇%
二九・三七	八 ノナラクトン、ウンデカラクトン、エクザルトリ ド、アンブレットリド及びクマリン	一〇%
二九・三八	一 その他のも (1) 一・四ジアザビシクロ[2・2・2]オクタン (2) N-メチル-2-ピロリドン (3) その他のもの	一〇%
二九・三九	スルホンアミド	一〇%
二九・四〇	ホルモン(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成 のものに限る。)及びその誘導体で主としてホルモンとし て使用するもの	一〇%
二九・四一	三 副腎皮質ホルモン及びその誘導体 (1) その他のもの	一〇%
二九・四二	四 性ホルモン及びその誘導体 (1) その他のもの	一〇%
二九・四三	五 酶素 (1) カフェイン B その他のもの	一〇%
二九・四四	六 その他のもの 植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同じ構造を有 する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステ ルその他の誘導体	一〇%
二九・四五	七 その他のもの 三 その他のもの (1) カフェイン B その他のもの	一〇%
二九・四五	八 医薬品(動物用のものを含む。) (1) 小売用の形状又は包装にしたもの B その他のもの	一〇%
二九・四六	九 (1) 國稅定率法別表第二二・〇七号又は第一三・ 〇三号に掲げる物品のもの (2) その他のも 脱脂綿、ガーゼ、包帯、被覆材、ぱんそうちょう、パッブ 剤その他これらに類する製品(医療を目的として医薬を 塗布し若しくはしみ込ませ、又は小売用に包装したもの に限るものとし、この類の注3に掲げる物品を除く。) (1) 脱脂綿、ガーゼ及び包帯 (2) その他のもの	一一・五%
二九・四七	十 その他 有機合成染料(顔料色素を含む。)、有機合成ルミノホア、 その他の医療用品	一一・五%
二九・四八	十一 その他 有機合成染料(顔料色素を含む。)、有機合成ルミノホア、 その他の医療用品	一一・五%
二九・四九	十二 その他 有機合成染料(顔料色素を含む。)、有機合成ルミノホア、 その他の医療用品	一一・五%
二九・五〇	十三 その他 有機合成染料(顔料色素を含む。)、有機合成ルミノホア、 その他の医療用品	一一・五%
二九・五一	十四 その他 有機合成染料(顔料色素を含む。)、有機合成ルミノホア、 その他の医療用品	一一・五%

て使用するもの並びにこれらの相互の混合物(溶液に溶
かしてあるかどうかを問わない。)

三 ビタミンB群及びその誘導体

(1) ビタミンB₁及びその誘導体

四 ビタミンC及びその誘導体

(1) その他のもの

ホルモン(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成
のものに限る。)及びその誘導体で主としてホルモンとし
て使用するもの

三 副腎皮質ホルモン及びその誘導体
(1) その他のもの

四 性ホルモン及びその誘導体
(1) その他のもの

五 酶素
(1) カフェイン
B その他のもの

六 その他のもの
植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同じ構造を有
する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステ
ルその他の誘導体

七 その他のもの
三 その他のもの
(1) カフェイン
B その他のもの

八 医薬品(動物用のものを含む。)
(1) 小売用の形状又は包装にしたもの
B その他のもの

九 (1) 國稅定率法別表第二二・〇七号又は第一三・
〇三号に掲げる物品のもの
(2) その他のも
脱脂綿、ガーゼ、包帯、被覆材、ぱんそうちょう、パッブ
剤その他これらに類する製品(医療を目的として医薬を
塗布し若しくはしみ込ませ、又は小売用に包装したもの
に限るものとし、この類の注3に掲げる物品を除く。)
(1) 脱脂綿、ガーゼ及び包帯
(2) その他のもの

十 その他
有機合成染料(顔料色素を含む。)、有機合成ルミノホア、
その他の医療用品

十一 その他
有機合成染料(顔料色素を含む。)、有機合成ルミノホア、
その他の医療用品

十二 その他
有機合成染料(顔料色素を含む。)、有機合成ルミノホア、
その他の医療用品

のを除く。)

二 その他のもの

(+) カラーブレート及びカラーフィルム

- (1) 昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの
 (2) 昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの

三七・〇一 感光性のロール状フィルム(露光してないものに限るものとし、パフォレーションを有するかどうかを問わない。)

一 映画用フィルム

(+) カラーフィルム

A フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもの

で、反転現像方式のもの

- (1) 昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの
 (2) 昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの

B その他のもの

- (1) 昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの
 (2) 昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの

二 その他のもの

(+) カラーフィルム

- (1) 昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの
 (2) 昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの

三七・〇二 感光性の紙、板紙及び布(露光してあるかどうかを問わないものとし、現像してないものに限る。)

一 カラー印画紙

- (1) 昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの
 (2) 昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの

三七・〇三 感光性の紙、板紙及び布(露光してあるかどうかを問わないものとし、現像してないものに限る。)

一 その他のもののうち

感光性のブレート及びフィルム(露光したるもので、現像してないものに限る。)

三七・〇四

七・五%	一一一%	一一〇%
一一一%	一一〇%	一一〇%
一一〇%	一一〇%	一一〇%
一一〇%	一一〇%	一一〇%
一一〇%	一一〇%	一一〇%

一 映画用フィルム

(+) その他のもの

C フィルムの幅が一〇ミリメートルをこえ、三〇ミリメートル以下のもの(Bに掲げるものを除く。)

○ ミリメートル以下のもの(Bに掲げるものを除く。)

三七・〇六 映画用サウンドトラックフィルム(露光し、かつ、現像したものに限る。)

D フィルムの幅が三〇ミリメートルをこえるもののうち

一メートルにつき一

フィルムの幅が三五ミリメートルのもの

一メートルにつき一

映画用サウンドトラックフィルム(露光し、かつ、現像したものに限る。)

一メートルにつき一

二 その他のもののうち

二メートルにつき一

フィルムの幅が一〇ミリメートルをこえ、三〇

ミリメートル以下のもの

一メートルにつき一

二 その他のもの

二メートルにつき一

フィルムの幅が三〇ミリメートルをこえ、四〇

ミリメートル以下のもの

一メートルにつき一

三七・〇七 活性けいそう土、活性粘土、活性ポーキサイトその他の活性化した天然の鉱物性生産品及び脱色用、減煙用又は吸着用の活性炭

一 活性炭

ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油、その他のテルベン系溶剤(蒸留その他の方ににより針葉樹から得たものに限る)、ジペンテン(粗のものに限る)、亜硫酸テレビン並びにペイン油(テルピネオールの含有量が少ないペイン油を除く。)

三八・〇一 活性けいそう土、活性粘土、活性ポーキサイトその他の活性化した天然の鉱物性生産品及び脱色用、減煙用又は吸着用の活性炭

一 活性炭

ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン

油、その他のテルベン系溶剤(蒸留その他の方ににより

針葉樹から得たものに限る)、ジペンテン(粗のものに

限る)、亜硫酸テレビン並びにペイン油(テルピネオールの含有量が少ないペイン油を除く。)

三八・〇二 活性けいそう土、活性粘土、活性ポーキサイトその他の活性化した天然の鉱物性生産品及び脱色用、減煙用又は吸着用の活性炭

一 活性炭

一メートルにつき一

七・五%	一一一%	一一〇%
一一一%	一一〇%	一一〇%
一一〇%	一一〇%	一一〇%
一一〇%	一一〇%	一一〇%
一一〇%	一一〇%	一一〇%

三八・〇八	二 パイン油	ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体(第三九・〇五号のエヌテルガムを除く。)並びにロジンスピリット及びロジン油
三八・一二	一 ロジン	消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、殺風剤その他これらに類する物品(小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びにいおうを含ませた帶、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。)
三八・一二	一 小売用の形状又は包装にしたもの	一つや出し剤、仕上剤及び媒染剤(調製したもので、織維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において用いるものに限る。)
三八・一二	二 その他のもの	でん粉質の物品を主体とするもので、政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの
三八・一四	一〇%	無税

三九・〇一	一・五%	又は重合したもの及び線状分子構造のものを含む。)
三九・〇一	五	第五九類の注1に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したものの
三九・〇一	五	ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロル酢酸ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリインデン樹脂その他の中合物及び共重合物
三九・〇一	五	二 塗、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの
三九・〇一	五	(iv) その他のもの

三九・〇一	一〇%	イオン交換樹脂のもの以外のもの
三九・〇一	五	キログラムにつき三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率
三九・〇一	五	五 第五九類の注1に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したものの
三九・〇一	五	(i) 塗化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの
三九・〇一	五	(ii) その他のもの

三九・〇一	七・五%	ズドファイバー
三九・〇一	一〇%	六 その他のもの
三九・〇一	一〇%	(iv) その他のもの
三九・〇一	一〇%	B その他のもの
三九・〇一	一〇%	ニトロセルロース、アセチルセルロースその他のセルロースエヌテル、セルロースエーテルその他のセルロースの化学的誘導体(コロジオン及びセルロイドその他可塑化したものを含む。)、再生セルロース及びバルカナイズドファイバー

三九・〇一	一〇%	二 その他のもの
三九・〇一	一〇%	(iv) その他のもの
三九・〇一	一〇%	その他の高重合体、人造樹脂及び人造プラスチック(アルギン酸並びにその塩及びエヌテルを含む。)並びにリノキシン
三九・〇一	一〇%	(1) カシューナウトシェル液の高重合体
三九・〇一	一〇%	(2) その他のもの

三九・〇一	一〇%	第三九・〇一号から第三九・〇六号までに掲げる物品の
三九・〇一	一〇%	二 その他のもの
三九・〇一	一〇%	その他の材料を加え、塊、板、棒その他これらに類する形状にしたものに限る。)
三九・〇一	一〇%	フュノール樹脂、アミノ樹脂、アルキド樹脂、ポルアリルエヌテルその他の不飽和ポリエヌテル、シリコーンその他の縮合物、重縮合物及び重付加物(これらを変性し

三九・〇一	一〇%	六五
三九・〇一	一〇%	五 第五九類の注1に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したものの
三九・〇一	一〇%	ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロル酢酸ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリインデン樹脂、クマロンイデン樹脂その他の中合物及び共重合物
三九・〇一	一〇%	二 塗、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの
三九・〇一	一〇%	(iv) その他のもの

三九・〇一	一〇%	ズドファイバー
三九・〇一	一〇%	六 その他のもの
三九・〇一	一〇%	(iv) その他のもの
三九・〇一	一〇%	B その他のもの
三九・〇一	一〇%	ニトロセルロース、アセチルセルロースその他のセルロースエヌテル、セルロースエーテルその他のセルロースの化学的誘導体(コロジオン及びセルロイドその他可塑化したものを含む。)、再生セルロース及びバルカナイズドファイバー

三九・〇一	一〇%	二 その他のもの
三九・〇一	一〇%	(1) カシューナウトシェル液の高重合体
三九・〇一	一〇%	(2) その他のもの
三九・〇一	一〇%	第三九・〇一号から第三九・〇六号までに掲げる物品の
三九・〇一	一〇%	二 その他のもの

四四・二二	その他これらに類する積層木材（ベニヤドシートを含む。）及び象眼し又は寄せ木した木材のうち 合板（両表面の板が針葉樹材のものに限るものとし、ワニス塗装、プリント、みぞ付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたものと除く。）	一五%
四四・二三	セルラーウッドパネル（単金属を表面に張つてあるかどうかを問わない。）	一〇%
四四・二四	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器（組み立てないものを含む。）	一〇%
四四・二七	建築用木工品及び木建具（プレハブ住宅、部分建築物及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む。）	一〇%
四四・二八	木製の家事用具 しょく台その他の照明具、第九四類に該当しない家具並びに手箱、たばこ入れ、盆、果物鉢、置物その他の装飾的細工品、刃物箱 その他これらに類する容器、通常ポケット若しくはハンドバックに入れて携帯し、又は身辺に付けて用いる身辺用品及び身辺用装飾品並びにこれらの部分品（木製のものに限る。）	一〇%
四五・二八	二 その他のもの (1) かりん、つけ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまじくたんを除く。）のもの (2) その他のもの その他の木製品	一〇%
四五・二九	一 かりん、つけ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまじくたんを除く。）のもの 二 その他のもの 凝集ゴルク（凝集剤を用いてあるかどうかを問わない。）	一〇%
四六・〇一	組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品（シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む。）並びにびん用のわらづと 二 その他のもの (1) その他のもののうち いぐさ製又は七島い製のもの以外のもの かご細工物、枝条細工物その他の組物材料の製品（直接	一〇%
四六・〇三		一〇%

七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%
一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%

四八・一五	四八・一九	四八・二一	四八・二二	四八・二八	四
一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%

○二号に該当する物品の製品並びにへちま製品
一 人造プラスチック製のもの

手書きの紙及び板紙（ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの（單にけい線、線又は方眼線を引いたもの及び第四九類に該当する印刷物を除く。）に限る。）

一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%

紙及び板紙（ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの（單にけい線、線又は方眼線を引いたもの及び第四九類に該当する印刷物を除く。）に限る。）

一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%

建築用ボード（木材パルプその他の植物性纖維から製造したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他これらに類する結合剤を用いてあるかどうかを問わない。）

一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%

その他の紙及び板紙（特定の形状に切つたものに限る。）

九 その他のもの

一 印刷用紙、筆記用紙及び图画用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のものに限る。）

一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%

帳簿、練習帳、雜記帳、メモ帳、注文帳、領收帳、日記帳、プロッチングパッド、書類はさみ、ファイルカバー
その他の紙製又は板紙製の文房具及び事務用品並びに紙製又は板紙製のアルバム及びブックカバー

一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%

二 その他のもの

一 製紙用パルプ、紙、板紙又はセルロースウォッディング
のその他の製品

一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%

二 その他のもののうち
カレンダー（カレンダープロックを含むものとし、紙製又は板紙製のものに限る。）

一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%

絹糸、絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。
絹糸、絹紡糸及び絹紡糸（小売用の糸に限る。）

一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%

絹ノイル織物

一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%

二 その他のもの

七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%
七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%
七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%
七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%
七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%

五一・〇四	單織維、ストリップ(人造ストローその他これに類する物品を含む)及びカットガット(人造織維の材料で製造したものに限る。)	七・五%
五一・〇二	人造織維の織物(長織維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一号又は第五一・〇二号の单織維又はストリップの織物を含む。)	一一・五%
一	合成織維の材料で製造したもの	一一・五%
二	合成織維(これららのものの材料で製造したストリップを含む。)の重量が全重量の五〇%をこえるもの及び経緯糸のうちいづれか一方がこれらの織物のものうち	一一・五%
(1)	ナイロン織維、ポリアクリロニトリル織維、ポリエチレン織維、ポリプロピレン織維、ポリ塩化ビニリデン織維又はビニロン織維のみから成るもの並びにこれらの織維及びアセテート織維のみから成るもの(幅が一二七ミリメートルをこえるものに限るものとし、絞織物、もじり織物、ダイヤコード織物その他これらに類するものを除く。)	一一・五%
(2)	ナイロン織維、ポリアクリロニトリル織維、ポリエチレン織維、ポリプロピレン織維、ポリ塩化ビニリデン織維、ビニロン織維又はアセテート織維の重量が全重量の五〇%をこえるもの及び経緯糸のうちいづれか一方がこれらの織維のものを除く。)	一一・五%
二	その他のもの	一一・五%
毛織物(羊毛製又は綿獸毛製のものに限る。)	一一・五%	
一	一平方メートルの重量が二〇〇グラムをこえるもの	一一・五%
二	その他のもの	一一・五%
亞麻(精紡したものを除く。)並びに亞麻のトウ及びくず(くろを反毛したものを含む。)	一一・五%	
一	亞麻(精練したものに限る。)	一一・五%
ラミー(精紡したものを除く。)並びにラミーのノイル及	一一・五%	
五四・〇一	二 その他のもの	一一・五%
五四・〇二	一 その他のもの	一一・五%
五四・〇三	二 その他のもの	一一・五%
五四・〇四	一 その他のもの	一一・五%
五四・〇五	二 平織りのもの	一一・五%
亞麻織物及びラミー織物	合計が一一〇をこえかつ、一平方メートルの重量が一二三五グラム以下のもの	一一〇%
綿糸(小売用の糸を除く。)	五五・〇五	
二 その他のもの	五五・〇八	
(1) その他のもの	五五・〇九	
綿糸(小売用の糸を除く。)	五五・〇八	
二 その他のもの	五五・〇八	
その他の綿織物	五五・〇八	
四 その他のもの	五五・〇八	
テリータオル地その他のテリーゼリの綿織物	五五・〇八	
三 その他のもの	五五・〇八	
その他の綿織物	五五・〇八	
四 その他のもの	五五・〇八	
五五・〇八	三・五%(その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	三・五%
五六・〇五	七%(その率が五・トルにつき一円九〇銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	七%
五八・〇一	七・五%(その率が五・トルにつき一円九〇銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	七・五%
五八・〇二	七・五%(その率が五・トルにつき一円九〇銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	七・五%
二 その他のもの	七・五%	
人造織維の紡績糸(小売用の糸を除く。)	七・五%	
二 その他のもの	七・五%	
じゅうたん、じゅうたん地その他織物類の敷物(結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。)	七・五%	
じゅうたん、じゅうたん地その他織物類の敷物(結びパイルのものを除くとともに、ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。)	七・五%	
二 その他のもの	七・五%	
(1) 編製のもの	七・五%	
(2) その他のもの	七・五%	
ゴブラン織り、フランダース織り、オーピニソン織り、	七・五%	

六〇・〇六	(三) その他のもの メリヤス編物、クロセ編物及びこれらの製品(ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものに限るものとし、ゴム糸を用いた保健用のひざ当て及び長くつ下を含む。) 一 メリヤス編物及びクロセ編物	一七・五%
六一・〇一	(1) 編製のもの (2) その他のもの	一〇%
六一・〇二	男子用の外衣類 二 その他もの	一四%
六一・〇三	女子用又は乳幼児用の外衣類 二 その他もの	一〇%
六一・〇四	(一) ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの 女子用又は乳幼児用の下着	一四%
六一・〇五	(一) ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの 男子用の下着(カラー、シャツフロント及びカフスを含む。) 二 その他もの	一七・五%
六一・〇六	(一) ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの A 編製のもの シヨール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ベールその他これらに類する物品 二 その他もの	一五%
六一・〇七	(一) ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの (1) 編製又は人造繊維製のもの (2) その他もの	二一%
六一・〇八	(1) 編製又は人造繊維製のもの (2) その他のもの	一二・五%
六一・〇九	コルセット、コルセットベルト、サスペンダーベルト、ブライジャー、ブレース、サスペンダー、ガーターその他これらに類する物品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを含むものとし、ゴム糸を用いたものであるかどうかを問わない。) 一 ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの	二二%
六一・一〇	手袋及びくつ下類(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。) 一 手袋	一四%
六一・一一	ドレスシード、肩パッドその他のパッド、ベルト、マフ、スリーブプロテクター、ポケットその他の衣類附属品(製品にしたものに限る。) 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの	二一%
六一・一二	二 くつ下類 (一) ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの 二 その他のもの	一四%
六一・一二	二 くつ下類 (一) ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの 二 その他のもの	二一%
六一・一二	二 くつ下類 綿製のもの以外のもの ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッキンリネン並びにカーテンその他の室内用品 一 ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの	一〇%
六一・一二	二 その他のもの (一) 亞麻製又はラミー製のもの (2) その他もの	一五%
六一・一二	二 その他のもの (一) 亞麻製又はラミー製のもの (2) その他もの	一四%

六一・〇五	紡織用纖維のその他の製品（ドレスバターンを含む。） うち 縫製のもの以外のもの	一〇%
六四・〇一	はき物（本底が革製、コンポジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限るものとし、第六四・〇一号に該当するものを除く。）	一〇%
一 甲が革製のもの及び甲に毛皮を用いたもののうち 甲が革製のもの（本底が革製、ゴム製又はコンポジション製のものに限るものとし、スリップその他の室内用はき物を除く。）	一〇%	
二 その他のもの	二 その他のもの	一〇%
(一) 本底が革製のものうち キャンバスシニーズ	二七%	
二 その他のもの	二 その他のもの	一〇%
六四・〇四	はき物（本底がその他の材料製のものに限る。） はき物の部分品（甲、中敷き及びねじ止め式かかとを含むものとし、金属製のものを除く。）	一〇%
一 革製のもの及び毛皮を用いたもの	一 革製のもの及び毛皮を用いたもの	一〇%
政令で定める日から昭和四七年三月三一日まで に輸入されるもの	政令で定める日から昭和四七年三月三一日まで に輸入されるもの	一〇%
六五・〇一	帽子（フェルト製のもので、成型又はつばを付けてないものに限る。）及びフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	二七%
六五・〇四	帽子（組んだもの及び組物その他の物品のストリップで作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。）	一〇%
二 その他のもの	二 その他のもの	一〇%
六五・〇五	帽子（ヘアネットを含み、メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他紡織用纖維の織物類（ストリップのものを除く。）で作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。） かさ（つえ兼用がさ、アンブレラント、ビーチパラソルその他これらに類する物品を含む。） つえ（登山用つえ及びシートスチックを含む。）むちそ	一一・五%
一 貴金属、これを張り若しくはめつけした金属、貴	一 貴金属、これを張り若しくはめつけした金属、貴	一一・五%
六六・〇一	六六・〇一	一一・五%
六六・〇二	六六・〇二	一一・五%
六六・〇三	六六・〇三	一一・五%
六八・一〇	六八・一〇	一一・五%
一 その他のもの	一 その他のもの	一〇%
六八・一二	道路その他の舗装に用いる石、縁石及び敷石（天然石製のものに限るものとし、スレート製のものを除く。） 石碑用又は建築用の石（加工したものに限る。）及びその製品（モザイクキューブを含むものとし、第六八・〇一号又は第六九類に該当するものを除く。）	一〇%
一 大理石（みがいたものに限る。）及び大理石製品 (1) 大理石の板（みがいたものに限る。） (2) その他のもの	一 大理石（みがいたものに限る。）及び大理石製品 (1) 大理石の板（みがいたものに限る。） (2) その他のもの	一〇%
六八・一〇	スレート（加工したものに限る。）及びスレート製品（凝結スレート製品を含む。）	一〇%
七・五%	七・五%	一〇%
七・五%	七・五%	一〇%
七・五%	七・五%	一〇%

七一・一六	身辺用模造細貨類	
一	貴金属をめつきしたもの	一一〇%
二	その他もの	一一一・五%
七三・〇一	鉄錫及びスピーゲル（なまこ形のもの、ブロッタ、ラン プその他これらに類する形状のものに限る。）	七・五%
一	鉄錫	五%
二	スピーゲル	五%
七三・〇一	フェロアロイ	五%
二	フェロマンガン	一二%
四	フェロニッケル	一二%
七三・〇五	鉄錫の粉及び海綿鉄錫	七・五%
一	鉄の含有量が全重量の九〇%に満たないもののうち (1) ニッケルの含有量が全重量の一%以上で五%に満たないもの	五%
二	その他のもの	五%
七三・一五	合金鋼及び高炭素鋼（第七三・〇六号から第七三・一四 号までに掲げる物品の形状のものに限る。）	五%
(一)	合金鋼	五%
(1)	高速度鋼（クロムの含有量が全重量の三%以上で、タンクスチン及びモリブデンの含有量の合計が全重量の八%以上のものに限る。）	五%
(1)	前年における輸入数量の国内需要数量のうち に占める割合を当該年度における国内需要見込数量に乗じて得た数量を基準とし、国際市場その他の条件を勘案して政令で定める数量	五%
(2)	その他のもの	五%
七三・一八	鉄錫の管及び素管（鋳錫管及び水力発電用高圧導水錫管を除く。）	五%
一	合金鋼（この類の注1(d)に定めるものをいう。）のもの	五%
七三・一〇	鉄錫製のジョイント、エルボー、ユニオン、フランジそ	五%

一一一%	一一〇%	一一〇%	無税	無税
------	------	------	----	----

七三・一三一	他の管用継手	七・五%
七三・一九	ドラム、かん、箱その他これらに類する容器（通常輸送用又は包装用に供するもので、鉄錫の板で製造したものに限る。）	七・五%
七三・三一	鉄錫製のくさり及びくさり部分品	七・五%
七三・三一	鉄錫製のくさり、びよう、またくさり、かきくさり、波形くさり、かすがい、飾りくさり、スペイク及び画びよぐ（銅以外の材料で製造した頭部を有するものを含む。）	七・五%
七三・三一	鉄錫製のボルト及びナット（ボルトエンド及びスクリュースタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。）並びに鉄錫製のねじ（スクリューフック及びスクリューリングを含む。）、リベット、コッター、コッターピン、座金及びね座金	七・五%
七三・三四	鉄錫製のピン（ハットピンその他の装飾用のもの及び画びようを除く。）、ヘアピン及びカールグリップ	七・五%
七三・三八	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（鉄錫製のものに限る。）	七・五%
七三・四〇	その他の鉄錫製品のうち	七・五%
七四・〇一	エンドレスコンベアベルト（巻いた未完成のコンベアベルトで両端にリベットなどを有するものを含む。）以外のもの	七・五%
七四・〇一	銅のマット、塊（精製してあるかどうかを問わない。）及び	七・五%
二	塊（一に掲げるものを除く。）	七・五%
(一)	製錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。）	七・五%
(1)	課税価格が一キログラムにつき二二一八円以下	七・五%
(2)	課税価格が一キログラムにつき二二一八円以下	七・五%
(3)	課税価格が一キログラムにつき二二一八円以下	七・五%
(1)	課税価格が一キログラムにつき二二一八円以下	七・五%
(2)	その他のもの	七・五%
七三・一八	鉄錫の管及び素管（鋳錫管及び水力発電用高圧導水錫管を除く。）	七・五%
一	合金鋼（この類の注1(d)に定めるものをいう。）のもの	七・五%
七三・一〇	鉄錫製のジョイント、エルボー、ユニオン、フランジそ	七・五%

一キログラムにつき	一キログラムにつき	一キログラムにつき
二二一円	二二一円	二二一円
無税	無税	無税

(1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの	鉛(合金を除く)のもの
(2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの	B その他のもの
(3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの	(1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下
(4) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえるもの	(2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの
→ 塊	→ 塊
(1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの	(1) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの
(2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの	(2) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの
(3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの	(3) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの
課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの	鉛(合金を除く)のもの
すずのはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あ	A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの
こえるもの	亜鉛の塊及びくず
八〇・〇四	七九・〇一
一キログラムにつき、五八円から課税価格を控除した額の半額及び八円	一キログラムにつき、九四円から課税価格を控除した額の半額及び八円
一キログラムにつき、七八円から課税価格を控除した額の半額及び八円	一キログラムにつき、七八円から課税価格を控除した額の半額及び八円
一キログラムにつき、八八円から課税価格を控除した額の半額及び八円	一キログラムにつき、八八円から課税価格を控除した額の半額及び八円
無税	無税

八一・〇四	なをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの重臺(補強材の重量を除く。)が一平方メートルにつき一キログラム以下のもに限る。)、粉及びフレーク
八一・〇五	その他のすず製品
八一・〇六	モリブデン及びその製品
八一・〇七	一塊、粉及びフレーク
八一・〇八	その他の卑金属及びその製品並びにサーメット及びその製品
八一・〇九	二塊、粉、フレーク及びくず(一に掲げるものを除く。)
八一・一〇	(3) その他のもののうち アンチモンの塊、粉及びフレーク
八一・一一	手工具(プライヤー(切断用プライヤーを含む。)、やつとこ、ツイーザー、ブリキばさみ、ボルトクリッパーその他これらに類する物品並びにせん孔ポンチ、パイプカッター、スペナー、レンチ及びやすりに限るものとし、タップ用レンチを除く。)
八一・一二	手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、この類の他の号に該当するものを除く。)、トーチランプ、金數き並びに機械用以外の万力及びクラシップ、可搬式かじ炉並びにフレームに取り付けたグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの
八一・一三	ナイフ(のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。)
八一・一四	二 その他のもの かみそり及びその刃(刃の半製品で帯状のものを含む。)
八一・一五	三 その他のもの はさみ(テーラースシャーを含む。)及びその刃
八一・一六	その他の刃物(たとえば、剪定ばさみ、バリカン、肉切り用クリーパー及びペーパーナイフ)並びにマニキュア用又はカイロパディ用のセット及び用具(つめやすりを含む。)
八一・一七	二 その他のもの
八一・一八	かみそり及びその刃(刃の半製品で帯状のものを含む。)
八一・一九	三 その他のもの

一〇%	九%	七・五%	七・五%	一キログラムにつき	七・五%	五%	七・五%
-----	----	------	------	-----------	------	----	------

八二・一四	二 その他のもの 鍛(かぎを用いるもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。)、フレーム(ハンドバッグ、トランクその他これらに類する物品に用いるもので、鍛と一体のものに限る。)並びにこれらのかぎ(完成したかぎであるかどうかを問わない。)及び部分品(卑金属製のものに限る。)
八二・一五	二 その他のもの 鍛(かぎを用いるもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。)、フレーム(ハンドバッグ、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限る。)及び帽子掛け、ブレケットその他これらに類する支持具
八二・一六	一 貴金属をめつきしたもの 二 その他のもの
八二・一七	(1) 自動車(關稅定率法別表第八七・〇九号又は第八七・一一号に該当する車両を除く。)又はトレーラー(同表第八七・〇一号又は第八七・〇二号に該当する自動車に用いるものに限る。)の部分品
八二・一八	(2) その他のもの

一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	九%
-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

八三・一二	一 貴金属製のビーズ及びスパングル 卑金属製の類縁その他これに類する縁及び鏡 貴金属をめつきしたもの
八三・一三	二 その他のもの ランプその他の照明器具及びその部分品(卑金属製のものに限るものとし、第八五類(第八五・一二二号を除く。)に該当するスイッチ、ランプホールダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く。)
八三・一四	一 貴金属をめつきしたものの
八三・一五	二 その他のもの ランプその他の照明器具及びその部分品(卑金属製のものに限るものとし、第八五類(第八五・一二二号を除く。)に該当するスイッチ、ランプホールダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く。)
八三・一六	一 貴金属をめつきしたものの

八四・〇六

内燃機関(ピストン式のものに限る。)

(1) 内燃機関

自動車用のもののうち

(2) 自動車用

機器

閏規定率法別表第八七・〇一号に掲げるトラ

クター用のもの

八四・二九

パン用穀物の製粉業用機械及び穀物又は乾燥した豆の加工に使用するその他の機械(農場用のものを除く。)

活字鋳造用又は植字用の機器及びその附属品、印刷用のブロッカ、プレート、シリンドラーの調製又は加工に使用する機械(第八四・四五号、第八四・四六号又は第八四・四七号に該当するものを除く。)、活字、紙型、母型、印刷用のブロッカ、プレート及びシリンドラー並びに製版用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロッカ、プレート、シリンドラー及びリソグラフィックストーン

八四・三四

八四・四〇

二 活字、紙型、母型並びにブロッカ、プレート及びシリンドラー(製版用に調製したものと含む。)

八四・四〇 清淨用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械(洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用織維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。)、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械(織物類その他の材料にペーストを被覆するものに限る。)、印刷機(織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するものは地色を印刷するものに限る。)並びにこれに使用するブロッカ、プレート及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの

二 その他のもの

八四・四五 金属又は金属炭化物の加工機械(第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。)

(1) 工作機械

旋盤

B 自動ならい旋盤(ベッド上の振りが六〇〇ミ

リメートルに満たないものに限る。)のうち

E その他のもののうち
多軸自動旋盤(六軸以下の棒材用のものを

八四・二九

八四・三四

八四・四〇

七・五%

一二・五%

一〇%

一〇%

一一・五%

一一・五%

一一・五%

一一・五%

一二・五%

(1) 自動ならい旋盤

(2) 多軸自動旋盤

(3) その他のもの

八四・二九

八四・三四

八四・四〇

八四・五九

機械類（原則としてもつぱら他の機械類の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。）

七 その他の機械類及びその部分品

(1) 機械類のうち

ドロマイット投射機、自動コイル巻機、重合タンク、密閉式連続マーガリン製造機、ペレット飼料製造機及びニューマチックマシン以外のもの

八五・〇一

発電機、電動機、回転式又は静止式のコンバータ、トランスマッパー、整流機器及びインダクター

三 トランスマッパー

(2) 容量が二〇〇キロボルトアンペアに満たないもの

八五・〇三

一次電池

八五・一〇

携帯用の電池ランプ及び発電ランプ（第八五・〇九号に該当するものを除く。）

八五・二〇

フィラメント電球及び放電燈（赤外線電球及び紫外線電球を含む。）、アーク燈並びに写真用せん光電球

一 フィラメント電球

八五・二二

二 その他のもの

電氣機器（原則としてもつぱら他の機器の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。）

一 計算機械用の制御機（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機若しくは記憶機又はこれらとともに使用する磁気テープコンバーター若しくは磁気テーププリンターに用いるものに限るものとし、第八四・五四号の一に掲げるものを除く。）のうち

八七・〇六

部分品及び附属品（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）

制御機
磁気印字式記憶機（記憶容量が一億字以上のもに限る。）又は磁気カード式記憶機に使用する

二 その他のもののうち

無限軌道式トラクター（蒸氣機関式のものを除く。）の部分品以外のもの

八七・一〇

自転車（配達用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）

九〇・一六

製図機器（パンタグラフその他の写図機器を含む。）、けがき用具及び計算尺、計算盤その他の計算用具並びにマ尺、釣合試験機その他この類の他の号に該当しない測定用又は試験用の機器並びに輪かく投影機

一 製図機器、けがき用具、計算用具並びにこれらの部分品及び附属品

九〇・一七

医療用又は獸医用の機器（電氣式のものを含む。）のうち

医療用（麻酔用を含む。）又は獸医用の機器（歯科用の機器、外科用以外の電氣機器及び針、鉗子、ナイフ、手のこぎり、はさみその他の外科用の手道具を除く。）並びにその部分品及び附属品並びに単に電動機で作動する機器（歯科用のものを除く。）

九〇・二一

教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型

九一・〇一

懐中時計、腕時計その他の携帯時計（ストップウォッチを含む。）

一 課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のもののうち

二 その他のもののうち

三 その他の時計

四 電気時計以外のもの

五 その他の時計

六 その他の時計

七 その他の時計

八 その他の時計

九 その他の時計

一〇 その他の時計

一一 その他の時計

一二 その他の時計

一三 その他の時計

一四 その他の時計

一五 その他の時計

一六 その他の時計

一七 その他の時計

一八 その他の時計

一九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の時計

二一 その他の時計

二二 その他の時計

二三 その他の時計

二四 その他の時計

二五 その他の時計

二六 その他の時計

二七 その他の時計

二八 その他の時計

二九 その他の時計

二〇 その他の

九六・〇二	その他のぼうき及びブラシ（機械の部分品として使用するブラシを含む）、ペイントローラー、スクリーナー（ローラースクイージーを除く）並びにモップ
二 その他のもの	
(一) 齒ブラン、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、ロ	
紅用の筆その他化粧用のブラシ及び筆	
(二) 機械の部分品として使用するブラシ	
(三) その他のもの	
ほうき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえた物品	
化粧用のパフ及びパッド（材料を問わない。）	
二 その他のもの	
手ふるい（材料を問わない。）	
人形	
九七・〇二	幼児用の自転車、三輪車及び足踏み式自動車並びに人形用のうば車その他これらに類する車
九七・〇三	
九七・〇四	娛樂用の模型及びその他のがん具
九七・〇五	テープルゲーム用具その他の室内用又は遊戯場用の遊戯用具（ビリヤードテーブル、ピンテーブル及び卓球用具を含む。）
九七・〇六	一 卓球用具並びにその部分品及び附属品
二 ドラッグその他のテープルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	
三 その他のもの	
カーニバル用品及び奇術用具その他の娯楽用品並びに人造クリスマスツリー、クリスマスストッキング、クリスマスツリーデコレーションその他これらに類するクリスマス用品	
運動用具及び戸外遊戯用具（第九七・〇四号に該当するものを除く。）	
一 戸外遊戯用具並びにその部分品及び附属品	
三 その他のもの	
釣針、釣りざおその他の魚釣用具、たも、捕虫網及びおとり具その他これに類する狩猟用具	
ボタン、ボタンモールド、飾りボタン、カフスボタン及びブレスファスナー（スナップファスナー及びブレススダッドを含む。）並びにこれらのブランク及び部分品	
二 その他のもの	

一〇%											
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

九八・〇三	(一) その他のもの
万年筆、ボールペンその他のペン及びペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー、シャープペンシル並びにこれらの部分品及び附属品（第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く。）	
一 万年筆、ボールペン及びシャープペンシル	
(一) 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	
(二) その他のもの	
A ボールペン	
七・一〇% その他	
九八・〇四	B その他のもの
二 その他のもの	
(一) その他のもの	
ペン先及びニップポイント	
二 その他のもの	
鉛筆、鉛筆用のしん、石筆、クレヨン、パステル、图画用木炭、筆記用又は图画用のチョーク並びにテーラースチョーク及びビリヤードチョーク	
一 鉛筆	
三 その他のもの	
日付印 封かん用スタンプ、ナンバーリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は浮出しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式のコンポジションスティック及びこれを有する手動式の印刷用セット	
タイプライター リボンその他これに類するリボン（スヌーピーに巻いてあるかどうかを問わない。）及びインキパッド（箱に入れてないインキパッドを含む。）	
二 インキパッド	
メカニカルライター その他これに類するライター（ケミカルライター及び電気式ライターを含む。）及びこれらの部分品（発火性合金及びしんを除く。）	
一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴	

一一〇%											
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

九八・一 九八・一二 九八・一五	石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこう を用いたもの 二 その他のもの 一 腹煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の腹煙用パイ プの部分品(荒く成形した木製ブロックを含む。)並びに シガーホールダー、シガレットホールダー及びこれらの 部分品	一一〇% 一一〇% 一一〇%
九八・一 九八・一二 九八・一五	くし、ヘアライドその他これらに類する物品 一 貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべ つこうを用いたもの 二 その他のもの 魔法びんその他の真空容器(ケース入りのものに限る。) 及びその部分品(ガラス製の内部容器を除く。)	一一〇% 一一〇% 一一〇%
九八・一 九八・一二 九八・一五	くし、ヘアライドその他これらに類する物品 一 貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべ つこうを用いたもの 二 その他のもの 魔法びんその他の真空容器(ケース入りのものに限る。) 及びその部分品(ガラス製の内部容器を除く。)	一一〇% 一一〇% 一一〇%

○六・〇三 ○六・〇四 ○六・〇一	切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工を したもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。) 樹木、灌木その他の植物の葉、枝その他の部分(切花を 除く。)、こけ、地衣及び草(生鮮のもの又は乾燥、染 色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用 に適するものに限る。)	一一〇% 一一〇% 一一〇%
○八・〇一 ○八・〇四 ○八・〇三	なつめやしの実、パナナ、ココやしの実、プラジルナッ ト、カシュー・ナット、パイナップル、アボカドー、マン ゴー、グアバ及びマンゴスチン(生鮮又は乾燥のものに 限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。) 一 パナナ 二 干しバナナ 三 パイナップルのうち 四 その他のもののうち アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチ ン(乾燥のものに限る。)並びにココやしの実及 びプラジルナット	一一〇% 一一〇% 一一〇%
○八・〇一 ○八・〇四 ○八・〇三	いちじく(生鮮又は乾燥のものに限る。) 二 干しいちじく 三 千しづどうのうち かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの(容器とともに 一個の重量が一〇キログラム以下のものに限 る。)	一一〇% 一一〇% 一一〇%
○五・〇七 ○五・一二 ○五・一二	冷凍果実(あらかじめ加熱による調理をしてあるかどう かを問わないものとし、糖類を加えてないものに限る。) のうち 一 パペイヤ、ボボー、アボカドー、グアバ、ドリアン、 ブリンビン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブー タン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チエリモア、サント ル、シニガーラップル、マンゴー・カスター・アップル、 パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワー	一一〇% 一一〇% 一一〇%

○八・一

サッパ及びレイシ
一時的に貯蔵した果実(たとえば、亜硫酸ガス又は塩水、
亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのまま
の状態では食用に適しないものに限る。)

三 その他のものうち

ペペイヤ、ボボー、アボカドー、グアバ、ドリア
ン、ブリンビン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、
ランブーナン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チエリ
モア、サントル、シェガーラップ、マンゴー、カ
スター、アップル、パッションフルーツ、ランソ
ム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ
乾燥果実(第〇八・〇一号、第〇八・〇二号、第〇八・
〇三号、第〇八・〇四号又は第〇八・〇五号に該当する
もの)を除く。)のうち

○八・二

乾燥果実(第〇八・〇一号、第〇八・〇二号、第〇八・
〇三号、第〇八・〇四号又は第〇八・〇五号に該当する
もの)を除く。)のうち

○八・四

パパイヤ、ボボー、ドリアン、ブリンビン、チャンペ
ダ、ナンカ、パンの実、ランブーナン、ジャンボ、レ
ンブ、サボテ、チエリモア、サントル、シェガーラッ
プル、カスター、アップル、パッションフルーツ、ラン
ソム、サワーサップ及びレイシ
こしよう属のペッパー及びとうがらし属又はピメンタ属
のピメント

一 小売容器入りのもの

二 その他のもの

(1) 粉碎し又は混合したもの

丁子(果実、花及び花梗に限る。)

二 小売容器入りのもの

(1) 粉碎したもの

肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類

二 その他のもの

(1) 粉碎したもの

アニス、大うきよう、ういきよう、コリアンダー、ク
ミン、カラウエイ又はジニニパーの種

一 小売容器入りのもの

二 その他のもの

(1) 粉碎し又は混合したもののうち

○九・〇九

○九・〇七

○八・一

○八・一

一〇%

タイム、サフラン、月けい樹の葉及びその他の香辛料

三 その他のもの

(1) 小売容器入りのもの

(2) その他のもの

A 粉碎し又は混合してないもの

B 粉碎し又は混合したもの

(a) しようが

(b) その他のもの

一〇%

主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これら
に類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を
含むものとし、全形のもの又は切り、碎き、ひき若しく
は粉状にしたものとし、生鮮又は乾燥のものに限る。)

一二 その他のものうち

びやくだん、キーベ根、大麻草、けしづら
及びおたねにんじん以外のもの

ローカストビーン(生鮮又は乾燥のもので、碎いてある
か、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、さら
に調製したもの)及び主として食用に供する果実
の核その他の植物性生産品で他の号に該当しないもの

二 食用の海藻(乾燥したもの)を含む。)

(1) その他のもののうち

ひじき

牛、羊又はやぎの溶出してない脂肪並びにこれから製造
した牛脂、羊脂及びやぎ脂(ブルミエジスを含む。)

一 牛脂

二 その他のもの

植物性油脂(精製してあるかどうかを問わない。)
八 パーム油及びパーム核油のうち

パーム油

動物性又は植物性の油(ボイル油化、酸化、脱水、硫
化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重
合その他の変性加工をしたものに限る。)

脂肪性の酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずる
もの及び脂肪性のアルコール

一 オイレン

二 ステアリン

三 その他のもの

五%

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

一〇%

四%

無税

無税

無税

五%

無税

五%

無税

五%

二一・〇六	酵母（活性のものであるかどうかを問わない。）及び調製したペーキングペウダ一	二一・五 %
二一・〇七	活性のもの （一） その他のもの （二） ベーキングペウダ一	二一・五 %
二一・〇八	調製飲料品（他の号に該当するものを除く。） （一） 砂糖を加えたもののうち 飲料のもと（おたねにんじん又はそのエキスを含有するものに限る。）及びピーナツバター （二） その他のもの アルコールを含有しない飲料のもとのうち おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	二五 %
二一・〇九	（一） その他のもののうち ピーナツバター ヤングコーンコブ（かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。） ひじき	二〇 %
二一・一〇	ビール ぶどう搾汁（発酵中のもの及びアルコール添加以外の方法により発酵を止めたものに限る。） ぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及び ぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの （一） シャンパンその他のスペーカリングワイン	一一・五 %
二一・一一	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、芳香性エキスにより香味を付けたものに限る。）	一〇 %
二一・一二	その他の発酵酒（たとえば、りんご酒、なし酒及びミード） 一 清酒及び蕪酒 二 その他のもの	無税
二一・一三	エチルアルコール（変性していないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。）及び蒸留酒、リキュール その他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品（い	五円 一リットルにつき三 二五円 一リットルにつき三 〇円 一リットルにつき九 無税

(四) その他のもののうち エチルアルコール	一〇円
その他のもの (ラムを除く。)	五円
二 リキュールその他のアルコール飲料 (蒸留酒を除く。)	一リットルにつき七五円 一リットルにつき四五円
(一) 合成清酒及び白酒	無税
(二) その他のもの	無税
三 食酢及びその代用物	無税
三 その他もの	無税
甘味を付けた飼料その他の調製飼料及び飼料用調製品	六%
一 飼料用調製品	無税
別表第三 鉱工業產品等特惠關稅率 (二分の一輕減稅率) 適用品目表	
品名	別表第三 關稅定率法 の番号
二九・〇五 環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・一二
二 その他のもの	二九・一二三
(一) テルピネオール、メントール及びボルネオールのうち メントール	二九・四二
单一又は混成の酸素官能のアミノ化合物	二九・一二三
三 グルタミン酸ソーダ	二九・四二
植物アルカリイド(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	二九・四二
三 その他のもの	二九・四二
一 精油 (一) 硫酸ニコチン	二九・〇一
精油 (コンクリートのものを含むものとし、テルペングリセリドを除いてあるかどうかを問わない。)及びレジノイド	二九・〇一
一 精油 (一) ゲラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油、パチュリ油、ベチベ ル油及び芳油のうち	二九・〇一

二二三・〇四	(二) その他のもの 天然又は人造の香氣性物質の二以上の混合物及び当該香氣性物質の一以上をもととした混合物(アルコール溶液を含むものとし、香料工業、食品工業その他の工業において原料として用いるものに限る。)
三五・〇一	カゼイン、カゼイナート及びその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー 二 その他のもの
三五・〇二	アルブミン、アルブミナート及びその他のアルブミン誘導体
四一・〇二	牛革(水牛革を含む。)及び馬属の動物の革(第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)
四一・〇三	羊革(第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)
四一・〇四	やぎ革(第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)
四一・〇八	パテントレザー、イミテーションパテントレザー及びメタライズドレザー
四一・〇二	トランク、スーツケース、帽子箱、旅行かばん、リュックサックその他の旅行用具、買物袋、ハンドバッグ、手さげかばん、書類かばん、さいふ、化粧具入れ、工具ケース、たばこ入れ並びに武器、楽器、双眼鏡、宝石、ひん、カラーリ、はき物、ブラシその他の物品用のさや、ケース及び箱並びにこれらに類する容器(革、コンポジションレザー、バルカナイズドファイバー、人造プラスチックのシート、板紙又は紡織用繊維の織物類で製造したものに限る。)
四一・〇五	その他の革製品及びコンポジションレザーア製品
四四・一四	木材(長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎしたので、さりに加工してないもののうち、厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。) 四 ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばはき科のもの 木材(長さの方向にひいたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限るものとし、さらに加工したもの(薄板及び合板用单板(厚さが五ミリメートル以下のものに限る。))
四六・〇二	二 その他のもののうち 合板用单板 組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品(シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む。)並びにひん用のわらづと 二 その他のもの (一) その他のもののうち いぐさ製又は七島い製のもの 繭(緑糸に適するものに限る。) 絹糸(絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用の糸を除く。) 絹紗糸(絹紡紬糸及び小売用の糸を除く。)
五〇・〇一	
五〇・〇四	
五〇・〇五	

六五・〇一	製のものに限るものとし、第六四・〇一号に該当するものを除く。)
六七・〇四	帽体(組んだもの又は組物その他の物品のストリップで作つたもので、成型しあはづばを付けてないものに限る。)かつら、つけひげ、ヘアペッド、かもしその他これらに類する物品(人髪製、獸毛製又は紡織用纖維製のものに限る。)及び人髪製のその他の製品(ヘアネットを含む。)
七一・〇一	貴石及び半貴石(カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付け又は糸通したものととともに、格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものと含む。)
七五・〇一	二 その他(ニッケルのマット、スペイスその他ニッケル製鍊の中間生産物、塊(電気めつき用の陽極を除く。)及びくず)
七五・〇三	二 塊 ニッケルの板、帶、はく、粉及びフレーク
七五・〇五	一 はく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。)、粉及びフレーク
七六・〇一	二 ニッケル(合金を除く。)のもの
七八・〇一	粉及びフレーク 電気めつき用のニッケル陽極(電気分解により製造したものを含む。)
八〇・〇二	一 塊 アルミニウムの塊及びくず
八四・五五	一 塊 アルミニウム(合金を除く。)のもの
八五・一八	一 塊 鉛の塊(銀を含有するものを含む。)及びくず
八五・一九	B その他(他のもの)
第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号又は第八四・五四号に該当する機械に原則としてもあづら使用する部分品及び附属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)のうち	電子計算機械の部分品及び附属品
固定式又は可変式の蓄電器のうち	電力用のもの以外のもの(部分品を除く。)

別表第四 特惠関税例外品目表	注 この表に掲げる物品には、関税定率法別表(別表第一の税率の適用があるときは、同表)において、その対応する税率の欄で無税とされているものを含まないものとする。
別表の番号	品名
二七・〇九	石油及び歴青油(原油に限る。)
二七・一〇	石油及び歴青油(原油を除く。)並びに石油又は歴青油の調製品(調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。)
二七・一一	一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。)
三五・〇三	二 ゼラチン(正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。)、ゼラチン誘導体並びににかわ、魚膠及びアイシンググラス
三四・一五	一 ゼラチン及びにかわ 衣類及びその附属品(革製又はコソボジションレザーメードのものに限る。) 合板、ブロワックボード、ラミンボード、パウテンボードその他のこれらに類する積層木材(ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。)及び象眼し又は寄せ木した木材のうち
五〇・〇二	合板 生糸(よつてないものに限る。)
五〇・〇九	二 その他(他のもの)
六四・〇一	絹織物(絹ノイル織物を除く。)
六四・〇五	一 はき物(本底及び甲をゴム又は人造プラスチックで作つたものに限る。)はき物の部分品(甲、中敷き及びねじ止め式とかとを含むものとし、金属製のものを除く。)

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第二条中次の各号に掲げる関税暫定措置法の改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第七条の七に一項を加える改正規定、第八条の二の改正規定（同条第二項の改正規定を除く。）

同条を第八条の五とし、第八条の次に三条を加える改正規定及び別表の改正規定（別表第一から別表第四までに係る部分に限る。）昭和四十六年十月一日までの間において政令で定める日

二 第七条の八第一項の改正規定（三百円）を「五百円」に改める部分に限る。）昭和四十六年十一月一日

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第七条第一項又は第七条の六第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品及び同法第八条第二項の軽減税率の適用を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 附則第一項第一号に掲げる日の前日までにおいては、関税暫定措置法第八条の二第一項の規定の適用については、同項中「別表の税率の適用」とあるのは、「別表第一の税率又は同法第八条第三項の税率の適用」とする。

5 昭和四十六年度における改正後の関税暫定措置法第八条の四の規定の適用については、同条第一項前段中「当該年度に」とあるのは「特惠実施第一年度関税率法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第号）附則第一項第一号に掲げる日（以下この条において「特惠実施日」という。）から昭和四十七年三月三十一日までの期間をいう。」にと、「加算した額又は数量」とあるのは「加算した額又は数量を十二で除し、これに当該年度に含まれる月の数を乗じて得たもの」と、同条第三項中「四月一日」とあるのは「特惠実施日」と、「限度額等の二分の一に相当する額」とあるのは「限度額等を第一項に規定する月の数で除し、これにそれぞれ上半期又は下半期に含まれる月の数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

6 この法律の施行前にした行為及び附則第二項又は第三項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の表東京税關の項管轄区域の欄中「東京都」を「東京都 千葉県のうち成田市、香取郡大栄町及び多古町並びに山武郡之山町」に改め、同表横浜税關の項管轄区域の欄中「千葉県」を「千葉県（東京税關の管轄に属する地域を除く。）」に改める。

理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応するため、関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書（千九百六十七年）による讓許税率を繻り上げて実施することとするほか、関税率について所要の調整を行ない、国際連合貿易開発会議における合意に基づいて、いわゆる南北問題の解決に資するため、開発途上国への原産品に対して特惠関税を適用する制度を新設するとともに、大気汚染防止の推進等のため、脱硫により低いおも化される重油の製造用原油等の減税制度を拡充する等関税の減免還付制度について所要の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十六年三月九日印刷

昭和四十六年三月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B